山 鹿 市 議 会 会 議 録

平 成 24年 （ 第 3 回 ） 6 月 定 例 会

山　鹿　市　議　会

平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	6月　7日	木	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
2	6月　8日	金	休　　会	
3	6月　9日	（土）		
4	6月　10日	（日）		
5	6月　11日	月	休　会　（発言通告締切午後５時まで）	
6	6月　12日	火	休　　会	
7	6月　13日	水	質疑・一般質問	
8	6月　14日	木	質 疑 ・ 一 般 質 問 ・ 委 員 会 付 託	
9	6月　15日	金	本会議なし	福祉厚生
１０	6月　16日	（土）	休　　会	
１１	6月　17日	（日）		
１２	6月　18日	月	本会議なし	建設環境
１３	6月　19日	火		経済観光
１４	6月　20日	水		総務文教
１５	6月　21日	木		議会運営
１６	6月　22日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会

目　次

第１号（６月７日） **頁**

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 3
４．説明のため出席した者 …… 4
５．事務局職員出席者 …… 5
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
７．日程第２　会期の決定 …… 6
８．日程第３　表彰状の伝達 …… 7
９．日程第４　議案第49号～議案第58号
　　報告第２号～報告第４号 …… 8
10．提案理由の説明 …… 8
（１）議案第49号（中嶋市長） …… 8
（２）議案第50号（有働市民福祉部長） …… 9
（３）議案第51号（幸村環境部長） …… 10
（４）議案第52号（寺崎教育部次長） …… 11
（５）議案第53号（本多総務部長） …… 11
（６）議案第54号（本多総務部長） …… 13
（７）議案第55号（本多総務部長） …… 13
（８）議案第56号（本多総務部長） …… 13
（９）議案第57号（有働市民福祉部長）…… 14
（10）議案第58号（本多総務部長） …… 14
（11）報告第２号（緒方建設部長） …… 14
（12）報告第３号（本多総務部長） …… 15
（13）報告第４号（本多総務部長） …… 15
11．散　会 …… 16

第２号（６月13日）

１．議事日程 …… 19
２．本日の会議に付した事件 …… 20

３．出席議員 …… 20
４．説明のため出席した者 …… 21
５．事務局職員出席者 …… 22
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 23
（１）太田黒鐵郎議員一般質問 …… 23
○本多総務部長答弁 …… 25
（２）太田黒鐵郎議員一般質問 …… 27
○川崎市民福祉部次長答弁 …… 31
○杉本教育長答弁 …… 32
○寺崎教育部次長答弁 …… 34
○冨田農林部長答弁 …… 35
○宮本水道局長答弁 …… 36
（３）太田黒鐵郎議員一般質問 …… 37
○冨田農林部長答弁 …… 38
（４）原徹議員一般質問 …… 39
○川野首席教育審議員答弁 …… 40
○寺崎教育部次長答弁 …… 40
○緒方建設部長答弁 …… 41
（５）原徹議員一般質問 …… 42
○有働市民福祉部長答弁 …… 44
○本多総務部長答弁 …… 45
○寺崎教育部次長答弁 …… 46
○緒方建設部長答弁 …… 46
（６）原徹議員一般質問 …… 47
○中嶋市長答弁 …… 49
○杉本教育長答弁 …… 51
○寺崎教育部次長答弁 …… 51
（７）福本義文議員一般質問 …… 52
○冨田農林部長答弁 …… 54
○幸村環境部長答弁 …… 55
（８）福本義文議員一般質問 …… 57
○冨田農林部長答弁 …… 57
（９）福本義文議員一般質問 …… 57
○冨田農林部長答弁 …… 59

（10）森久雄議員一般質問 …… 59
○冨田農林部長答弁 …… 61
○三森商工観光部長答弁 …… 62
（11）森久雄議員一般質問 …… 63
○冨田農林部長答弁 …… 65
○三森商工観光部長答弁 …… 65
（12）北原昭三議員一般質問 …… 66
○川野首席教育審議員答弁 …… 67
（13）北原昭三議員一般質問 …… 68
○川野首席教育審議員答弁 …… 69
（14）北原昭三議員一般質問 …… 70
○本多総務部長答弁 …… 71
○川野首席教育審議員答弁 …… 72
（15）北原昭三議員一般質問 …… 72
○有働市民福祉部長答弁 …… 73
○寺崎教育部次長答弁 …… 74
（16）北原昭三議員一般質問 …… 75
○有働市民福祉部長答弁 …… 76
○寺崎教育部次長答弁 …… 76
（17）北原昭三議員一般質問 …… 77
○有働市民福祉部長答弁 …… 78
（18）森川昭彦議員一般質問 …… 79
○寺崎教育部次長答弁 …… 80
○本多総務部長答弁 …… 81
○幸村環境部長答弁 …… 82
７．散　会 …… 83

第３号（６月14日）

１．議事日程 …… 87
２．本日の会議に付した事件 …… 88
３．出席議員 …… 88
４．説明のため出席した者 …… 89
５．事務局職員出席者 …… 89
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 91

（１）高野誠二議員質疑・一般質問 …… 91
○寺崎教育部次長答弁 …… 92
○戸次総務部次長答弁 …… 93
（２）高野誠二議員一般質問 …… 94
○戸次総務部次長答弁 …… 96
（３）冨丸洋一郎議員一般質問 …… 96
○中嶋市長答弁 …… 99
（４）冨丸洋一郎議員一般質問 …… 100
○中嶋市長答弁 …… 101
（５）川野功議員一般質問 …… 101
○三森商工観光部長答弁 …… 103
（６）川野功議員一般質問 …… 104
○三森商工観光部長答弁 …… 106
（７）川野功議員一般質問 …… 107
○寺崎教育部次長答弁 …… 108
（８）川野功議員一般質問 …… 109
○中嶋市長答弁 …… 110
（９）吉本政幸議員一般質問 …… 111
○冨田農林部長答弁 …… 113
(10) 吉本政幸議員一般質問 …… 115
(11) 池田誠一議員一般質問 …… 116
○川野首席教育審議員答弁 …… 119
○冨田農林部長答弁 …… 120
○中嶋市長答弁 …… 121
(12) 永田紘二議員一般質問 …… 121
○杉本教育長答弁 …… 122
(13) 永田紘二議員一般質問 …… 123
○川野首席教育審議員答弁 …… 124
(14) 永田紘二議員一般質問 …… 125
○川野首席教育審議員答弁 …… 126
(15) 永田紘二議員一般質問 …… 127
○川野首席教育審議員答弁 …… 127
７．日程第２　委員会付託 …… 128
８．散　会 …… 129

第４号（６月22日）

１．議事日程 …… 133
２．本日の会議に付した事件 …… 133
３．出席議員 …… 133
４．欠席議員 …… 134
５．説明のため出席した者 …… 134
６．事務局職員出席者 …… 135
７．日程第１　議案第49号～議案第58号 …… 136
　　陳情第13号 …… 136
８．各常任委員長の報告 …… 136
（１）福祉厚生常任委員長報告 …… 136
（２）建設環境常任委員長報告 …… 137
（３）経済観光常任委員長報告 …… 138
（４）総務文教常任委員長報告 …… 138
９．質　疑 …… 139
10．討　論 …… 139
11．採　決 …… 139
12．閉　会 …… 140

6月7日(木曜日)

平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成24年６月７日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　表彰状の伝達
第４　議案第49号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第50号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例
議案第51号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
議案第53号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第54号　財産の取得について
議案第55号　財産の取得について
議案第56号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第57号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第58号　固定資産評価員の選任について
報告第２号　専決処分の報告について
報告第３号　平成23年度山鹿市一般会計継続費繰越しの報告について
報告第４号　平成23年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番　永田　健　君
２番　稲葉　昇　君
３番　藤本芳雄　君
４番　福本義文　君
５番　冨丸洋一郎　君
６番　藤本峰秀　君
７番　北原昭三　君
８番　芹川正美　君

９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君
19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君
23番	横手啓介	君
24番	高野誠二	君
25番	藤原　弘	君
26番	森　久雄	君
27番	太田黒鐵郎	君
28番	丸山寛治	君
29番	寺崎勇児	君
30番	丸山康昭	君

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	杉本作徳	君
総務部長	本多隆文	君
市民福祉部長	有働　博	君
農林部長	冨田弘海	君
商工観光部長	三森兄臣	君
建設部長	緒方淳一	君
環境部長	幸村英星	君
市民医療センター事務部長	荒木　隆	君

首席審議員兼会計管理者	米加田　純　正　君
総務部次長兼秘書課長	戸　次　由　夫　君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川　崎　美　明　君
農林部次長	池　田　廣　二　君
建設部次長	長　迫　三紀夫　君
教育部次長	寺　崎　泰　和　君
財政課長	木　下　　実　君
市民課長	前　田　泰　秀　君
農林振興課長	金　光　一　誠　君
商工課長	大　森　健　司　君
観光課長	早　田　順　二　君
環境課長兼廃棄物処理施設建設推進室長	冨　田　龍　也　君
市民医療センター事務部総務課長	野　田　修　誠　君
監査事務局長兼選管事務局長	緒　方　　栄　君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	奥　村　正　文　君
局長補佐兼議会総務係長	渡　邊　義　明　君
議事係長	小　山　　天　君
書記	森　　英　州　君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開会

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

ただいまから平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっておりますので、許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

６月定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成 24 年６月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、合併から８年目を迎えた今日、さきの３月定例会において、ご承認、可決いただきました平成 24 年度予算に係るさまざまな施策、重点プロジェクトにスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

大都市から地方都市に至るまで、それぞれの自治体が将来を見据えたさまざまな取り組みを模索する中、本市におきましても先送りできない課題の解決を図る一方で、山鹿市の価値を高め、成長へ道筋を確かなものにしなければならない極めて重要なときを迎えております。

このたびの定例会におきましても、新庁舎の建設に伴う予算など、これらに係る議案をご提案申し上げております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横手啓介君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において永田紘二議員、川野功議員を指名いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（横手啓介君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月22日までの16日間といた

したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第３　表彰状の伝達

○議長（横手啓介君）

日程第３、表彰状の伝達を行います。

去る５月23日、東京日比谷公会堂におきまして、第88回全国市議会議長会定期総会が開催されました。

その際、議員在職10年以上の表彰を吉本政幸議員が受賞されました。よって本日、その表彰状の伝達を行います。

受賞者の吉本議員は、演壇の方へお願いいたします。

［表彰状伝達］

○議長（横手啓介君）

表彰状

山鹿市
吉本政幸殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十八回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十四年五月二十三日

全国市議会議長会
会長　関谷　博

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（横手啓介君）

受賞者の吉本議員には、まことにおめでとうございました。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第４　議案第49号～議案第58号

報告第２号～報告第４号

○議長（横手啓介君）

日程第４、議案第49号から報告第４号までの全案件を一括議題といたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議案第49号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

議案第51号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議案第53号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第54号　財産の取得について

議案第55号　財産の取得について

議案第56号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第57号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議案第58号　固定資産評価員の選任について

報告第２号　専決処分の報告について

報告第３号　平成23年度山鹿市一般会計継続費繰越しの報告について

報告第４号　平成23年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

提案理由の説明を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

議案の説明に入ります前に、ただいま10年以上の在籍ということで表彰を受けられました吉本議員の方に、心からお祝いを申し上げたいと思います。今後ともよろしく、山鹿市のために頑張っていただきたいと思います。

それでは、議案第49号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

現在、市政をあずかる者といたしまして、近年の本市の財政状況及び市民の経済情勢に配慮いたしますとともに、合併後の行財政改革への取り組みを積極的に推進する観点から、２期目の在任期間中、10％の給与減額を行っております。

今回、本市の大きな課題であります鹿央クリーンセンターの使用期間につきまして、地元地域の住民の皆様方に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしているところでございます。

本件に関しましての最終責任、全責任は、広域行政の管理者としてのみならず、廃棄物行政を担う市長である私にあり、一定のけじめとして、みずからを処すべきとの思いから、市長の給料を任期中、減額するものでございます。

減じる額につきましては、現在の給料額の10%を減額しておりますので、これに20%を上乗せしまして、合計30%の減額を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年７月１日から施行いたします。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働博君　登壇］

○市民福祉部長（有働博君）

議案第50号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、改正動機を共通とする４本の条例につきまして、所要の規定の見直しを行うとともに、条文の整備を行うものでございます。

まず、山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部改正につきまして申し上げます。

第２条及び第４条の改正は、外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票や外国人登録証明書が廃止されることになり、登録資格要件など規定の見直しを行うものであります。

第５条、第６条及び第11条の改正は、外国人住民が印鑑登録をする際に必要な要件の規定について整備するものでございます。

次のページの第14条関係は、印鑑を登録している外国人住民が日本国籍を取得した場合を除き、中長期在留者でなくなった場合には、印鑑の登録を抹消することといたすものであります。

山鹿市手数料条例、山鹿市子ども医療費助成に関する条例及び山鹿市斎場条例の一部改正につきましては、いずれも外国人登録原票が廃止されることによる条文の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳の一部改正の施行日であります平成24年７月９日から施行し、そのほか必要な経過措置

を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村英星　登壇］

○環境部長（幸村英星君）

議案第51号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の提案理由は、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、あわせて条文の整備を行うため、条例を改正する必要があり、提案するものでございます。

まず、第３条の改正でございますが、一般廃棄物の処理計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、基本計画と実施計画を定めることとされているところでございます。

しかしながら、本市の条例、第３条の規定では、毎年４月１日から翌年３月31日までを一事業年度とした一般廃棄物処理計画を定めることとしておりまして、これは各年度の事業について定める実施計画を意図しているものであり、中長期的な基本的事項を定めます基本計画については何ら触れていないことから、条文の整備を行おうとするものでございます。

続きまして、第12条の改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきましては、一般廃棄物の収集運搬及び処分までを「廃棄物の処理」と称していますことから、見出しの整備を行うものでございます。

あわせまして、手数料は、一般家庭から発生するごみの収集運搬に係る手数料を定めたものであり、ごみの処分に係る手数料は、施設を有する広域事務組合が条例に基づいて徴し得るものであることから、条文の整備を行おうとするものでございます。

続きまして、第21条の改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条項移動に伴う改正及び条文の整備でございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が、平成22年５月19日に公布され、同法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令によりまして、平成23年４月１日から施行されたところでございます。この廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律、第９条の３におきまして、新たに第６項が加えられましたことによりまして、既存の第６項以下が１項ずつ繰り下げられました。

このことに伴いまして、本市の条例第21条において引用しております生活環境影

響調査結果の縦覧等の部分を改正しますとともに、条文の整備をあわせて行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横手啓介君）

寺崎教育部次長。

[教育部次長　寺崎泰和君　登壇]

○教育部次長（寺崎泰和君）

議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市立山鹿小学校と山鹿市立川辺小学校を統合して、新たに設置する小学校の名称を定めるため、条例改正を行うものでございます。

改正の内容は、平成23年６月に、条例第17号として公布いたしました山鹿市立学校条例の一部を改正する条例、この別表におきまして仮称としておりました統合小学校の名称を「山鹿市立山鹿小学校」に改めるため、改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(横手啓介君)

本多総務部長。

[総務部長　本多隆文君　登壇]

○総務部長(本多隆文君)

議案第53号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、継続費及び地方債の補正であります。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に４億1224万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を263億6224万4000円とするものであります。

４ページをお開きください。

第２表、継続費であります。

(款)総務費の市庁舎等建設事業につきまして、総額、年度及び年割額を記載のとおり定めるものであります。

続きまして、５ページ、第３表、地方債補正につきましては、市庁舎等建設事業に係る地方債を追加するものであります。地方債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

15ページをお開きください。

３、歳出、(款)総務費、(目)庁舎建設費の補正額２億8150万円は、市庁舎及び仮称、市民交流センターの本体建設に係る本年度事業費であります。

なお、本体工事費に係る総事業費は49億9400万円でございます。

16ページをお開きください。

(款)民生費、(目)障害者福祉費の補正額495万円は、障害者等の要援護者に対する日常的な支え合い活動の体制整備を図り、対象者の日常生活の安全確保、地域と一体となって支援するものであります。

続きまして、(款)農林水産業費、(目)農業振興費の補正額4050万円は、国の新規就農総合支援事業の一環として、新規青年就農者に対する就農給付金であります。45歳未満の独立自営就農者を対象とするものです。

次のページ、(款)商工費、(目)商工振興費の補正額54万6000円は、県の地域づくりチャレンジ推進補助金の補助採択を受け、豊前街道沿いの各商店街におけるまち歩きへの案内など、自主的な商店街づくりへの取り組みを支援するものであります。

次の(目)観光費の補正額250万円は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択を受け、山鹿温泉祭の衣装やイベント用備品を購入するものであります。

その下にあります(款)教育費、(目)教育委員会費の補正額300万円は、寄附行為に基づき、奨学資金の拡充を図るものであります。

18ページをお開きください。

(目)小学校教育振興費の補正額89万4000円は、小学校における教育課程や指導方法等の改善充実を図るため、実践的な調査研究を行うものであります。なお、本事業は文部科学省及び熊本県からの指定事業であります。

次の(目)学校建設費の補正額3166万2000円は、耐震診断の結果、Is値が0.3を下回る施設について、耐震補強及び施設改修を行うものであります。対象校は、内田小学校、城北小学校、千田小学校の３校であります。

続きまして、(目)中学校教育振興費の補正額25万4000円は、小学校と同じく、文部科学省からの指定を受け、地域とともに学校運営を行うコミュニティ・スクールについて調査研究を行うものであります。

次の(目)学校建設費の補正額381万円は、Is値が0.3未満であった菊鹿寮につきまして、耐震補強を行うものであります。

続きまして、(目)文化財保護費の補正額25万3000円は、寄附行為により隈部親永公の顕彰看板を設置するものであります。

次の(目)体育施設費の補正額4237万5000円は、平成25年度から鹿北統合小学校の体育館として共有する鹿北体育センターについて、耐震補強並びに施設改修を行うものでございます。

以上が歳出予算の概要であります。よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第54号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

消防団に配備いたします消防小型動力ポンプ積載車の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。

取得する財産は、消防小型動力ポンプ積載車17台でございます。

その内訳でございますが、消防車両の更新基準に基づきまして、20年を経過した普通積載車両11台の更新及び新規導入１台、中山間地域などの狭い道路での機動力を発揮する軽四輪駆動車両新規導入５台でございます。

契約の方法は指名競争入札であり、取得金額は5940万9000円でございます。

契約の相手方は、熊本市中央区菅原町１番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治でございます。

続きまして、議案第55号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

消防団に配備いたします消防小型動力ポンプの取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるため、提案するものでございます。

取得する財産は、消防小型動力ポンプ17台でございます。

消防小型動力ポンプの更新基準に基づきまして、18年を経過したものを更新するものでございます。

契約の方法は、指名競争入札であり、取得金額は2481万1500円でございます。

契約の相手方は、熊本市中央区神水二丁目６番７号、野々村ポンプ株式会社、代表取締役、湯本淳二でございます。

続きまして、議案第56号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本市の政令指定都市移行による行政区の設置に伴い、熊本市の住所の表示が変更されたため、熊本県市町村総合事務組合の事務所の位置を規定する同組合規約第４条について、現住所の「熊本市」の次に「東区」を加えるものです。

なお、関係地方公共団体との協議により、規約の変更手続を進めることとなりますが、この協議については、地方自治法第290条の規定に基づき、本組合を構成するすべての地方公共団体におきまして、同じ内容による議会の議決を経る必要があ

ります。

附則といたしまして、この規約は協議が整った日から施行し、変更後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、平成24年４月１日から適用いたします。

以上、よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働博君　登壇］

○市民福祉部長（有働博君）

議案第57号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案も、議案第56号と同じく、熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置について、「熊本市」の次に「東区」を加えるものであります。

なお、当案の規約の変更手続の協議につきましては、地方自治法第291条の11の規定により、すべての構成市町村の議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、協議が整った日から施行し、政令都市移行の日である平成24年４月１日から適用いたします。

以上、よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(横手啓介君)

本多総務部長。

[総務部長　本多隆文君　登壇]

○総務部長(本多隆文君)

議案第58号　固定資産評価員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、本年４月の人事異動に伴いまして、総務部税務課長、阿蘇品元晴を本市固定資産評価員に新たに選任するため、地方税法第404条第２項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご同意賜わりますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(横手啓介君)

緒方建設部長。

[建設部長　緒方淳一君　登壇]

○建設部長(緒方淳一君)

報告第２号　専決処分の報告について、ご説明いたします。

本案は、市営住宅に係る家賃及び住宅の明け渡しの請求に関する訴えの提起につ

いて専決いたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により、ご報告するものでございます。

市営住宅の家賃滞納につきましては、滞納整理方針に基づき、厳正な姿勢で臨み、市営住宅の健全運営並びに適正管理を目指し、法的措置を含めた滞納整理を行っているところでございます。

専決第１号　専決処分書。

市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成24年３月27日に次のとおり専決処分したものでございます。

当事者でございますが、原告は山鹿市、被告は記載の７名でございます。

事件の概要でございますが、被告らは、次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸借契約を解除し、山鹿市営住宅管理条例第40条第１項の規定に基づく、建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものでございます。団地名及び棟号、氏名、滞納額は、記載のとおりでございます。

請求の趣旨につきましては、被告らは、原告に対し、前項記載の建物を明け渡すこと。被告らは、前項記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除の日から前項記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃相当額を損害金として支払うこと。訴訟費用は、被告らの負担とする。以上を内容として、提訴するものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(横手啓介君)

本多総務部長。

[総務部長　本多隆文君　登壇]

○総務部長(本多隆文君)

報告第３号　平成23年度山鹿市一般会計継続費繰越しの報告につきまして、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお開きください。

(款)商工費、(項)商工費、さくら湯再生事業ほか、二つの事業に係る継続費につきまして、記載のとおり、それぞれ平成23年度から平成24年度へ逓次繰り越しを行ったものです。

続きまして、報告第４号　平成23年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、ご報告いたします。

これは、さきの３月の定例会におきまして、議決をいただいております繰越明許費６件に係る報告です。

２ページをお開きください。

(款)農林水産業費、(項)農業費、農業振興施設等整備事業ほか、五つの事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ平成24年度へ繰り越しを行ったものです。以上、ご報告申し上げます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後10時30分　散会

～～～

６月１３日(水曜日)

平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成24年６月13日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

発言通告

１．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）行財政改革の取り組みと今後の見通しについて

（２）固定資産税の改正（評価替え）の内容について

２．原　　徹

一般質問

（１）就学前教育の重要性と諸問題について

（２）小学校再編に伴う諸問題について

（３）山鹿市「住宅リフォーム助成制度」の改善について

３．福本　義文

一般質問

（１）有機資源循環施設について

４．森　久雄

一般質問

（１）郷土山鹿産の食品・農産物・商品等の販売促進についての一提案

５．北原　昭三

一般質問

（１）交通安全対策について

①通学路の安全対策について

②自転車の安全利用について

（２）福祉対策について

①軽・中度難聴児への補聴器購入の公費助成について

②肺炎球菌ワクチン接種の公費助成について

（３）教育環境の整備について

①ミストシャワーの導入について

６．森川　昭彦

質　　疑

（１）議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

①統合小学校校名について

一般質問

（１）合併特例債について

（２）循環型社会の構築について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君
19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君

23番　横手啓介君
24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	冨田弘海君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
農林部次長	池田廣二君
建設部次長	長迫三紀夫君
水道局長	宮本　稔君
教育部次長	寺崎泰和君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
財政課長	木下　実君
いきがい推進課長	江藤一洋君
健康増進課長	田中修政君
子育て支援課長	坂梨真樹君
農林振興課長	金光一誠君
商工課長	大森健司君

観光課長	早田順二君
下水道課長	有働淳一君
水道課長	宮田裕二君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手啓介君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。

太田黒鐵郎議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

27番の太田黒鐵郎でございます。一般質問２点について、一問一答でお伺いをいたします。１点目につきましては、行財政改革の取り組みと今後の見通しについてということでございます。

これまでの経緯について少し申し上げたいと思います。

平成７年５月、地方分権推進法が成立により、従来の中央集権から脱却し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を基本とした、地方分権が叫ばれることになり、以後、この地方分権の考え方は、内閣総理大臣の諮問機関である地方分権推進委員会の勧告及び答申等に基づき、政府主導で推進され、平成11年の地方分権一括法の公布により、国と地方の役割分担の明確化や機関委任事務の廃止などが図られてきました。

また、小泉政権下におきましては三位一体改革により、地方自治体への権限及び財源の移譲など、より強力に推進され、次の安倍政権下では平成18年12月に国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にすることと、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを基本理念とした、地方分権推進法が成立しております。

自民党から民主党への政権交代を経た現在においても、地方分権戦略会議の設置や、地方分権改革推進計画の策定など、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める。このことのできる活力に満ちた地域社会をつくることを目指す、地域主権推進改革として推進されるところであります。

平成12年４月に施行された地方分権一括法により、合併特例債の新設を目玉とする、市町村の合併の特例等に関する法律、旧合併特例法でございますが改正されました。この法改正をきっかけとして、全国各地で市町村合併への議論が巻き起こり、多くの地域で合併が行われました。いわゆる平成の大合併と言われるものでありま

す。

平成の大合併は高度経済成長期以降、急速に進む交通網の発達等により、住民の日常生活圏や経済活動の範囲が飛躍的に広域化したことを受け、より広域的なまちづくりや施策に対する住民ニーズの高まりとともに、少子高齢化や環境問題など、多様化する行政課題への対応が求められる市町村の自立性と、行政基盤の強化を図り、地方分権推進に対応することを目的としたものでございます。

平成17年３月31日に旧合併法は失効いたしましたが、翌年４月１日に新合併特例法が施行されております。平成21年６月の第29次地方制度調査会により、合併推進運動終了答申により、一定の収束が見られるまでの間、政府主導のもとで強力に推進されております。平成11年３月31日現在、全国に3232あった市町村は、平成22年３月31日現在では1727市町村と減少しており、本県におきましても94市町村から45市町村へと減少しているところでございます。

我々の山鹿市においても、平成17年４月に１市４町の合併により新政山鹿市が誕生いたしました。その後７年が経過いたしましたが、この７年間をいろいろな行政改革に取り組んでこられたと思いますが、昨今の国の示す行政健全化の取り組みの指針を見ますと、これからの行政のあり方として、行政の所管する事務を可能な限り民間へ移行するように示されております。

このことは、ただ単に行政コストの削減を目的とするものではなく、新しい雇用の場の創出、人口減少、人口の流出に歯どめをかけ、結果、地域に活力をもたらすものであります。また、専門的知識を有する人材を確保することになり、一層のサービス向上につながるものであると思います。

私たち議員は、平成19年から費用弁償のカットや次期選挙から定数の10名削減等を行ってまいりました。また、市の方では正職員は平成17年に670名から平成24年には517名と、計画的に人口６万市にふさわしい適正な定数を目指して削減を図られていることは高く評価するところでございます。

しかし、一方では臨時職員については、非常勤合わせて271名となっております。このことについては、単なる数合わせ、また、経費削減だけでなく、待遇改善初めそのあり方から見直しが必要であると考えています。

ただいままで申し上げましたが、正職員・臨時職員・嘱託職員の見直しに合わせて、特に非常勤の特別職についても、その定数を含めたあり方を検証すべきものと考えております。

非常勤の特別職については、次のことを検討いただきたいと思います。

一つ目に合併の名残で、同一または類似する特別職員がいます。この８年間、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきています。固定観念にとらわれず、見直す

べきは見直すべきではないでしょうか。具体的には申し上げませんけれども、もっと強化し、必要な手だてを行うべきものではないだろうかと考えるところでございます。この点についてはいかがでしょうか。

二つ目、特別職であるからには、特定の目的を持っておられることと思います。今日の山鹿市の現状や実態に即した活動がなされているのか。目的と成果を明らかにすべきではないか。市民や現場からそういう違った意見が寄せられているようなこともございます。

三つ目に、その任用についても検討すべきではないかと思います。肩書や経験だけでとらわれることなく、市民の中から広く募るべきではないでしょうか。

以上、いろいろ申し上げましたが、合併後、取り組んでこられた主な事業とその成果及び今後の見通しについて、お伺いいたしまして１点目を終わります。

○議長（横手啓介君）

これより執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

太田黒議員の一般質問、行財政改革の取り組みと今後の見通しにつきまして、お答えいたします。合併から今日までの歩みを振り返りますと、リーマンショック、そして欧州金融危機に端を発した歴史的な円高による世界同時不況に見舞われる中、いまだその出口を見出せない状況にあります。一方、国内に目を向けると東日本大震災の発生、エネルギー政策の転換、そして人口減少に伴う少子高齢化社会を迎えるなど、私たちを取り巻く環境は大きくさま変わりをしております。

合併後、本市におきましては、直面する課題の整理、そして将来を見据えた行政のあり方について検討を重ね、その基盤づくりに、第１次行政改革大綱及び財政構造改革大綱に基づき取り組んでまいりました。

その結果、普通会計における平成16年度と平成22年度決算を比較した場合、職員数の削減、131名減や各種手当ての見直しなどにより、人件費について約11億5000万円、19.8%の削減が図られたところであります。

また、公債費につきましては、発行額の抑制と高利率地方債の繰上償還の成果として、地方債残高が41億9000万円減少し４億8000万円。12.1%減少いたしております。

物件費、維持補修費、補助費等の消費的経費につきましては、公立保育所、老人ホームの民営化、公共施設の売却、補助金の適正化などへの取り組みにより、12億6000万円、16.5%が縮減をされております。これらの結果、健全化判断比率を初めとする主な財政指標が改善基調に転じたところであります。

しかしながら、これまでの健全化への取り組みは、あくまで合併時点の硬直した財政状況を一度リセットし、新しい行政需要に対応する上でのことであります。真の改革はこれから始まります。

本市の将来設計から判断しますと、財政的には交付税等の合併特例措置の終了、大型建設事業に伴う公債費の増嵩に加え人口減少、とりわけ少子高齢化による生産年齢人口の低下は、本市の税収等に大きく影響するものと予測されます。

国勢調査の結果から推察しますと、平成22年度の総人口５万5391人が、10年後には５万人を割り込み、その中で特に生産年齢人口につきましては、約5000人減少するため、およそ３億円もの税収が減収するものと見込まれます。国の財政支援終了による、交付税への一本算定の移行を含めると、総額で約28億円の収入減となります。

この28億円の減収対策としまして、人件費の削減では10億円程度の補てんしか見込めず、残り20億円程度は人件費以外で確保しなければなりません。一朝一夕にはなし得ない極めて高いハードルが目前に迫っています。

第２次健全化計画におきましては、人件費についてすべての行政事務の検証を行い、積極的な民間活力の導入を図りながら、さらなる職員数の削減に努めます。また、臨時・嘱託職員や非常勤の特別職につきましても、定数を含めその必要性、あり方から見直すこととしております。特に臨時職員につきましては、処遇改善はもとより、新たな産業分野の開拓等を図りながら、結果、行政サービスの質的向上を基本とするものでございます。

行政が環境整備、土台づくりを行い、適当な時期に民間へと引き継ぎ、その後指導を含めた側面支援を行うべきと考えております。

また、公債費につきましては、長期的視点から地方債発行、管理と減債基金の拡充に努め、世代間の負担調整を図ります。

その他の消費的経費につきましては、事業を厳選することは言うまでもなく、地域や民間企業等の協働・連携による行政サービスの展開、各種団体の統合・自立化、また、一部事務組合、公営企業等の経営強化を促しながら、削減策を講じてまいります。

ただし、これらの健全化の取り組みには、職員の高い行政運営能力、いわゆる新しい発想、実践を試みる意識が求められます。そして、その実行力の成否は将来、自治体間に大きな格差を及ぼすものと思われます。

今日の行政に携わる我々は、現在のみならず、将来の山鹿市にとって大きな責任を担っているものと感じております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

２回目の質問でございますけれども、臨時職員についてお伺いします。市長部局では福祉関係が一番多いようでございますが、理想から申し上げますと、高福祉低負担という観点から考えますと、可能な限り将来の方向としては、民間委託ということが基本的な考え方であると思います。

今後の包括支援センターのことでございますが、方向性について伺いますが、この包括支援センターの将来をどのように考えておられるのか、現在は直営でございますけれども、将来はどうなるのかお尋ねします。

それから、保育園については、保育士さんはほとんど保育士の資格と幼稚園教諭という資格を持っております。しかし、６割ぐらいは臨時職員ということでございまして、３年たっても５年たっても臨時職員、賞与もないし、通勤手当も何もないというようなことでございます。

これも単なるコストの削減というような目的とするだけでなくて、保育の充実ということから考えますと、市長さんが提唱されております「子どもは山鹿の宝だ宣言」というのがあります。今少子化の中で、非常に子どもを大事にせにゃいかんということでの宣言でございますが、これの考え方と臨時職員で保育所をほとんどやっていくというようなことは、ちょっと考えますと、これで充実するのかなというようなことで、逆効果ではないだろうかというようなことを考えておるわけでございますが、この点について将来どういうふうな考えを持っておられるのか。

このことについては、国の方でも議論が始まっておるところでございまして、将来、このことについても山鹿市でどうするかというようなことですが、先日、ヒヤリングというようなことで、川崎次長さんとヒヤリングをやりましたけれども、何か勘違いしたのか何か知らんけれども、私がこのようなことを言うと私利私欲で言よるような感を受けとめられたのかもしれませんけれども、非常にあまり気持ちのいい話にはならなかったというようなことです。

私はどういう気持ちで言よるかというと、福祉にしろ保育にしろ山鹿市全体のレベルを上げていかなくてはならないと、高齢化や少子化というような中で、そうい

うことを考えながら、大局を考えての話をしよるわけでございますけれども、どうもそうではなかったような気もいたします。

そういうことから、お尋ねでございますが、この民間委託についての法支援、それから保育所の臨時職員の方がいいのか悪いのか。いいならばどういうところがいいかというようなこと、このことについてはヒアリングしましたが、答弁書も来ませんけれども、川崎福祉部次長さんに答弁をお願いしたいと思います。

次に教育部局にお尋ねですが、教育部局では臨時職員が110名おられます。中でも給食調理の方で平成17年には34名だったのが、平成24年には52名となっております。

また、学校指導補助員という人たちも平成17年には22名だったのが、平成24年には35名と増員されております。これは生徒の数がふえたんだろうかとも考えますけれども、生徒の数がふえたという話は聞きませんけれども、これはどういうことでこういうふうに臨時職員をふやさにゃならんのか。片一方では正職員を計画では200名削減するというようなことで、順調にいきよるけれども、臨時職員は次々にふえてくるというような感じがするわけでございます。この点についてどういうことかお尋ねします。

特に教育長にお尋ねでございますが、非常勤特別職については、教育部局が一番多いようでございます。例えば、地域人権教育指導員、どういう人か知らんけれども４名、指導班指導員３名、指導班特別支援員１名、社会教育指導員２名、青少年育成指導員２名、家庭教育支援員４名、まだほかにもあると思いますけれども、いわゆる私から見れば、これはちょっと天下りじゃなかかなというようなことを思われるような人材もおられることは事実であります。このことについてもさきに私が指摘をいたしましたことに対して、教育長のお考えを伺いたいと思います。

それから次に、私が今一番不満に思っておりますことは、予算配分のバランスが私から見ると非常によくないと思われます。一々申し上げると何時間もかかりますので、かいつまんで２、３点申し上げますけれども、大体、質問が３回というようなことで決まっております。時間も１時間ということで決まっておりますので、そう長くはできません。まず、予算の配分がよくないということは、どういうことかと言いますと、私の考えでは片方には何億、何十億円というような予算をつけながら、必ず必要な小さな予算、いわゆる区長さんが「お願いします。」というようなことで言っても、非常に身近な問題で小さなことだけれども、身近な問題でお願いせにゃんけれども、「予算がありません。」とか、「順番が来ない。」とか、「なんの順番をつくっているわけではありません。」というようなことで逃げてしまう、ということを区長さんが言ってくる。

「銭はにゃあと言ったがこれはどぎゃんなっとだろうか。」というようなことで言われるわけですけれども、そういうことを言っていきますけれども、そうしてずっと１年過ごしてやはり決算時期になりますと、何億円というような不用額を出す。「金はない。」と言う。どうも話が通じらんわけでございまして、私はそういう不用額を出すならば、一応４月から新年度が始まって、そしていろいろ執行してきて、例えば９月なら９月ごろ一応全部、「今までの事業をどのくらい執行して、どのくらい金を使ことる。」と、「ではこれはうちのところはちった余るな。」とか、「うちにはぜひせにゃんけれども足らんな。」とか、いうようなところを１回検証しておいて、その金をゆずくりはでけんか。こっちをこっちさんにやっておいて、その足らん方には、これはこしこでやっとこうというようなことでやっていただくならば、そういう事業がスムーズにできるわけでございます。こういう小さな事業でもやはりお願いしたならば、さっとしていただくならば「非常に行政サービスはよくなった。」と、市民の方々から言われると思うけれども、「予算がない。」や「順番が来ない。」というようなことばかり言うとくならば、「もう言うたっちゃ同じこつ。」というようなことになるわけでございます。そういうことで非常に私は不満を持っている。

２、３点と申し上げたので申し上げますけれども、まず、農林の方から申し上げますと、新規就農とか後継者の育成とかいうことは、今始まった問題ではありませんけれども、こういうことも行財政の改革にはどうかと思いますけれども、どういうふうな考えを持ってられるのか。それから、特に農林道の現状と今後の対策はどうかというようなことですけれども、農道・林道の舗装率、非常にまだ未舗装部分が多いわけです。そしてうちあたりの中山間地に行きますと、山鹿さん下っとは、１週間に１ぺんも下らんかもしれんけども、この農林道を通って仕事には、毎日通らにゃいかん。これは、職員のことで言うならば通勤道路でもある、それから生活道路でもあるというようなことであります。「農道はどこでも舗装がでけとったい。」と、「平たん地はみんな舗装がでけとる。」しかし、中山間地に行くと非常に悪いというようなことで、どういうことかといいますと、特に林道あたりは夏の大雨でどんどんどんどん流れてしまう。そうして、今度は梅雨が明かって、秋が来て冬になったならば、ダンプに積んどったバラスを広げる。また、明くる年には流してしまう。この繰り返し。とういうようなことでは、「何年たってもよくならない。」と言うと、「原材料を支給しまから。」と。10メートルか20メートルずつ支給して、それを毎年やるかと思うと、今度は「順番が来ません。」とかそういうことを言うというようなことで、「10メートル20メートルしよってもおれどんが生きているうちにはしまえんばい。どやんかしてくれんかい。」というのが、私たちの

中山間の田舎の方の声なのです。

そういうところには予算が非常に行き届かない。こういうことをやっぱりしっかり見据えて、そして予算あたりをつけていただかにゃならん。

それで１回舗装をしておくならば何十年かもつるわけでございますので、もう１回集中的に、３年か４年ぐらいで集中的に１億円ずつか何億円ずつかつけておいてでも、やっぱりやってしまうというようなぐらいの気迫を持って一つこのことについては、やっていただきたいというようなことを要望するわけでございます。この点について農林部局では、どういうふうに考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に水道でございますけれども、私たちの岩野地区の水源は、簡易水道では山鹿市では一番大きい方ではなかろうかと思います。

給水戸数が520戸、給水人口が1214人というようなことでございまして、どういところかというと、知っておられる方もおると思いますが、私とこの水源は田の水が流れ込み、上の方でいろいろあるときには濁る。大雨が来るとすぐ濁る。そしておいて断水も頻繁にやる、というようなところです。これは、今日初めて言よるわけじゃありません。何回も申し上げとる。

帳面消しのごつして、「ボーリングしてみましたばってん、なかなか出ません。」２、３回ボーリングしとる。うちのところは、深くボーリングすれば、砒素が出る。浅くボーリングすれば、水の量が足らんということはわかっとる。わかっているけどそういうふうにする。それで、私は抜本的に岩野川でも堰切っておいて、そして浄化しておいて飲むようなことを金が要ってもやってくれんかと、いうようなことをしきりに申し上げているわけでございますけれども、やはりさっきの予算の問題ですけれども、10億円使わなんところは10億円使う。飲み水は、私たちは鹿北におって、自分の飲み水はもう何年も岳間へ水をくみに登りよる。そしておいて断水が多か。「水がなかなら支所まで取りけ。」「水は持ってきてからやるけん。」て。年寄りが20リットル抱えてから持って帰るのは簡単にいくもんですか。雨が降ると濁る。濁ったら何ていう薬か知らんけれども殺虫剤か何かそういうものをぽっと投げ込む。家のコイが、非常に高価なコイですが、全部死んでしもうた。コイの死ぬとば人間が飲まにゃんのだから、あまりよかこたなかと思う。

こういうところには目がいかずに、こういうところがそれで私は予算のバランスが悪い、まだいろいろ挙げて言うならば、まだいっぱいありますけれども、答弁も聞かにゃんし、時間も半分以上過ぎましたし、これくらいにしますけれども、予算が行き届かないというようなことが非常に私は不満というところがあるわけです。

このことは水道局の方で抜本的な考え方があるのか。金が要ってもぜひここ２、

３年のうちに緊急にこのことはやっていただかんと、非常に困っているということは、今始まった問題ではない事実でございますので、ぜひやっていただきますように、そういうことをお尋ねいたします。２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。川崎市民福祉部次長。

［市民福祉部次長兼介護保険課長　川崎美明君　登壇］

○市民福祉部次長兼介護保険課長（川崎美明君）

最初にヒヤリングの際に、大変不快感を感じさせましたことにつきましては、おわびを申し上げます。

それでは、太田黒議員の地域包括支援センターについてのご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターは、高齢者の地域における包括的ケアの中核的機関として、各市町村に設置されております。

平成24年４月現在、県内の設置状況は45市町村の81カ所であり、内訳としまして、直営が26市町村の26カ所、法人委託が19市町村の55カ所となっております。規模の大きい市では複数設置されており、熊本市が27カ所、八代市と天草市が各６カ所、玉名市が３カ所、いずれも委託で設置されております。

山鹿市は現在、直営で１カ所、介護保険課に設置しており、今年度から向こう３カ年の第５期介護保険計画の期間中も、直営で運営してまいることとしております。

地域包括支援センターを直営で設置するメリットは、市の方針や重点施策の周知や徹底がしやすく、サービス内容に方針が反映しやすいこと、関係部署との連携が図りやすいことから、処遇困難な事例などにも対応が可能なことがあり、課題としては経験を積んだ専門職員を安定的に確保することが難しいことがございます。

包括支援センターを委託するには、一般的な課題として、公正・中立性の確保、個人情報の取り扱い、虐待対応の際の職員の立ち入り調査等の行政措置権限の行使等が懸念されると言われております。

直営でありましても委託でありましても、市民に対して果たすべき役割と責任は大きく、平成24年度の介護保険法改正の中でも、地域包括支援センターの機能強化と、責任主体としての市町村の役割の徹底が改めてうたわれておりますので、先ほど申し上げましたそれぞれのメリットや課題、こういったものが実施の要件の一つともなり得ますので、今後、委託を含めた運営方式のあり方について、地域包括支援センター運営協議会や、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の中で、ご意見を伺いながら研究をしてまいりたいと考えています。

次に保育園の将来計画についてのご質問にお答えをいたします。

適正規模の子どもの数を確保することにより、子どもたちのよりよい発達を促すとともに、保育園運営の安定化を図り、行政と民間がそれぞれの役割を分担し、双方の特性を発揮する中で山鹿市全体の保育水準を高め、子どもたちにとっての、保育環境の充実に寄与することを目的として、平成21年度から平成25年度までの公立保育園再編整備計画を、平成21年８月に作成をいたしました。この計画に沿って平成23年４月に八幡保育園、大道保育園、稲光園の３園を社会福祉法人へ経営移譲いたしました。

また、平成25年度末をもって菊鹿中央保育園、内田保育園を廃止する方向で進めているところであります。

平成26年度から平成30年度の後期計画の再編整備計画につきましては、前期計画の検証を行い、平成25年度中に後期計画を公表することとしております。

後期計画は前期計画からの継続協議中の鹿北地区の統合保育園及び山鹿、米田、鹿央、幼慈園、富慈園の６園について検討することとしております。

検討するに当たりましては、まず、全園を民営化のテーブルに載せて検討することになりますが、あわせて公立保育園のあり方についても検証したいと考えております。

本市の進める公立保育園再編整備計画の基本とするものは、子どもの育ちを市民みんなで考えるということで、市民代表によります保育環境懇話会の提言を受け、計画策定へとつなげてまいったものであります。

計画を進める上で一番大切な視点は、子どもにとってどういうものが一番であるかというところでございます。

保育園の臨時職員の皆様の雇用のあり方につきましては、勤務形態と賃金手当て等を考えますと、大変心苦しい気持ちがございますが、この保育所再編整備計画の効果として民間移譲により、身分安定という面での解消になるものと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの太田黒議員のご質問にお答えしたいと思いますが、たくさんご質問がございましたので、私が今頭の中で整理ができる分だけ答弁をさせていただきたいと思います。また、抜けていた分がありましたら後でご指摘をいただければと思います。

先ほど臨時採用職員、それから非常勤の職員が、教育にも大変多いんじゃないかというご質問をいただきました。確かに先ほどご指摘いただきましたように臨時と非常勤でかなりの数がおります。ただ、これはいずれも幼稚園と学校教育の指導の充実のために、正職員が雇えるならばそれが一番いいのでございます。この臨時非常勤の先生方にお願いをして、充実を図っているところでございます。

中身の内訳を申し上げますと、35名ご指摘がありました。この一番多い人数でございますが、これは３種類ございます。複式学級というのが今、山鹿市では小学校４校ございます。こちらの方は議員ご承知と思いますが、二つの学年を一つの教室に一斉に一人の教師が教えるという、そういう学級担任制の中で授業を教えているわけでございます。１回見ていただくとわかりますが、やはり担当教師は一生懸命、教材研究を磨く伝聞やりながら頑張っております。

ここにどうしても、もう一人は補充が必要ということで充てているのが、アシスタントティーチャーと名づけている支援教員でございます。

それから、サポートティーチャーというのを各小中学校に配置し、今年からは幼稚園にも配置いたしました。これは何かと申し上げますと、ご承知とは思いますが、特別に支援を要する子どもたちが、全国的にふえてきております。本市でも小学校20校中19校、特別支援学級というのを設置しておりますし、中学校６校には６校全部に特別支援学級を設置しています。

これは平成20年の学校教育法の改正によって、急速に全国的にふえてきた状況にあるわけでございます。このために一人の担任の先生が昔のように教えるという状態ではなかなかできない。

子どもたちが机に集中できなくて、歩き回って授業を受けられない子どもたちも出てきておるわけです。だから、この人たちのために支援の指導員を配置しておるという、それがサポートティーチャーでございます。

それから、現在、九電の横の方の２階に、今、子どもたちがやってきておりますが、この人たちは、学校に行けない子どもでございます。行きたくても行けない子どもが数名来ています。ただ、山鹿におきましては、学校現場の先生方が懸命に努力をし、それから、多方面からもボランティアの方々も支援をしていただいているおかげで、県内では急速に不登校の子どもが減ってきております。これが現状でございます。

こういう人たちの支援と、学校教育の充実のために臨時非常勤を配置しております。また、別にご指摘がありました地域人権教育指導員の方々でございますが、この人たちは今年から人権啓発課の方に、人権啓発は重点的に市長部局の方に移りましたが、教育委員会といたしましても学校教育では、人権教育を推進しておりま

す。この指導員の方々は地域の人権教育の啓発のために頑張っていただいておる人たちでございます。

社会教育指導員という名称で雇用しておりますけれども、この人たちは社会教育の充実、いわゆる社会教育というと非常に幅が広ろうございますが、今年から特に公民館活動には重点的に力を入れたいと、教育委員会でも教育部でも思っておるところでございます。こういった形で生涯学習の充実を図るために、社会教育指導員を配置しております。

それから、学校教育指導員といいますのは、この人たちは、なかなかやはりだれでもというわけにはいきません。学校現場に行って、先生方あるいは校長先生、教頭先生の指導をしていただく指導員でございますので、学校の校長先生の経験者をこの方面に充てて、それから技術と知識を豊富に持っておられる、そういう方々をこの学校教育指導員という形で雇用して、支援をお願いしておると、特に昨年から前述しましたように、特別支援の子どもたちがふえましたものですから、昨年から特別支援の専門官、この学校教育指導員も今配置をしております。

先ほどご指摘がありました点で抜けました点があるかもしれませんが、お聞きをした段階でただいまのようなご説明に代えさせていただきたいと思います。

調理員につきましては、私は正職員の補充が困難であるということで、配置をしておると思いますが、これにつきましては、次長の方が詳しく知っておりますから補充させてよろしいでしょうか。そういうことで、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（横手啓介君）

寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎泰和君）

給食調理員の臨時職員が増加している、その内容についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

教育委員会では、各小中学校、それから菊鹿と鹿本の給食センターに必要な数の調理員を配置しております。小さな学校では正職・臨時で二人というところがありますし、給食センターでは合わせて10名前後になっております。

ただ、この正規職員の配置につきましては、先ほど来、お話しもあっていますが、合併時に計画しました定員適正化計画などの関係から、正規職員の十分な配置が困難な状況にございます。そのためその補充としまして、臨時職員が毎年増加している状況にございます。現在は正規職員の方が指導しまして臨時職員と協力して、各

調理現場で安全でおいしい調理を心がけるようにして推進しているところでございます。以上、臨時職員の増加の内容について、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

太田黒議員の行財政改革取り組みの、新規就農者の対策についてお答えいたします。

本市では平成22年に山鹿市就農支援センターを立ち上げ、相談から営農まで一貫した支援体制を整え、就農希望者に対しての支援を行うとともに、国や県の補助事業の活用や市独自の施策として、平成21年度から「がんばる農林業チャレンジ支援事業」により、新規就農者に対して支援をしています。

また、国の制度として本年度から、農業に定着する新規青年就農者の倍増を目標に、青年就農給付金事業が始まります。この事業は、青年の就農意欲と就農後の定着を図るもので、給付要件に該当する新規青年就農者に対して、年間150万円、最長５年間給付される制度となっております。

市といたしましても、できる限り活用していくこととしており、今回の補正予算をお願いしているところです。

さらに、新規就農者が農業を始める場合には、トラクターやコンバインなどの機械購入、施設整備などに多大な経費が必要となり、農業経営を圧迫する要因ともなっていますので、今後はさらなる農業担い手の確保・育成のために新たな支援策を講じていきたいと思っております。

次に、農林道の現状と今後の対策についてお答えいたします。

本市で管理している農道の現状は164路線74.48キロメートルで、舗装率は81％であります。

特に中山間地域の農道の整備率は、平均整備率を下回っている状況でありますので、現在、国の補助事業の「山村地域活性化プロジェクト事業」を活用し、農道や農業施設の整備を継続して実施しております。

また、林道の総延長は137.25キロメートルで、内訳は広域基幹林道３路線64.2キロメートル、一般林道52路線73.05キロメートルとなっております。

一般林道の地域別内訳は、山鹿地域２路線3.88キロメートル、鹿北地域31路線47.62キロメートル、菊鹿地域14路線14.98キロメートル、鹿央地域5路線6.57キロメートルとなっています。

林道の舗装率は、広域基幹林道合わせまして62％となっていますが、地域別の一

般林道の舗装率は、山鹿地域18%、鹿北地域23%、菊鹿地域66%、鹿央地域33%で未整備路線が多い状況にあります。

さらに一般林道や作業道は、木材の搬出はもちろんのこと、タケノコ、シイタケ、クリなどの林産物の収穫には欠かせない生活道路ともなっており、中山間地域の活性化のために早急に整備を進めていく必要があります。

今後、農林道の未整備区間の舗装計画につきましては、市民の生活に密着した必要性や利用度の高い道路を優先しながら、３年間をめどに路線整備を進めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本稔君　登壇］

○水道局長（宮本稔君）

太田黒議員の一般質問の中の水道関係、長生水源にかわる水源開発事業の結果と今後の対応策についてお答えいたします。

岩野地区簡易水道では、行政区で言いますと岩野地区と広見地区の中間、東野を、給水区域とする長生水源と、広見地区を給水区域とする才野水源の２カ所の水源があります。

長生水源につきましては、河川表流水を取水していることから、渇水時における水量の確保の問題や、通常の降雨において、たびたび濁度が見られるなど水源の適正管理に苦慮している状況です。そのため、岩野地区の水道使用者の皆様には、ご心配とご迷惑をかける事態も発生していることから、平成23年度に新たな水源開発として地下水調査に基づきまして、柿原地区にボーリング調査を実施しましたが、水量不足で水源としては適合しない結果となっております。

このようなことから、岩野地区簡易水道事業を再度検証し、水量が豊富で良質な水質を有する才野水源からの給水を岩野地区まで拡張することが最善の方策との結論に達したところです。

平成24年度は給水区域を拡張するに当たって、新たな配水管の布設、加圧施設・送水管等の整備が必要であることから、国土交通省を含む関係機関との協議を進め、事業認可の承認を受けて、早期事業完了に向けて整備を進めてまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

それでは３回目でございます。時間がありませんので、今、答弁いただいたことに対して、反論しよりますと、まだ二、三時間かかるかもしれませんので、それは次の機会にやろうと思います。福祉関係等については、まだいろいろ議論の余地があるというようなことでございます。教育部門も同じでございます。

それから水道局長からの話では、才野水源からということで計画をするというようなことでございます。これは私たち素人から考えると、才野から岩野まで登らにゃいかん。水は低っか方にしか流れんが、だいぶ経費がかかっとではなかろうかということを考えますけれども、とにかく水が十分にあって、きれいな水が供給できるように早急にお願いしたいと思います。

それから、農林部の方につきましては、新規就農とかありましたけれども、いま第三者継承事業というのがあります。これはどういうことかといいますと、後継者というのは、自分のうちの息子だけが後継者ではない、第三者継承というのは、もう私のうちには、後継者がいない、おっても息子はもう百姓はせんということを、いわゆる圃場ぐるみ、今、農業に興味を持っている人がいっぱいおるわけですが、そういう人に継承していくわけでございますので、そういうことを考えていかにゃならんと私は思いますので、そういうことにも研究していただきたい。

今、非常に農業機械というのは高うございまして、非常に困っているわけでございますが、全国ずっと見てみますと、こういうことをしよるところもある。農業機械の更新保険事業。農業機械は、何年後に新しくはならん、古うなりますから、10年後、15年後には買いかえにゃんてことになったならば、保険にかたっておいて、そのときに満期がくる。その保険に対してその市が助成をしよるというところもあるから、こういうことも研究していただきたいと思います。

それから、農林道につきましては、今答弁でありましたように３年ぐらいで十分にやるというようなことでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

まだいろいろございますが、総務部長には非常に失礼でございましたが、この行政運営については、非常に多岐にわたって課題が多ございますので、次の機会にお尋ねしたいと思います。

最後に農業関係で農林部長は、今後、山鹿市の農政に対してどのくらいの意気込みと熱意を持っておられるのか、最後にお伺いして私の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

ただいまの太田黒議員の私の思いということであろうかと思いますけれども、貴重な時間をいただきありがとうございます。私の思いといいますと、私も今日までこの職につきまして、約半数がこの農政というような立場で今日まで席を置かせていただきました。そういう中で農林業に対する思いというものは、しっかり持っているつもりでございます。

ただ、先ほどからお話しがあっておりますように、今日の農業情勢というものは本当に私が言うまでもなく、厳しいものがあります。そういう中で一つ山鹿市の例を取りますと、大きなの要因の一つの中に本日もお見えでございますけれども、法人化を省いた認定農業者の方が約580名おられます。その中にも55歳から70歳という方が約６割を占めておられます。ちなみに40歳以下という方は5%に満たない、この厳しい今の担い手不足の現状でございます。そういう中で本当にこれはもう山鹿市だけではなく、全国的な喫緊の課題となっているのはご承知のとおりでございます。

そういう中で私も常日頃思っておりますことは、市長のお言葉にもございますけれども、県はもとよりＪＡを初めとするそれぞれの畜産関係の農業者団体、また、林業関係でいいますと森林組合、そうした方々の団体としっかり連携をとり、生産者であります農業者の皆さんの声をしっかり吸い上げながら、この行政に反映していきたいと考えております。

そういう中で、微力でございますけれど、しっかり山鹿市農政発展のために、活性化のために頑張っていきますので、今後とも議員各位のさらなる、ご指導をお願い申し上げまして、私の思いの一端とさせていただきます。

○議長(横手啓介君)

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時04分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午前11時16分　開議

○議長(横手啓介君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原徹議員の発言を許します。原議員。

[12番　原徹君　登壇]

○12番（原徹君）

12番、日本共産党の原徹であります。私は一般質問を３問、一括方式で行います。12時には終わるように頑張りたいと思います。明快な答弁をお願いいたします。

１問目は、就学前教育の重要性と幾つかの問題点について質問してまいります。

「子どもは山鹿の宝であり、未来社会の担い手である。子どもが健やかに育つことは、すべての保護者の願いであり、社会全体の願いでもある。」として、中嶋市長は「子どもはやまがの宝だ宣言」をされました。この宣言の趣旨は山鹿市だけでなく、全国各地の自治体でも大いに活用されているようであります。

熊本県でも「肥後っ子かがやきプラン」が作成され、就学前の子どもたちがたくましく豊かに育つための環境づくりを推進しているということであります。

ちょっと昔にかえりますが、私の幼少時代の日本は侵略戦争真っただ中で、私は日本が植民地化した朝鮮で生まれ過ごしてきました。当時は保育園などはなかったと思います。幼稚園がどこかにあったという記憶はありますが、就学前教育などという言葉さえもなかっただろうと思います。ただ、兵隊をふやすために産めよふやせよの時代であったことは事実であります。私の脳裏には敗戦後の厳しい食糧不足による空腹感と、嫌でもやらされた家事手伝い、今では、これが大変勉強になったと思っていますが、また年齢を問わず遊び回ったことが記憶に残っております。

それから、世は大きく変容しておりますが、最近特に就学前教育の重要性が叫ばれております。なぜ、就学前教育が重要視されるようになったのか、簡潔にご説明をいただきたいと思います。

２問目は、小学校再編に伴う問題についてであります。平成21年に複式学級の解消と老朽校舎の解消を目標に、学校規模適正化基本計画が策定され、小学校の統廃合が進められてきました。しかし、ここで学校再編の進捗状況と今後の方針について確認したいと思います。既に、議員では全員協議会で説明済みでありますけども、もう一度確認の意味でご説明をお願いしたいと思います。

３問目は、山鹿市「住宅リフォーム助成制度」についてであります。平成22年の確か９月議会だったと思いますが、私は山鹿市の経済活性化と建築業者の仕事興しを目的に、地元木材を使った、新築助成制度と住宅リフォーム助成制度の採用を提起しました。この提起に対しまして中嶋市長も強い関心を示され、翌年の平成23年度には本市でもこの二つの制度がスタートし、利用された方から大変好評を博しているわけであります。

その後、熊本県内でも、このような制度が広がったと聞いておりますが、県内の採用状況と、また、本市の利用状況について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長(横手啓介君)

執行部の答弁を求めます。川野首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇]

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

原議員の就学前教育の重要性が叫ばれるようになった理由についてお答えいたします。

まず、子どもたちの育ちの現状から申し上げますと、近年、「基本的生活習慣や態度が身についていない。」あるいは「他人とのかかわりが苦手である。」「我慢ができない。」「規範意識が育っていない。」などの諸課題を初め、小学校１年生などの教室で「学習に集中できない。」あるいは「先生の話が聞けずに授業が成立しない。」などのクラスがうまく機能しない状況が報告された時期もございました。

現在は幼稚園・保育園と小学校との連携によるスムーズなつなぎができておりまして、滑らかな小学校生活がスタートできるようになっております。

一方、子育て環境の現状から、核家族化の進行や近所づき合いの希薄化が進み、家庭も地域も子どもや親が学び、育つ場としての機能を果たせなくなってきているとも言われています。

そのような中、平成19年６月に学校教育法の改正がありまして、体系的・組織的教育の確保や子どもの発達段階の観点から、子どもが最初に入学する学校として幼稚園を最初に規定するとともに、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化し、家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定も新設されました。

また、それを受け平成20年３月には、幼稚園教育要領及び保育所保育指針も改訂され、さらなる就学前教育の重要性がうたわれています。

家庭や地域の育児力が懸念される中で、保育園や幼稚園には大きな期待がございます。子どもたちが仲間と一緒に暮らす楽しさを知る、初めての集団が保育園や幼稚園でございます。そのときの経験がその後の育ちに大きな影響を与えるとも言われています。

この時期に同年齢または異年齢の子どもや大人と、多様なかかわりを持ちながら生活することはとても大切なことでございます。以上、答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

寺崎教育部次長。

[教育部次長　寺崎泰和君　登壇]

○教育部次長（寺崎泰和君）

原議員の小学校再編に伴う諸問題についての中で、学校再編の現状についてお答

えいたします。

現在取り組んでおります小学校の再編につきましては、議員が先ほどご紹介もいただきましたが、平成21年１月に策定いたしました、山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画に基づき現在進めております。

計画期間は、平成26年度までを第１次計画期間としており、これまでの取り組みとしまして、山鹿・川辺統合小学校と鹿北地区の３小学校の統合については、平成25年４月の開校を目指して校舎等の建築工事や、開校までに決めておくべき事項の協議を進めております。

菊鹿地区３小学校の統合につきましては、平成26年４月の開校を目指すことで進めておりましたが、校舎等の耐震補強工事を優先することが必要になったことなどから、現在、計画期間の変更について、地元の各団体の皆様と協議中です。

米野岳中学校区の統合につきましては、これまで統合校の位置や統合までのスケジュールなど具体的な説明や意見交換などを行ってまいりましたが、一部のＰＴＡの方、また、統合への不安、懸念等があることから、その解消を図るため、さらに丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

また、平小城小学校と三岳小学校の統合及び鹿本地区３小学校の統合につきましては、今後、統合校の位置や統合までのスケジュールなど具体的な説明や意見交換を行い、できるだけ早期に事業に着手できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

緒方建設部長。

[建設部長　緒方淳一君　登壇]

○建設部長（緒方淳一君）

原議員の３番目の県内の住宅リフォーム助成制度の採用状況と、本市の利用状況についてお答えします。

本市では、昨年度より市民の生活環境の向上と住宅耐震化の促進、定住促進並びに地域経済の活性化に寄与することを目的に、既存の住宅を市内の住宅リフォーム登録業者を利用して、リフォームを行う場合に、その費用の一部を助成する事業として推進しているところでございます。

お尋ねの県内の住宅リフォーム助成制度の実施状況でございますが、現時点で本市を含めまして14市町がさまざまな事業目的達成のために、独自の補助条件を付して、事業を実施されております。

本市の制度利用状況ですが、平成23年度の申請実績は11件の総額で172万4000円となっております。また、本年度は２カ月ですけども、４月と５月現在で６件の

100万7000円の申請受付となっております。

現在までに本助成制度に関して、多くの問い合わせや相談があっております。今後も広報等で制度のご案内を予定しておりますので、多くの申請があるものと期待しております。以上、答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

原議員、了解ですか。

○12番（原徹君）

議長。

○議長(横手啓介君)

原議員。

[12番　原徹君　登壇]

○12番（原徹君）

２回目を質問いたします。川野首席教育審議員の方から就学前教育の重要性が述べられました。そこで、これに関連しまして２点質問してまいります。

１点目は内田保育園の廃止の問題であります。これまでも取り上げてまいりましたが、子育ての環境づくりを推進しようとしているときに、山鹿市は三つの保育園を民間に委譲し、さらに五つの保育園を平成26年度で廃止するという計画を立てたわけであります。そのうちの一つは廃止を中止しましたけれども、私はこの計画が児童福祉法第24条に定められた、市町村の保育実施責任に反すると反対をしてまいりました。

鹿北町は３保育園を統合して、公立保育園が一つだけ残るわけですが、菊鹿町だけは内田保育園と菊鹿中央保育園の２保育園を、廃止するということでありますので、公立保育園が皆無、ゼロになってしまうわけであります。

いま内田小学校区では、公立・私立をもう問わないと。そして、内田地区に保育園を何とか残してほしいという、強い願いを抱いている方が多いわけであります。

先日私は温泉プラザの食堂で、内田地区に居住されている病院帰りの70歳代の女性と話す機会がありました。その女性は息子夫婦と孫二人と同居しているそうですが、近々、息子家族は嫁の里の菊池に転居してしまうとのことで、大変寂しくなるということであります。なぜかといいますと、内田地区には小学校も保育園もなくなるので子どものために早く菊池の方に移転するのだと、嘆いておられたわけであります。特別な人口減対策もとらないで、子どもが減少したから保育園を廃止するとは、余りにも無策ではないでしょうか。

米田保育園は園児数がふえたということで、当面廃止計画を延期されたわけであります。内田保育園も廃止計画を見直すべきではないかと考えますがいかがでしょ

うか。

２点目は幼稚園、保育士の処遇についてであります。先ほど太田黒議員から臨時職員の問題が出されましたけれども、話を聞いてみますと臨時職員がまだ半数この保育士の中にはおられるということを聞いております。こういう問題を早くなくさなければならないのですが、私は平成20年の６月議会で、幼稚園教諭と保育士の処遇について問題を提起したことがあります。特に幼稚園長、保育園長が定年退職を迎えるときに、係長級の役職で退職しているということであります。それに対して、平成21年度から主幹という役職を設けて、課長補佐扱いをしましたが、それでも課長補佐級は３名であり、あとの13名の園長は係長級で定年退職を迎えているわけです。

一般行政職は40歳前後で係長になっているようでありますが、幼くもとうとい人命を預かる最高責任者の園長が、60歳になっても係長級で終わるということは、道理に合わないのではないでしょうか。

園長職は重責であります。先ほどの就学前教育の重要性から見ても、こういう取り扱いというのは問題があるのではないでしょうか。

このような格差人事は容認できないということで、すべての園長を少なくも課長補佐、阿蘇市はそうなっておりますがあるいは課長扱いとすべきではないかと思いますが答弁をお願いします。

２問目は、小学校再編の問題であります。私は学校再編の現状と今後の方針を聞きながら、計画の再検討、見直しが必要ではないかと考えるわけであります。その理由は、このままでは重点目標である、複式学級の全面解消が後回しになってしまうということであります。

計画では川辺小学校、岳間小学校は来年の平成25年には解消するわけですが、二つの複式学級を持つ平小城小学校は三岳小学校と統合して、平成29年度に解消する。あるいは山内小学校は鹿央町の３小学校と米田小学校が統合して、平成31年度に解消ということであります。この計画ではあと５年から７年をかけないと複式学級が完全に解消しないことになるわけです。子どもたちは年々進級していくわけでありますから、このような遅々とした取り組みでは話になりません。

再編計画の重点目標、複式学級の解消達成のために、さらに工夫し、取り組みを早めなければならないと考えますがいかがでしょうか。

３問目は住宅リフォーム助成制度であります。２点質問いたします。

１点目は、熊本県内での採用自治体は市町村で14自治体だそうですが、市の段階では県内14市の中で山鹿・玉名・宇土・八代・人吉・水俣・上天草・天草の８市が実施しているわけであります。

県では、佐賀県や秋田県では、県が採用して大きな経済効果をおさめていると聞いています。熊本県は、それに比べてまだまだ遅いわけであります。

新築助成制度は、話を聞いてみますと昨年度から本年５月まで28件、特に本年度は既に10件申請があって助成額が810万円と、経済効果を発揮しつつありますが、住宅リフォーム助成制度は、これまで17件、助成額273万円と極めて少なく、この状態では経済効果は期待できないわけです。

熊本県下で初めてスタートした球磨郡の多良木町は、１年間で120件と聞いておりますが、建築業者に仕事が殺到したそうであります。

山鹿市はなぜそうならなかったのか。各自治体の制度を調べてみますと、山鹿市だけが補助対象条件に、昭和56年６月１日以降に着工した住宅と限定されているわけであります。そのために申請しても、昭和56年以前の住宅は対象外ということで、受け付けてもらえなかったと、こういう苦情が私のところにも３件ほどあっています。

本制度の担当が都市計画課となったために、事業目的が安心・安全な住まいづくりだけになっているわけです。ところが多良木町や上天草市などは、それに加えて市内、町内における経済活性化を図ると、二つの目的を定めているわけであります。したがって、着工時期に関係なく希望があればだれでも申請できるので、利用者がふえているわけです。

山鹿市も昭和56年６月１日以降に着工した住宅との制限を削除して、もっと利用者をふやし、市の経済活性化を図るべきだと思いますがいかがでしょうか。

２点目は補助のあり方で問題を提起してみたいと思います。

本制度の補助率は自治体によって違いますが、工事費の10％から20％で、上限が20万円から50万円となっています。それらの中で宇土市は、補助金を市の商品券を発行して助成しており、つまり補助金を商品券に換算して、さらに市内での購買力を推進し、循環型の経済効果を上げようという試みで、非常に興味深いわけであります。

山鹿市も検討してはいかがでしょうか。２回目を終わります。

○議長(横手啓介君)

答弁を求めます。有働市民福祉部長。

[市民福祉部長　有働博君　登壇]

○市民福祉部長（有働博君）

原議員の内田保育園廃止の見直しについてのご質問にお答えいたします。

初めての集団であります保育園での経験が、その後の育ちに大きな影響を与えることを考えるとき、どのような集団で過ごすかということは、子どもにとりまして

も大切なことでございます。

このような子どもの育ちという観点と少子化、過疎化の進行より子どもの数が減少している状況をとらえ、本市では公立保育園再編整備計画を定め進めているところでございます。

この計画の目的の一つが、定員規模の適正化でございます。子ども同士が群れ遊び、育ち合う環境として、保育園において成長に合わせた年齢別保育や異年齢交流など、適正規模の集団で保育ができるようにすることにより、子どものよりよい発達をうながすとともに、保育の質を向上させることを目指してまいります。

現在、内田保育園の３歳児クラスの同級生は３名で、４歳児クラスに至っては同級生が２名という状況でございます。

２歳の一人遊び、３歳の集団一人遊びを経て、４歳で単純な遊びを何人かで楽しむ連合遊びから、５歳ではグループをつくり共通の目的を持って遊ぶ、共同遊びへと変わってまいります。この時期に大人の社会で社会生活の基本となります協力、協調、競争を遊びの中から身につけていくことになります。

このような同年齢の子ども集団の中で遊ぶこと、友達関係をつくることが社会性の発達の上で非常に重要になってまいります。

菊鹿地区には、内田保育園と菊鹿中央保育園の２園を廃止しましても、３つの法人保育園があり、子どもの育ちを保障した適正な定員規模によります、乳幼児期の保育・教育を進めることができますので、内田保育園につきましては平成26年３月をもって予定どおり、廃止する方向で進めさせていただきます。

現在の菊鹿地区の状況についてご報告させていただきますと、公立保育園２園廃止後の主な児童の受け皿となります法人と、公立の園長が定期的に会合を開いております。また、保護者の方では「菊鹿町５保育園連絡協議会」を６月４日に設立され、スムーズな引き継ぎができるよう協議を始められておられます。

さらに、児童の交流を深める公私立合同保育を実施することにより、廃止による不安を児童に与えないような配慮をしております。このように行政と保育園と保護者が一体となって、さまざまな取り組みを始めているところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

本多総務部長。

[総務部長　本多隆文君　登壇]

○総務部長（本多隆文君）

原議員の幼稚園教諭、保育士の処遇についてのご質問にお答えいたします。

職員の処遇の改善につきましては、平成21年度から課長補佐級の主幹職または課

長級の審議員職に任用できる制度を設け、また、実際に登用を行ってきたところであります。これは幼稚園教諭、保育士のみならず、保健師や看護師などの専門職員についても、その成績に応じ幅広く任用できることとしたものであります。

ご質問の幼稚園長、保育園長の処遇の改善につきましては、その職務の困難さ、職責の重大さにつきましては、園長のみならず専門職の職責も含めまして十分存じているつもりでございますが、人事管理上、成績主義に基づく評価の面、さらには女性管理職登用の面からも、今後も適正に行ってまいりたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

寺崎教育部次長。

[教育部次長　寺崎泰和君　登壇]

○教育部次長（寺崎泰和君）

原議員の一般質問、小学校再編に伴う諸問題についての中で、複式学級の解消をどう考えているかという点について、再度お答えいたします。

現在取り組んでおります学校規模適正化基本計画については、今後も児童数の減少が予想されることから、計画の着実な推進を図る必要があると考えております。

しかしながら、先ほどご指摘もありましたように、現時点でも小学校４校で複式学級が編成されていることから、計画の最優先課題でありますこの複式学級の解消について、早急な対応を図るべきと考えております。

現在の複式学級では、担任以外にも小学校教諭の免許を持つアシスタントティーチャーを配置しまして、担任と連携した学習指導を行っているところでございます。

もっと早く再編計画を進めるべきとのご意見でございましたが、その再編を進めるためには、やはり地域やＰＴＡの皆様のご理解が必要なことから、今後もわかりやすく丁寧な説明に努めまして、子どもたちにとってよりよい教育環境を提供できるように進めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

緒方建設部長。

[建設部長　緒方淳一君　登壇]

○建設部長（緒方淳一君）

２回目のご質問、補助対象条件の昭和56年以降に着工した住宅の削除と、補助を市内の商品券で交付することについてお答えします。

昨年12月に原議員の一般質問でもお答えしましたが、昭和56年５月31日以前の建築物は旧耐震基準で建てられており、耐震性が劣るものが多いと思われております。

そこで、本市では国の建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、山鹿市建

築物耐震改修促進計画を平成21年３月に策定し、具体的な耐震化の目標及び目的達成のための必要な施策を定めております。

市民が安心して安全に住まい続けていける住宅への誘導を図っていけるように、住宅リフォーム制度を進めていく必要がございますので、旧耐震基準で建築された住宅は耐震診断を受けていただき、その結果、安全な住宅である場合にリフォーム助成事業を受けられるような事業制度にしております。

そのため、昨年度から耐震診断を実施される方に対しての補助制度を、リフォーム助成制度と一緒に創設しております。さらに、今年度からは耐震改修を実施される方に対しての補助制度も創設し、リフォーム助成とあわせて利用できるようにいたしておりますので、対象条件につきましては、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

２点目の補助を市内で利用できる商品券で交付できないかというご質問でございますが、県内で商品券を交付しているのは宇土市でございます。担当課に確認しましたところ、宇土市はリフォーム助成制度を、今年度から実施されており、その効果等はまだ把握できないというのが現状ということでございました。

今後の状況や効果等を見守っていきたいと思っております。

昨年度よりスタートした事業でありますので、継続して事業啓発に努め、安心で安全な住まいづくりを積極的に進めてまいりたいと思っております。以上、答弁を終わります。

○議長(横手啓介君)

原議員、了解ですか。

○12番（原徹君）

議長。

○議長(横手啓介君)

原議員。

[12番　原徹君　登壇]

○12番（原徹君）

３回目です。いろいろ答弁をいただきましたが、まず、就学前教育の問題についての内田保育園の廃止問題について、私は市長に２点質問したいと思います。

保育園再編計画では、適正規模を30名と定められたわけです。それに満たない保育園は廃止していく、30名と決めたのは何か、何の根拠もないと思うのです。内田保育園の園児数は現在21名だそうでありますが、かえって保育士の目が行き届き小規模なりの魅力ある保育、質の高い保育が可能なのであります。

今回も同年齢の園児が少ないからとか、あるいは友達関係が育たない、少ないか

らなどを廃止の理由にしておりますが、学校教育とは異なるわけであります。今の子どもたちに最も不足している異年齢間の遊び、先輩後輩の遊びや交流を十分体験させることができるということであります。

私たちのころはいつも年上の子どもたり、年下の子どもと遊びました。今それがないのです。

なお、園児が少ないと競争心が育たないような答弁もあっていましたが、保育園の時代から競争心など育てる必要はありません。それでなくても日本の教育は余りにも競争が激し過ぎると、ユネスコ、国際連合教育科学文化機関から勧告を受けている状態であります。幼児教育で大切なのは優しさとたくましさ、それに支え合いの連帯感を育てることではないのでしょうか。

廃止してしまえば、内田地区にはますます若い世代が居住しなくなり、少子高齢化や過疎化が早まってしまうわけです。過疎化対策としても内田保育園を廃止すべきではないと考えますがどうでしょうか。

内田地区から選出された二人の議員がおられます。家入議員、藤原豊議員も住民の声を尊重して、分室でもいいから保育所を残してほしいと強く主張されているわけであります。住民の声に耳を傾け、計画を見直すべきではないでしょうか。

もう一つは、幼稚園長、保育園長の処遇についてですが、市長の「子どもはやまがの宝だ宣言」を推進するために日々重責を果たし、山鹿の宝である幼い命を預かる最高責任者の幼稚園長、保育園長の処遇が60歳になっても係長級で終わるというのは、これはどう見てもおかしいと思うのです。市長の見解をお願いいたします。

２問目は小学校再編の問題ですが、これは教育長にお尋ねします。

複式学級の完全解消に向けてもっと工夫すべきだという指摘に対して、早急に解消を図るとの答弁でありましたが、具体的な対策は示されませんでした。

現在、児童も教師も最も苦しんでいるのは、複式学級２学級、２年生と３年生、４年生と５年生が一緒にやっているわけですが、これを抱えている平小城小学校であります。まず、ここを最重点に取り組むべきではないでしょうか。

５年先の平成29年度解消の計画では、余りにも遅過ぎます。校舎の改築も必要ないのです。また、鹿央町での再編にＰＴＡの理解を得ることができなければ、まずは山内小と米野岳小の統合から考えてはどうでしょうか。第１次再編計画をそのままよしとせず、見直しを考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

とにかく、教育長はもっとリーダーシップを発揮しまして、ここ数年のうちに複式学級完全解消を果たすべきだと考えます。教育長の決意を述べていただきたいと思います。

最後の質問であります。再編によって来年の平成25年度から山鹿小学校、鹿北小

学校においては、スクールバスが運行されることになります。先般、総務文教常任委員会で大まかな計画が説明されましたが、下校時の運行が低学年用と高学年用の２回のみとのことでありました。委員の中には「２便でよい。」「部活動参加者は、保護者が迎えに行けばよい。」との意見もありましたが、それでは保護者が迎えに行けない児童は、部活動に参加できないことになります。また、保護者がよその児童を便乗させて、もしもの事故でも起こした場合の責任を考えると、安易に便乗させることはできないのです。もう、10年ぐらい前になりますが実際ありました。自分の子どもと隣の子どもを乗せて行ったら事故を起こして、自分の子どもは助かって隣の子どもを事故で死なせたと、こういう事故もあったわけですから、簡単に便乗ということはできないわけです。

８年ぐらい前になりますか。児童の急激な減少で小中学校の統廃合を進めた、旧牛深市を10数名の議員団で視察したことがあります。そこでは、下校時にスクールバスを月曜日から金曜日まで３便運行していました。第１便が低学年児童。第２便が中学年児童と部活動に参加していない高学年児童。第３便が部活動参加児童となっていました。

市委員会の部活動を考慮しない運行計画は、妥当ではありません。

部活動参加の児童のためにも、あと１便ふやして学校生活にゆとりをつくるべきだと考えますがいかがでしょうか。この件は教育長でなくても構いません。

最後に住宅リフォーム助成制度について、市長の見解を求めます。

昭和56年６月１日以降に着工の補助対象条件は、削除しないとの部長の答弁でありましたが、本制度を提案した一人として、今の答弁には納得できません。

先ほども述べましたとおり、長引く不況の中で建築業者に仕事を興し、閉塞状態の市の経済を活性化させるということが、最大のねらいであったわけですから、その中で安全安心の住まいづくりも連動できるならば、何よりであります。

市長もこの経済活性化に賛同されて、即実行に移されたのではないのでしょうか。昭和56年以前の住宅は耐震性に劣るといってもすぐ倒壊するような、倒れてしまうような住宅をリフォームするような人はおりません。

したがって、この期限付きを削除して、もっともっと利用者をふやし経済活性化につながるようにすべきだということを、私は考えるわけです。市長の見解を求めて質問を終わります。

○議長(横手啓介君)

答弁求めます。中嶋市長。

[市長　中嶋憲正君　登壇]

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員のご質問にお答えいたします。

まず、内田保育園廃止の見直しについてのご質問にお答えいたします。

新たに認可保育園を設置する場合の県の基準は、定員60名以上となっております。

しかし、山鹿市の保育園においては、低年齢児の入園がふえているにもかかわらず、現在26園中14園が入所児童数60名以下の状況になっており、全体的に小規模化の傾向にあります。

このような状況をとらえ、平成21年８月に作成しました公立保育園再編整備計画の統廃合の方針としまして、新たな認可基準の60名を適正規模ととらえ、この適正規模の半数の30名では、子どもの成長にあわせた同年齢による集団保育はできにくいとの判断から、統廃合の対象基準を30名としたものでございます。

家庭的雰囲気の中で保育できるなど、少人数ならではのメリットはありますが、反面、友人関係の固定化や序列化を招くことも懸念され、人間関係が壊れると修復が難しいなどのデメリットもあります。縦割りでの遊びは優しさやいたわる心が育っていきます。しかし、同年齢のそれぞれの発達に応じた遊びや活動をすることで、集団、思案の芽生えが育ってまいります。このように子どもが健やかに成長するには、異年齢だけでの交流では獲得できない、同年齢での育ち合う機会や場が必要であると考えます。なお、保護者の皆様には通園距離が少し遠くなるなど等、ご不便ご迷惑をおかけしますが、このような子どもの育ちという観点から考えての再編計画ですので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

なお、周辺部における過疎対策につきましては、市全体の課題としてとらえており、地元住民の皆さんとともに、振興策を考えてまいりたいと思います。

続きまして、幼稚園教諭、保育士の処遇についてのご質問にお答えいたします。

私の「子どもはやまがの宝だ宣言」の実施に向け、日々多くの職員が努力していることについては、非常に感謝しているところでございます。さて、幼稚園長、保育園長の処遇につきましては、本年度の女性管理職が室長１名、審議員４名、課長補佐１名、主幹４名の合計10名のうち幼稚園教諭、保育士は審議員１名、主幹２名の計３名でございます。こうした状況を踏まえまして、女性登用の観点からも適正な評価に基づいた任用を今後も行ってまいりたいと考えております。

続きまして、住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

先ほど建設部長が答弁いたしましたとおり、市民の皆様方が安心で安全に住まい続けていける、住宅への誘導を図っていくことが、大切でなかろうかと考えておるところでございます。常日ごろ申し上げていることでありますが、山鹿市民５万7000人の生命、身体及び財産を預かる立場といたしましても、国が進めます建築物の耐震改修の促進は必要であると思われます。

そのため、先ほど建設部長が答弁いたしましたとおり、今年度創設いたしました耐震改修の補助制度と住宅リフォーム助成制度を、一緒に利用できるようにいたしておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長(横手啓介君)

杉本教育長。

[教育長　杉本作徳君　登壇]

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの原議員のご質問、複式学級の完全解消を果たすべきだと考えるが、教育長の決意を述べよということにつきましてお答えしたいと思います。

複式学級の解消につきましては、学校規模適正化計画の最優先課題であり、当然最重点に取り組み、できるだけ早く解消しなければならないと考えております。

しかしながら、現在統合校の整備に加えまして、緊急の対応を要する学校施設の耐震化など、たくさんの事業を進めている状況にあることも、ご理解いただきたいと思います。

学校規模適正化を進めるに当たっては、地域やＰＴＡの皆様のご理解をいただくために、丁寧な説明や意見交換を行わなければなりません。その中で議員からご提案のありましたご意見もあるかもしれません。しっかりと議論いただき、保護者の皆様、地域の皆様そして関係される皆さんの思いを、しっかりと受けとめなければならないと考えております。また、複式学級の解消ができない間の対応については、当該校への複式学級指導経験豊かな人材の配置や、現在取り組んでおりますアシスタントティーチャーの配置と活用など、でき得る限りの配慮を継続しなければならないと考えております。

現時点で考えますことは、現在取り組んでおります計画を確実に進め完了させることが、最重要課題である複式学級の解消につながるものと考えております。以上、ご答弁といたします。

○議長(横手啓介君)

寺崎教育部次長。

[教育部次長　寺崎泰和君　登壇]

○教育部次長（寺崎泰和君）

原議員の一般質問の小学校再編に伴う諸問題についての３回目、再編後の山鹿小学校、鹿北小学校のスクールバス運行につきまして、お答えをいたします。

現在、山鹿小と鹿北小の開校に向けては、地域住民の皆様の意見を聞くために校区やＰＴＡ、統合する学校の代表からなります統合準備委員会を組織しまして、開校までに決めておくべき事項を協議をしております。

そのうちご指摘の遠距離通学対策についても検討しておりますが、小学生の遠距離通学の基準を山鹿市では、おおむね４キロメートル以上としております。

現在、統合準備委員会の中の通学部会におきまして、スクールバスの運行ルートや乗降所の検討も行っているところでございます。

今後は、夏休みにかけまして、運行ルートの試走を行い、その後ご質問のありました下校時の便数や運行時の決まりごとなど、詳細について検討を進めていくこととしております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後１時15分から再開いたします。

午後０時05分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午後１時15分　開議

○議長(横手啓介君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、福本義文議員の発言を許します。

福本議員。

[４番　福本義文君　登壇]

○４番（福本義文君）

先ほど眠たいお話しがあっていますけど、皆さんよく耳を傾けてください。議席番号４番、福本でございますけど、発言通告に従いまして、今回は１点だけ質問させていただきます。

近年、全国的に環境問題がクローズアップされております。その中、再資源化バイオマス等資源循環施設が、各自治体等で推進されております。このような中、当山鹿市でも平成20年３月に山鹿市総合計画の中、山鹿市環境基本計画の策定や山鹿市農業活性化計画と関連計画との整合性を図りつつ、中長期的視点に立って、本市もバイオ資源の総合的な利活用について将来像が描いてあります。

具体的にはバイオマスに由来するごみの再資源化の取り組みを、徐々に拡大していくことや、家畜排せつ物や林地残材などの再資源化、これまで未利用であったバイオマス資源作物の有効利用などを、農林業などの地域産業の活性化とともに、一体的に取り組んでいくことを施策の基本方針とした、本市におけるバイオマスタウン構想となっております。また、人と自然が共生する環境づくりを基本目標の一つとして、これまでの社会システムや市民一人一人の生活様式を見直し、さらなる減量化や再資源化を図ることで、環境への負荷が少ない循環型社会を構築するとなっ

ており、この計画の具体的な目標の内容の一つについては、家畜排せつ物や生ごみ及び集落排水の汚泥等を、身近な新しいバイオ資源として見直し、肥料化を行うとともに土づくりを基本とした環境保全型農業を推進するとなっております。

福岡県大木町では、家庭や事業所から出る生ごみを、し尿や浄化槽の汚泥とともに発酵分解し、その過程でできた液肥を使ってつくった米を独自のブランドとして農産物直売所などで販売したり、液肥散布を希望する農家が多く３年に１回ほどの順番待ちとのことであります。また、発酵過程で出るメタンガスで１日700キロワット時を発電し、発電する際に出る温水を、生ごみ回収用のバケツの清浄用に活用されております。生ごみが農業資源となされており、また、熊本市では下水汚泥の処理過程で発生するメタンガスを利用し、バイオマス発電で浄水センターで使用する電力の約35％が発電可能な発電施設の工事がなされております。

このように他の自治体、市町村でもバイオマス資源が生かされております。

昔は田舎の農家は町へ肥くみに行き、お金で尿を買っており、米や野菜と交換されてもおりました。牛、馬のふん等は我が家で寝かし、肥料として活用されておりました。

しかし、それが現在ではし尿、家畜排せつ物、生ごみを処理するのに多額の費用がかかっているのが現実であります。

そこで、質問に入ります。山鹿市には現在４カ所、鹿北有機液肥製造施設、菊鹿有機液肥供給施設、山鹿市バイオマスセンター、幸の国有機センターの４カ所が稼動しているかと思いますが、各施設での問題点といいますか、改善するところがあるのではないでしょうか。

計画時にはすばらしい施設として期待されていたと思われますが、それが思うように利活用がなされているとは思いません。

農家の方々が施設で処理された液肥・堆肥の利用も計画どおりに利用されていないように見えます。そこで、各施設の計画時の処理能力と現状の処理の実態の比較をお示しください。

次に処理された液肥・堆肥の効果と農家での利用状況をお示しください。なお、液肥・堆肥の散布時に問題や課題等といったものがあるように思いますが、その点どう考えておられますか。

次に各施設で処理された液肥・堆肥の分析結果はどのようになっているか、データ等があればお示しください。

次に鹿本町のバイオマスの施設ですが、昨年１億円のお金をかけ修理されたかと思いますが、今では問題なく稼動していると思いますが、現在どれくらいのメタンガスで、どれくらいの発電がなされているかお聞かせください。

次に関連になるかと思いますが、各町の農業集落排水の終末処理施設の数、事業の普及率はどのようになっているかお示しください。また、各施設での汚泥の処理及び利用状況、分析結果のデータがあれば、どのようになっているかお示しください。

次に各施設で処理された処理水はどのようになっているかお聞かせください。これで１回目の質問を終わります。

○議長(横手啓介君)

執行部の答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

福本議員の一般質問、有機資源循環施設についてお答えいたします。

なお、福本議員の質問盛りだくさんでございますので、当然答えも少し長くなるかと思いますけど、ご了承いただきたいと思います。

本市ではし尿、家畜排せつ物、浄化槽汚泥、生ごみを利用した４カ所の施設で液肥・堆肥を製造し、自然循環型農業を推進しています。

鹿北有機液肥製造施設は、旧鹿北町のし尿、浄化槽汚泥を処理する施設として、平成３年８月に竣工し、施設の処理能力は日量６トン、年間2190トンで、平成23年度の液肥の処理実績は年間1456トン、利用率66.4%となっております。

地元を中心に133件の利用申し込みがあり、966トン、延べ面積で約24ヘクタールの田や樹園地等に元肥や追肥として利用されています。

次に菊鹿有機液肥供給施設は、旧菊鹿町のし尿及び家畜尿を処理する施設として、平成５年２月に竣工し、施設の処理能力は日量14.2トン、年間5183トンの処理能力を有していましたが、施設の一部破損により、平成20年３月から日量10.7トン、年間3900トンとなっています。液肥の処理実績は年間3883トンの利用率99.6%で、地元を中心に210件の利用申し込みがあり4058トン、延べ面積約111ヘクタールの田や樹園地等の元肥や追肥として利用されています。

山鹿市バイオマスセンターは、旧鹿本町の家畜ふん尿及び生ごみを処理する施設として、平成17年７月に竣工し、施設の処理能力は家畜ふん尿が日量74.1トン、年間２万6676トン、生ごみが日量３トン、年間1095トンの能力を有し、処理実績は家畜ふん尿が年間１万1069トンで利用率41.5%、生ごみが年間313トンの利用率30%で地元を中心に１万2385トン、延べ面積で約354ヘクタールの田に、米・麦などの元肥・追肥として利用されています。また、堆肥につきましては、1803トンが園芸作物等の元肥として利用されています。

幸の国有機センターは、旧鹿北町の製材時排出される杉等の皮を処理する、堆肥

施設として、平成６年２月に竣工し、施設の処理能力は日量 2.1 トン、年間 780 トン能力を有し、堆肥の処理実績は年間 283 トン、利用率 36.2%で主にアスパラ栽培やポット苗の床土として利用されています。

各施設で製造した液肥・堆肥の効果につきましては、化学肥料の削減による資源循環型農業の普及と安心・安全な農産物に寄与していると考えており、一定の効果も上がっていると思います。

次に液肥の課題につきましては、散布方法が限られており、多様な利用を図ることが困難であり、その利用を拡大させることが課題であります。

堆肥につきましては、近年稲発酵粗飼料栽培の普及により、家畜ふんの原料の搬入が減少していることが課題であります。また、各施設で生産した液肥･堆肥につきましては、窒素、燐酸、カリ、肥料成分を定期的に分析しています。

結果につきましては、施設ごとに申し上げます。

鹿北有機液肥製造施設は、１立米当たり全窒素 0.27 キログラム、燐酸 0.085 キログラム、カリ 0.16 キログラム。菊鹿有機液肥供給施設は、１立米当たり全窒素３キログラム、燐酸 0.54 キログラム、カリ 2.5 キログラム。バイオマスセンターの液肥は、１立米当たり全窒素 3.4 キログラム、燐酸 0.9 キログラム、カリ 2.6 キログラム。バイオマスセンターのＡ堆肥は、トン当たり全窒素 11.4 キログラム、燐酸 9.1 キログラム、カリ 14.9 キログラム、Ｂ堆肥はトン当たり全窒素 10.4 キログラム、燐酸 8.7 キログラム、カリ 16.1 キログラム。

幸の国有機センターの堆肥は、トン当たり全窒素 6.2 キログラム、燐酸 4.5 キログラム、カリ 6.1 キログラムです。

なお、結果につきましては、利用者に対し最新のデータを施肥量の参考になるよう、各施設に表示しています。

最後にバイオマスセンターの発酵過程で出るメタンガスの平成 23 年度の発生量は１日平均 477 立方メートルで、発電量は１日当たり 1049 キロワットで、年間 38 万 2914 キロワット、計画使用電力の 42%になります。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村英星君　登壇］

○環境部長（幸村英星君）

福本議員の一般質問、有機資源循環施設について、環境部関連の３点のご質問にお答えいたします。

１点目の旧市町ごとの農業集落排水事業の施設数及び整備率についてのご質問でございますが、まず現況につきましてご説明申し上げます。

農業集落排水事業は、農村地域における生活環境の改善と、農業用用排水の水質保全等を目的としまして、平成４年度から事業を開始し、農業集落排水施設17処理区、小規模集合排水施設２処理区の整備を完了しているところでございます。

平成23年３月末時点での施設数と整備率でございますが、旧山鹿市に２施設、整備率は32.8%、旧鹿北町に５施設、整備率は88.8%、旧菊鹿町に４施設、整備率は89.1%、旧鹿本町に５施設、整備率は100%、旧鹿央町に３施設、整備率は46.2%となっております。

続きまして、２点目の汚泥の利用状況等についてのご質問でございますが、鹿北処理区の多久・東野・四丁の３施設から発生する脱水汚泥につきましては、肥料登録を行い必要な方には無料で配布を行っております。その量は、平成22年度50.8トン、平成23年度24.0トンでございました。なお、肥料成分は、平均で窒素が6.7%、燐酸が5.3%、カリが0.39%でございました。また、山鹿処理区の三玉東部浄水センターから発生する汚泥につきましても、天日乾燥汚泥として肥料登録を行い地域の方に無料配布を行っております。平成22年度は3.8トン、平成23年度は3.1トンでございました。なお、肥料成分は、平均で窒素が2.0%、燐酸が1.8%、カリが0.16%でございました。

次に、下水道施設の山鹿浄水センターから発生する汚泥の処分でございますが、機械による乾燥汚泥につきましては、堆肥化を行う業者に搬出いたしております。その量は、平成22年度495.5トン、平成23年度437.3トンでございました。なお、肥料成分は、平均で窒素が3.2%、燐酸が1.8%、カリが0.17%でございました。また、天日乾燥汚泥につきましても、肥料登録を行っており、全量を地域の方に有償にて販売いたしております。平成22年度51.6トン、平成23年度68.8トン利用がございました。

なお、肥料成分は平均で窒素が1.7%、燐酸が1.6%、カリが0.13%でございました。その販売価格でございますが、15キログラム入り土のう袋は１袋当たり50円、軽トラック１台分は100円、２トン車１台分は200円をいただいております。

続きまして、３点目の処理水の利用についてのご質問でございますが、山鹿処理区の三玉東部浄水センターの処理水は、消臭効果があるため、必要な方には無料で配布いたしております。また、山鹿浄水センターの処理水につきましては、浄水センター内のトイレや機械整備の洗浄水、消泡水として有効に活用しているところでございます。

今後もさらなる資源循環型社会の構築に努めてまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

はい。ありがとうございました。今の答えでも気になるかと思いまして、この処理能力が幸の国有機センターの36%や、鹿北と菊鹿は同じような有機液肥施設なのに、処理の実績の違いがどうも気になります。そのあたりの理由を詳細にお示しください。また、鹿本町のバイオマスセンターの利用実績を見ますと、家畜ふん尿41.5%、生ごみが30%となっておりますが、この処理実績についても気になるところでございます。もう少し具体的に説明をお願いします。

次に各施設の液肥・堆肥の成分データのばらつきでございますが、これもどうも不思議なデータであります。この理由も具体的に説明をお願いします。

次にバイオマスセンターでの現在の生ごみの処理もなされているかと思いますが、どれぐらいの生ごみが処理されているかお示しください。

次に新しい生ごみ堆肥施設、生ごみ処理機が導入される計画がありますが、現在どれくらいの進捗状況で進んでいるか詳しくお聞かせください。また、この施設整備事業での課題等があればお聞かせください。

なお、この処理施設で、処理された生ごみ堆肥の利用は、どのように考えておられるか具体的にお聞かせください。以上で２回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

２回目の質問にお答えします。まず利用率の低い理由として、鹿北有機液肥製造施設は、現在牧草地等への大口利用の低下、バイオマスセンターは自家処理での堆肥生産の増加、また、生ごみは減量化への取り組みや生鮮食品の少量販売などの社会情勢の変化、幸の国有機センターは、農家の減少と栽培面積の縮小などが主な要因と考えています。

次に、肥料成分の施設ごとに違う理由といたしましては、処理している原料や割合が施設ごとに異なっているため、成分に違いが生じています。

特に、鹿北有機液肥製造施設は、浄化槽汚泥の割合が75%程度を占めており、肥料成分が著しく低下しています。幸の国有機センターの堆肥は、杉の皮等を主体とした木質系の肥料のため、成分が他の堆肥より低くなっています。

次に、生ごみの堆肥化施設整備事業につきましてお答えします。

現在の進捗状況は、実施設計業務を予定工期５月１日着工、７月31日完了、生活環境影響調査業務を予定工期５月29日着工、７月31日完了として進めています。

バイオマスセンターでの生ごみの処理状況は、鹿本地区の全集落、モデル地区として山鹿地区11集落、鹿北地区６集落、菊鹿地区４集落、鹿央地区３集落の合計24地区1473世帯からの生ごみを処理しています。

施設整備の課題につきましては、液肥及び堆肥化の原料となる生ごみ、また、それを処理する過程から発生する臭気について、周辺地域に影響を及ぼさないことが重要と認識しており、その対策を講じてまいります。

生ごみ堆肥の利用については、今後、成分分析の実施、堆肥登録の手続を進めるとともに、実証試験を行いながら幅広く活用できる堆肥にしたいと考えています。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

福本議員。了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

ありがとうございました。

今まで聞いた限りでは、いろいろと努力されているところも感じられますけど、まだまだバイオマスセンターの数字は低い数字で、もっと生ごみも処理できるかと思います。そのあたりもぜひ考えていただいて、実行に移していただきたいと思います。

最後に、各施設を維持していくための維持管理には、かなりの費用がかかっているかと思いますが、この各施設の管理の方法、経費について数字でお示しいただきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

３回目の答弁を行います。

各施設の管理の方法と経費についてお答えいたします。

幸の国有機センターにつきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入し、指定管理料244万7000円となっています。ほかの３施設につきましては、業務の一部をまとめて民間委託し、経費は非常勤職員雇用の人件費41万3000円、燃料費・委託費等の物件費7143万円、修理等の維持補修費998万3000円、公課費等141万8000円、受電設備工事費4215万7000円の合計１億2540万1000円となっております。以上、ご答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

以上で、福本議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森久雄議員の発言を許します。森議員。

［26番　森久雄君　登壇］

○26番（森久雄君）

26番、民主党、森久雄でございます。

今回は郷土山鹿産の食品・農産物・商品等の販売促進についての一提案という内容で質問をいたします。

先ほど午前中ですが、太田黒議員のお尋ねによりまして、冨田農林部長の熱き思いをお聞きすることができました。今回の私の質問に対する答弁は恐らくその思いが込められたものであろうと、期待して質問を行います。

さて、私たちは菊池や熊本空港、あるいは阿蘇方面へ赴く場合、普通に国道325号を利用します。そして、その沿線には七城のメロンドームがなじんだ風景となって見えてきます。近づいていきますと、道路際に「日本一、４年連続特Ａ受賞、七城の米」と書いた、縦長の看板が必ず目に入ってきます。私の記憶はいつごろからその看板を見てきたのか、はっきりしません。日本一の看板は立っているのが当たり前のように思えて、七城米は日本一という文言がいつの間にか脳裏に刻まれていました。「七城町の全域で特Ａ米の生産ができているのか」とか、「特Ａの取れない年もあるのではないか」と思うこともありますが、そんなことは思わなくてもいいとばかりに、誇らしげに「日本一七城の米」の看板は立ち続け、ドライバーに「ドームに寄らんね。おいしか米のあるよ」と呼びかけています。

看板だけかといえば、そうではないのです。インターネットでも七城米を検索しますと、そのページの多いこと多いこと。米穀販売各店が取り扱いを競うようにホームページ上に掲載をしております。七城町の砂田米を頂点に全町の米農家が努力を惜しまず、品質を維持し、たびたび特Ａを獲得すれば、当然のごとく日本一の

米と銘打って売り出すことができ、小売価格はメロンドームでもネット上でも、精米60キログラム換算で３万円から最高４万円超までの値段となって売れています。生産農家には少なくない収入がもたらされているものと思います。

それでは、県内で日本穀物検定協会の食味ランキングで、特Ａを受賞しているのは、七城米だけかといえば、そうではありません。

山鹿市内でも菊鹿の五郎丸地区は平成22年度に、平成23年度は鹿本の梶屋地区が特Ａを受賞しております。

そして皆様もご承知のように菊鹿地区には、100年を超える採種田の営みが続いております。今日なお、県内の種もみ需要の４割を賄っておられます。明治から昭和初期にかけて全国にその名をはせた、肥後米の種もみも菊鹿の採種田のものでした。また、菊鹿町史には昭和８年の新嘗祭献穀取り組みが詳述してありますが、79年後の今年、平成24年度献穀事業が内田番所地区において、献穀者となられた牛崎ご夫妻のご協力のもと進められています。献穀にかなう米の産地ならではのことと存じます。既に田男、早乙女による御田植祭が済み、次は10月の抜穂祭です。献穀が終わるまでご夫妻と関係者の皆様には、気の抜けない日々が続くものと思います。心身とものご苦労に敬意を表しますとともに、見事に献穀が成就できますことを願っています。以上、いろいろ申し上げましたが、要は、山鹿市も年度ごとの生産地域は異なりますが、２年連続特Ａ受賞の日本一おいしい米の生産地であることを申し上げたかったのです。

よって、本市も七城のアピール方法及び期待できる結果を同じように考えれば、まずは「日本一の山鹿米」の看板が市内域の国道３号、国道325号、国道443号に立つべきと思うのです。今後山鹿市産米の販売を大いに促す意味からも、「日本一の山鹿米」の看板設置や、ブランド定着に向け関係各方面の協力を得つつ、市内全域のお米が特Ａにふさわしい評価を得られるような、品質アップへの積極的な取り組みがなされるよう、そして、その結果として生産者の収益増につながるべく、行政の役割を果たされるようお訴えをいたします。

次に、山鹿の活性化に向けた一つの手段としての提案を申し上げます。「そんなことは民間企業の取り組みであり、営業活動である。この場にはなじまぬ。」と言われるかもしれませんが、私なりの理解で申し上げますのでお聞き願います。それは山鹿市内で生産される各商品・製品の販促アピールに協力をお願いするものです。

例として申し上げます。これは決して頼まれての発言ではありません。

少し前の記事になりますが、「くまもと経済」のネット記事に千代の園がイギリスの有名百貨店ハロッズで「特別本醸造千代の園」を販売と出ていました。イギリスの有名店のハロッズは、日本で言うと三越のような百貨店だそうです。会社に問

い合わせしましたところ、今はイギリスへの輸出はやってなくて、アメリカサンフランシスコへ「熊本神力」、「純米大吟醸」を輸出しているとのことです。

国内の酒の需要が伸び悩む中、海外にまで販売を試みておられることに、「頑張ってください。」とエールを送ると同時に、私たちも地元の酒としてさまざまな場面でアピールし、応援することはあるべきだと思います。

観光客の方へ「地酒がありますよ。おいしいですよ」と申し上げれば、お好きな方は「たまらん」といった面持ちで目を輝かされます。地元に酒造会社があればこそのご案内です。また、誘致企業各社が製造販売している製品等についても、市民の皆様が知っていただいておれば、いずれかの場面でも「山鹿市の各会社ではこんなもの、あんなものを生産・製造している。ぜひ、ひいきにしてくださいね。」と、販促をしていただくこともできると思います。そのようなことにより、市全体に一体感が生まれることも期待でき、市外の皆さんからも「あなたのまちは心が一つだね」と、瞠目されることになるのではないでしょうか。

企業のみならず、たくさんのさまざまの業種の方々が、日々たゆまぬご努力をなされていることは、少なからず承知をいたしております。それらの営みがあるからこそ、今日の山鹿が維持されているものと思っています。

本市を離れた遠くの地では、山鹿観光大使の活躍があっているものと思います。

しかし、まず、私たち一人一人が活性化の先頭に立ち、一方で販売促進につながる言葉の一つも添えるという思いを持てば、その気が町中に満ち、住む人にも訪れる方々にも、優しい体温を感じられる町になっていくものと思います。取り組みとしていかがなものでしょうか。以上２点についてお尋ねをいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

森議員の一般質問、郷土山鹿産の食品・農産物・商品等の販売促進についての一提案についてお答えいたします。

山鹿市においては、以前から菊池川支流域で肥沃な土壌を生かした水稲栽培が盛んに行われており、県内でも有数の米どころとなっています。また、明治40年から菊鹿地域の池永地区で始まりました水稲の採種事業につきましても104年目を迎え、種もみとなる「ヒノヒカリ」と「森のくまさん」の一大産地となっています。さらに、日本穀物検定協会の食味ランキングにおいて、平成22年に菊鹿地域五郎丸産、平成23年に鹿本地域梶屋産の「森のくまさん」が、２年連続で特Ａを受賞しており、山鹿産米の販路開拓にも有利であると考えています。

ご質問の看板設置につきましては、既に五郎丸地区では特Ａ米の受賞を記念して、自主的に看板を設置され、啓発活動に努められています。

市といたしましても、ＪＡ等の関係機関と連携しながら、看板設置について検討進めてまいります。また、ブランド定着に向けた全体の品質アップにより、生産者の収益増につながるような取り組みが必要であると思っており、水稲栽培は肥培管理等である程度の品質確保はできると考えられます。

しかし、土質、水、気候などの諸条件によっても品質が大きく左右され、さらには中山間地と平たん地で同等の生産は難しく、これまで統一ブランドでの有利販売ができなかったのではと思われます。また、現状ではＪＡの共販率も40％を割り込んでおり、戸別販売が多くを占めているのも一つの困難な要因と考えられます。

行政の果たす役割といたしまして、まずは特Ａ米が生産された地域を対象に、ブランド米として出荷できるように、地域の方々やＪＡ等関係機関と連携しながら取り組み、徐々にその枠を広げていかなければと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

森議員の２番目の販売促進のご提案についてお答えいたします。

議員のご提案につきましては、地域産品の販売促進に対して、大変心強い応援であると受けとめます。

当市にはさまざまな誇るべき物産品ございます。お話にもありました地元しにせの清酒にとどまらず、今マスコミの寵児となっているこうじ製品や伝統的な和菓子、また、さまざまな発酵食品など枚挙にいとまがありません。

さらに、「さくら湯」のオープンに向けて、現在新商品の開発も多くの事業者で行われております。

確かにこうした物産品の販売促進、宣伝活動を行うのは、第１にはその商品の生産・販売をされる事業者の責任ではあります。

しかし、一番の宣伝は口コミであると言われるように、山鹿に来られたお客様に向けて地元の市民の方々が、地元の物産品について一言言葉を添えるだけで、その商品の輝きはさらに増すものと考えます。

そこで、当市では市内の商工団体を中心に県振興局や市を含めて、昨年度より地域ブランドを構築する準備を進めてまいりました。このブランド事業では、山鹿で生産加工されたか、または山鹿の原材料を使用した物産品等を山鹿ブランドとして

登録し、登録された物産品には、情報発信や販売コーナーの設置などの支援が検討されております。

こうした、商工団体を中心としたブランド事業により、山鹿市が誇る物産品の情報発信はもとより、市民の皆様に地元の物産品に、より親しみと誇りを持っていただき、山鹿の宝として発信していただければ、何よりの販促活動につながるものと期待しているところです。また、山鹿市の立地企業等につきましても、オムロンを初め、釣り具のトップブランドや世界ナンバーワンシェアを誇る光ファイバー融着機メーカーなど、全国に誇れるものが数多くございます。こうした企業で製造される製品には、市民の口コミが直ちに販路拡大につながるものではございませんが、立地企業の製品や事業について市民の皆様のご理解をいただき、さらには愛着や誇りを持っていただくことで、地元雇用の拡大や企業イメージの向上につながるものと考えます。

そのためには、市内製造業を中心に組織する山鹿市企業連絡協議会等の活動を中心に、企業紹介や産学交流、工場見学などの情報発信の努力を続けてまいりたいと思います。以上、ご提案に対する答弁とさせていただきます。

○議長（横手啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森久雄君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森議員。

［26番　森久雄君　登壇］

○26番（森久雄君）

それぞれに答弁をいただきまして、ありがとうございました。

２回目の質問をいたします。

まず、特Ａ受賞を最大限に生かす取り組みについて、再度提案をさせていただきます。答弁ではＪＡの共販率が40％を割り込んでいるということでありましたが、それには、いろいろと課題や問題もあるがゆえと考えます。

しかしながら、七城の共販米が特Ａを受賞し、商品価値を高め着実に売れているという事実は厳然として存在します。答弁で言われましたように、まずは特Ａ米が生産された地域を対象にブランド米として、販路にのせることを取り組んでいただきたいと思います。そして、対象地域が徐々に拡大されることを望むものです。

本市では合鴨米や菜の花米など、特徴的な米づくりが賞味アップも伴い、評判を呼んで好調な販売につながっていると聞いております。そのような生産地域が特Ａ

米生産地域と有機的に連携され、特Ａを目指していただければ、もっと販売促進にブランド定着化に進むものと思います。いかがでしょうか。

「県内有数の米どころの真骨頂はかくあるぞ」と、広く世に知らしめていただきたい。そのための看板を立てられますけれども、看板は人目につく所に立ててください。

最大の宣伝効果が得られる場所に立てていただきますよう。これもお願いをしておきたいと思います。

次に地域産品の販売促進に関して、２回目の質問を行います。これも内容は提案でございます。

昨年ボランティアガイド九州大会に参加するため大分に行きました。そのときの講演の一つに産業観光についてと題した、有意義な講演がありました。それは以下のようなものでした。そもそも観光とは中国の古典「易経」に記された、「国の光を見る、地域のすぐれたものを見る、あるいは見せること」が語源と言われております。

では、産業観光とは、「産業に関する施設や技術等の資源を用い、地域内外の人々の交流を図る観光」と定義され、旧来の物見遊山的観光とは異なり、「知的好奇心を充足する観光である。」と言われました。このような講演を聞いた後、大分県内各地のボランティアガイドの活動を研修するため、私は臼杵市方面のグループに参加して研修に行きました。

その視察先の一つが「フンドーキン醤油」の工場でした。見学ルートがありまして、柔和な職員さんが的確な案内をされ、しょうゆづくりについてある程度の理解を得ることができました。帰りにはお土産のしょうゆを買い求めたことは言うまでもありません。

さて、答弁にもありましたが、山鹿にはさまざまな誇るべき物産品があります。それらを製造・生産している会社、工場へ産業観光を企画することができないかと思うのであります。山鹿には世界に名が知られている会社もございます。そんな会社に観光客を受け入れてもらえれば、本市でも立派に産業観光が成り立つのではと思います。

急な取り組みでは成功もおぼつきませんが、企画をじっくり温めていただき、関係方面の理解も得ながら、実現に向け取り組んでいただけたらと思います。

先駆的には千代の園の酒蔵見学などが既に行われております。私も「おらが町の自慢は数々あるが」と、指を折って話せる市民であればと思います。

地域内外の人々の交流が、産業観光の目的でもあります。まず、最初の取り組みは市民の皆様の参加から始めてはと思います。このことについていかがな提案であ

るか、所見をお聞きをしたいと思います。質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

２回目の質問、特Ａ受賞を最大限に生かす取り組みについてお答えいたします。

本市では平成４年より、無農薬で有機堆肥を利用した合鴨米が菊鹿地域で栽培されており、独自の米袋、シール、ダンボールを作成し、菊鹿米「夢ほたる」というブランド名で販売されています。また、しょうちゅうの「防人」の原料としても出荷されているところです。

さらに、平山地区の菜の花米についても、緑肥として菜の花をすき込み、減農薬、減化学肥料で栽培された米を、旅館などで販売されており、それぞれの地域でこれまで特徴ある米づくりが行われております。

今回、２年連続で特Ａ米を山鹿市で受賞することができましたのは、大変名誉なことであり、この賞を最大限に生かした特Ａ米の産地形成と、周知・宣伝活動や販路開拓に努めていきます。

また、県内有数の米どころと特Ａ米をＰＲするための看板設置につきましては、効果の高い国道沿いや来客者の多い物産館等に、設置できるよう検討していきます。以上、ご答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

２回目の産業観光の提案についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在産業観光・商業観光については、さまざまな取り組みが行われ、各地域の観光・誘客の新たな商品となっているところもございます。

当市においても「米米惣門ツアー」は、そうした取り組みの先進事例でございます。また、最近では本年２月から３月にかけて、商工会議所青年部の皆様が「湯の町やまがＳＡＲＵＫＩ事業」として酒蔵見学や工場見学など、商業と観光を結びつけた誘客メニューの提供をされました。また、先般の温泉祭では、町歩きや商業観光の情報収集のため、「街中こだわりツアー」と題して、祭りにおいでいただいたお客様を対象とした商店めぐりツアーを実施いたしました。

このように当市でも徐々に産業観光についての環境が醸成されつつあり、さまざまな取り組みが始まっております。製造機械が立て込む工場等では、安全性の確保

や企業機密の守秘といった観点から、いつでも、どこでも工場が見学できるといった状況にはございませんが、立地企業のご理解を得ながら、一定の時期を定めた、市民を対象とした工場見学等は可能ではないかと考えております。

議員ご提案のように、山鹿市の商工業の振興、ひいては地域活性化の新たな手段として、産業・商業資源を活用した産業観光の企画をじっくりと検討してまいります。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時14分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午後２時28分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原昭三議員発言を許します。北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

議席番号７番、公明党の北原昭三でございます。発言通告に従いまして、今回３件の一般質問をいたします。

１件目、交通安全対策につきましては一問一答にて、２件目、福祉対策についてと３件目、教育環境の整備につきましては、一括にて質問をいたします。よろしくお願いをいたします。まず、１件目、交通安全対策について、通学路の安全対策についてお伺いをいたします。

文部科学省は５月25日京都府亀岡市、千葉県館山市などで登校中の児童、保護者らに車が突っ込むという痛ましい事故がございました。これを受け学校が地元の警察など関係機関と連携して、通学路の安全点検をするよう求める通知を、都道府県教育委員会などに出す方針をされました。

通知では通学路について、学校が関係機関と児童・生徒に危険な場所を把握するように促す。その上で車道と歩道が分かれているか、歩道の幅が児童・生徒の通行に十分か、見通しが悪くないかなどのチェック項目を示し、問題があれば改善を要

請するそうです。

学校が把握した通学路の危険箇所や改善件数などは報告を受け、国として対応策も検討する。

今回の通知は公明党の文科部会が、文部科学大臣に対して行った緊急提言を踏まえたものです。提言では子どもの視点に立って、全国的な通学路の安全点検調査を行うことや、学校と警察などの連携強化、安全対策を徹底するための地方自治体あての通知などを早急に行うように主張をしております。

山鹿市では昨年７月５日、鹿北町であってはならぬ痛ましい事故がございました。本当に残念でなりません。その後、市全体の通学路の点検が行われ、通学路の安全確認等が実施をされたと思います。

それでは、３点についてお伺いをいたします。

１点目、教育委員会として地域の通学路の現状を、どのように認識されておりますか。２点目、通学路の安全対策について関係する部署との連携はできていますでしょうか。これまでの通学路に対する協議の経緯など踏まえてお答えをいただきたいと思います。３点目、校区安全マップ等はあるのか。あるとしたら児童、ＰＴＡ、教職員、だれが作成をしたのかお知らせをいただきたいと思います。以上で１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

北原議員の通学路の安全対策についてお答えいたします。まず、地域の通学路の現状認識につきまして教育委員会としましては、昨年度の６月末までに通学路等の危険箇所の点検を進めてまいりました。

通学路につきましては、危険箇所の危険度にもよりますが、各学校から多数の箇所が挙がってきております。そのうち10数件につきましては、児童・生徒への交通安全指導も含めまして、対応等について地域から要望していただく箇所や、教育委員会として各関係機関に情報提供して、改善をお願いしていく箇所等がございます。

次に、通学路の安全対策について関係する部署との連携につきましては、教務総務課にて把握した危険箇所一覧に現場の状況、対応、意見等について取りまとめております。主な危険箇所につきましては、国土交通省へ要望したり、市の建設課や農林整備課に情報を提供して対策を検討していただいたりしております。そのような中、平成23年度におきまして、県道の横断歩道の白線を引き直されたのが５カ所です。それから、今後の年次計画で側溝を取りかえたり、水道管の布設がえ時の折

に舗装復旧等により、道路に水がたまることを解消し、安全な通行が確保される予定のものが５カ所ございます。

さらには、学校と協議し、通学路を変更することでいち早く危険箇所を回避した事例もございます。また、熊本県警からも通学路の危険箇所点検等の依頼が来ておりまして、本年度の危険箇所の情報も含めて山鹿警察署に提供し、連携を図っているところでございます。

最後に、校区安全マップ等につきましては、保護者からの情報を得ながら、通学路及び校区内の危険箇所について学校で作成をしております。

マップ等の内容としましては、交通量、道幅、見通し、事故の多発箇所、あるいは水難事故防止箇所、防犯上の危険箇所についても明記してございます。

保護者や地域に配布し啓発を図っている学校もございます。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

答弁の中で主な危険箇所につきましては、国土交通省へ要望したり、また、市の関係部署に情報を提供して対策を検討していただいており、対策に努められているということでした。

しかし、まだ未対応のところがあり危険を感じます。早急に点検、安全対策を図っていただきますようお願いをいたします。

それでは、２回目の質問をいたします。

私の地元、平小城校区の保護者の方から、通学路の整備について相談がございました。大型トラック等が頻繁に通行する中を小学生、中学生が登下校する際、歩道のない県道を利用するため、非常に危険性があるとの内容でした。

私も現場を確認に行き、その通学路を歩いてみました。大きなカーブが２カ所あり、内回りをする車とすれ違う際、冷やっとしました。危険性を感じました。

対策例といたしまして、歩道のない狭い通学路の安全対策として、道路の路肩を緑色にカラー舗装して車道を区別、ドライバーの視覚に訴えるという点でかなりの効果があると聞いております。

市道の場合は、市で何らかの対応ができると思いますが、県道の場合は県との連携が必要です。児童・生徒の安全確保へ早急な具体策が求められています。通学路の車道と歩道の区別などの対策強化が喫緊の課題でございます。

先般、教育委員会に現地の確認並びに対応をお願いしておりましたが、この調査結果等、どのようになっておりますか、お伺いをいたします。以上で２回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

北原議員の通学路の安全対策についての２回目のご質問についてお答えいたします。

議員よりご報告いただきました危険箇所につきましては、教育総務課が現地の確認を行っております。

１カ所目が県道和仁山鹿線でして、平山温泉バス停から和水町方向に400メートルほど進んだ箇所で、２カ所目はその地点よりさらに500メートルほど進んだところでございます。２カ所とも道路幅員狭うございまして、２車線が確保できておりません。歩道も設置されていない部分でございます。また、両箇所ともカーブ地点でございまして、交通安全協会平小城分会と平小城小学校ＰＴＡにより、「カーブ多し、学童に注意」という看板も設置されております。通学の際は十分な注意が必要でございます。

平小城小学校の通学路及び危険箇所のマップにも、「カーブが多い上に１車線で車もスピードを出していて危険」と記されています。

今後、山鹿警察署、道路管理者、学校や地域の方々などと、危険箇所の再確認や点検を行い、その対策について十分な検討を行い、子どもたちの安全確保に向け進めていかなければならないと考えております。

なお、子どもたちへの安全教育はもちろん進めていきますが、道路を通行されるすべての方が交通規範を遵守いただき、交通安全意識を高めていただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

市長は「子どもはやまがの宝だ」と、宣言をされております。日本を背負う、未来を託す大事な子どもたちです。事故があってからでは遅過ぎます。早急な対策・対応をよろしくお願いをしておきます。

３回目は自転車の安全利用について質問をいたします。

平成19年６月14日に成立しました、道路交通法の一部を改正する法律、平成19年６月20日公布により、自転車に関する通行ルールの規定が改定され、改定規定は平成20年６月１日から施行されています。その背景には自動車事故の減少と比較して、自転車事故が増加している現状にあると思われます。

警視庁の発表では、平成23年度の自転車が当事者となった全国の交通事故件数は、14万4018件と事故の約２割を占めております。

子どもから大人まで、家庭から保育園・幼稚園、学校や社会においても、通行法を学び理解しなければ、交通事故はもちろん自分の命を守ることもできません。そこで質問をいたします。まず、１点目、山鹿市での自転車事故の実態についてお伺いをいたします。

２点目、市民の方々に対し交通安全指導を、どのように行っておられますでしょうか。

３点目、自転車の保険加入についてお伺いをいたします。自転車の対人事故での賠償が高額化する中、事故に備えた保険が広まりを始めています。自転車の購入時、また、点検時に1000円程度の手数料を払い自転車に張る、日本交通管理技術協会のＪＳマークは、対人で最高2000万円まで保証する保険がついております。現在加入者が大きくふえているそうです。

自転車加入保険については、周知啓発することは、だれもがいつ起こすか分からない自転車事故への備えとして重要と考えますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

４点目につきましては、教育委員会にお尋ねをいたします。教育現場での交通安全指導は、どのように行われておりますか。お伺いをいたします。以上で質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

ご質問の１点目、山鹿市における自転車事故の状況についてお答えいたします。

当市におけます、自転車運転中の交通事故発生状況につきましては、過失割合は別といたしまして、平成22年度が23件、平成23年度が17件となっており、交通事故全体に占める割合は各年度それぞれ6.7%、5.6%となっております。そのうち自転車側に主たる原因があるものは、各年度１件ずつとなっております。また、平成23年度に発生した自転車運転中の事故17件のうち、運転者が18歳以下の事故が５件、65歳以上の事故が６件という状況となっております。

次にご質問の２点目、市民への安全運転指導についてお答えをいたします。

ご承知のとおり自転車運転は免許制ではないことから、法的な技術講習会の受講などの義務づけはございません。

しかしながら、道路上では弱い立場にある自転車の事故防止に向け、自転車使用の多い学生については、学校教育の一環として安全教育が行われているところです。また、近年高齢者の交通事故が増加傾向にあることから、山鹿警察署と連携した高齢者交通教室を開催しているところです。

なお、自動車・自転車を問わず安全運転は運転者の義務であり、事故の防止は運転者の自覚とモラルによるところが大きいことから、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に向け、山鹿警察署を中心に交通指導隊を初めとする、交通関係団体との連携強化を図りながら、引き続き広報や街頭啓発活動に努力してまいりたいと考えます。

次にご質問の３点目、自転車事故に係る賠償保険への加入についてお答えいたします。全国的に自転車による交通事故が問題視される中で、事故に対する当事者の賠償責任のあり方が問われております。

自転車につきましては、これまで車両との認識が薄く、被害側的立場として見られがちだった点もございましたが、自転車が凶器となり通行人を死亡させるといった、重大な事故も発生している状況を考えますと、自転車運転者の責任は極めて大きいことから、北原議員ご指摘のとおり、自己責任としての損害保険等への加入が求められるものであります。

なお、現状におきましては保険加入が任意であることから、市といたしましては、自転車事故の現状とその重大性について、広報紙等により周知を図ることで保険への加入を促進してまいりたいというふうに考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

北原議員のご質問の４点目、教育現場での交通安全指導についてお答えいたします。まず、小学校におきましては、年度初めの４月に交通教室が実施されております。低学年は横断歩道の渡り方や交通事故防止に向けての実地訓練を初め、登校班ごとに横断歩道の渡り方や一列登校の仕方、とまってくれた車へのあいさつなど実地訓練を交通教室として実施しております。また、小学校の中学年、高学年という発達段階に即して、校内で自転車教室が行われています。

特に３、４年生ころになりますと、校区内すべてが自転車乗車可能範囲となりますので、交通安全指導隊の方々や交通安全協会の方々の協力を得ながら、安全な自転車乗車の仕方について学ぶことになります。さらに、業者の方に来ていただき自転車点検等も実施しております。

中学校におきましては、自転車通学の生徒もおりますので、年度当初に交通教室として、安全な自転車乗車の仕方や自転車点検が実施されており、その際交通安全協会の方々にもご協力をいただいております。また、入学時に３年間の保険に加入するように指導がなされているというところでございます。

毎年６月に小学生対象に交通安全子ども自転車山鹿市大会が実施されております。これは自転車競技を通して交通安全への興味と関心を高め、交通事故防止に寄与する目的で行われております。山鹿市大会においても、昨年度は７校13チームが参加しております。また、昨年度山鹿市大会優勝の山内小学校は、県大会で準優勝というすばらしい成績もおさめております。

この取り組みが各学校での自転車乗車を含めた、児童の交通安全意識の高揚につながるものと思っております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

２件目の福祉対策についてお伺いをいたします。

１点目、軽・中度難聴児への補聴器購入の公費助成について質問をいたします。

現在の制度において、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者、あるいは片方の

聴力レベルが90デシベル以上で、そうして、もう片方が聴力レベル50デシベル以上の者と規定され、判定基準に該当いたしますと、身体障害者手帳の交付が行われ、補聴器を１割負担で購入することができます。

しかし、それ以下だと全額自己負担で購入しなければなりません。

軽度と言われる25デシベルから40デシベルまでは、小声だとやや聞き取りにくく、40デシベルから70デシベルだと、普通の会話の聞き取りが困難だと言われております。

現行の制度において、声に不便を感じていても、身体障害者手帳を交付してもらえない児童は、まさしく制度のはざまに苦しまれている状況であり、未来ある子どもたちに何とかできないものかと、強く感じているところであります。

そこで、質問をいたします。

１点目、現在18歳未満で聴覚障害者として、身体障害者手帳を受けておられる児童・生徒は、市内に何名くらいいらっしゃいますでしょうか。

２点目、身体障害者手帳を取得できない、軽・中度難聴児の数を市は把握されておられますでしょうか。

３点目、新生児聴覚検査体制の充実や早期発見、療育体制の充実によって、聴覚障害児の健全な発達を支援し、保護者の子育てや就学に対する不安感の解消を図っていく必要があります。また、今後どのように支援していこうとお考えかお伺いをいたします。

続きまして、３件目、教育環境の整備についてお伺いをいたします。

ことしの夏も暑いと予想されます。地球温暖化防止対策は、私たちが直面する課題の一つであり、本市としても積極的な施策展開が必要と思われます。

平成23年６月定例会におきまして、室内温度が２度から４度違ってくる安い費用でできるエコ、緑のカーテンを推進をしてきました。

その後幼稚園、小学校、中学校に対し、暑さ対策としてどのようなものに取り組んでおられるかお伺いをいたします。また、各学校への扇風機の設置状況についてお伺いをいたします。

次に各学校並びにＰＴＡから、暑さ対策について教育委員会への要望等が来ていましたら、内容の紹介をお願いしたいと思います。以上で１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働博君　登壇］

○市民福祉部長（有働博君）

北原議員のご質問、軽・中度難聴児への補聴器購入の公費助成につきましてお答えをいたします。まず、１点目の聴覚障害者として、身体障害者手帳の交付を受けている児童・生徒数につきましては、平成24年３月末現在で、18歳未満の聴覚障害者としての身体障害者手帳保持者は７名でございます。

２点目の身体障害者手帳を取得できない、軽・中度難聴児数の把握につきましては、身体障害者手帳を保持していないため、人数を把握することは困難な状況にはございますが、「熊本県聴覚障害者親の会」が、把握されております県内の軽・中度難聴児の状況から見ますと、本市においては５名程度というふうに見込んでおります。

次に、３点目の乳幼児への相談段階における、軽度・中度難聴児及び保護者等へのサポート体制でございますが、熊本県内では、産婦人科が独自に新生児の聴覚検査を実施されているのが現状でございます。そこで、要精密となられた新生児にあっては、熊本県福祉総合相談所へ紹介することとなっており、平成23年度は38名でございました。

ふだん気づかないような軽い難聴でも言葉があいまいに聞こえるため、言葉の発達や発音に影響が出る場合もありますので、本市としましては「子どもの聞こえの発達、聴覚チェック項目」を生後２カ月の全戸訪問時に、子どもさんの聞こえに関心を持っていただくよう、母親に説明をしております。また、乳幼児健診時には、聴覚チェック項目の問診に加えまして、７、８カ月児健診、１歳６カ月児健診時に聴力検査を実施しております。この聴力検査でうまくできない場合は、育児相談で再検査を実施しております。

この再検査の結果につきましては、７、８カ月児健診で392名中23名が再検査となり、そのうち医療機関等に紹介した乳児が１名でございます。１歳６カ月児健診では385名中29名が再検査で、医療機関等に紹介した幼児が３名となっております。また、いつでも相談できるように地区担当の保健師が、就学前まで相談できる体制をとっているところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎泰和君）

北原議員の一般質問、教育環境の整備についての中で、現状の暑さ対策への取り組み状況についてお答えをいたします。

小中学校では図書室、特別支援教室の一部、職員室などにエアコンを設置しているほか、低コストでできます暑さ対策として、緑のカーテン事業を進めており、現

在ほとんどの学校で取り組んでいただいております。また、幼稚園３園につきましては、保育室にエアコン、遊戯室に扇風機を設置しております。

お尋ねの２点目、扇風機の設置状況につきましては、普通教室の一部などに設置されているところが、小学校におきましては20校のうちに9校、中学校では６校のうちに４校となっております。

なお、そのほとんどはＰＴＡが設置しているものでございます。

３点目の学校及びＰＴＡからの暑さ対策への要望の有無につきましては、まだ正式な文書としてはございませんが、エアコンや扇風機を設置してほしいという声は何度か聞いております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

それでは、２回目の質問をいたします。軽・中度難聴児への補聴器購入の公費助成について質問をいたします。

先ほどの答弁で身体障害者手帳を取得できない、軽・中度難聴児の方が本市においては５名程度見込んでおられるとのことでございました。

先ほども申し上げましたが、声に不便を感じておられる児童がおられます。未来ある子どもたちに対し、市として公費助成に対する考えについてお伺いをいたします。

続きまして、教育環境の整備について質問をいたします。先ほどの答弁では扇風機の設置状況は、全体で約50％とのことでございました。今から夏を迎えるに当たり心配をしているところです。

昨年12月定例会におきまして、ミストシャワーの導入について要望依頼の質問をいたしておりました。当時の答弁では、その効果や適した設置場所、運用の方法などを試験導入も含め検討させていただきたいと、考えておりますとの答弁でございました。その後の検証結果並びに導入に対する考えについてお伺いをいたします。また、近隣自治体への導入についても答弁をお願いいたします。以上で２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働博君　登壇］

○市民福祉部長（有働博君）

身体障害者手帳の交付を受けられない、軽・中度難聴児に対します、補聴器購入の公費助成についてのご質問にお答えいたします。

聴覚障害者への補聴器購入の公費助成につきましては、現在身体障害者児童の補装具給付事業として、身体障害者手帳保持者を対象に実施しているところでございます。

聴覚障害者の障害者手帳基準につきましては、先ほど北原議員からもご紹介がありましたように、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者、あるいは片方の聴力レベルが90デシベル以上で、もう片方が50デシベル以上の者と規定されております。平成23年度の補聴器給付実績は21名でございます。

お尋ねの身体障害者手帳の交付を受けられない、軽・中度難聴児に対する補聴器購入の公費助成につきましては、平成23年度に県の説明会があり、平成24年度から県補助事業として実施予定とのことでございましたが、知事選挙によります骨格予算であったために、６月補正予算に計上し、要綱につきましてはその後作成し、４月１日に遡及する予定ということでございます。

この助成事業につきましては、補聴器の使用による言語取得やコミュニケーション能力の向上を促進するために、必要であるというふうに思いますので、本市におきましても取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎泰和君）

北原議員の２回目のご質問、ミストシャワーの導入についてお答えいたします。

夏の暑さ対策に、水を霧吹き状に散布しますミストシャワーにつきましては、その設置費用も安く冷却効果も高いと聞いております。先ほどありましたように昨年12月に北原議員からのご質問を受け、教育部としても検討をしております。まずその効果や適した設置場所、運用の方法など探るため、今後一部の学校で試験的導入を予定しております。その後その検証結果を踏まえ、導入についての検討を進めたいと考えております。また、もう１点、近隣市町での導入状況についてのお尋ねですが、教育委員会で調べた限りでは、県北の各地ではまだ導入事例はないというふうに聞いております。以上、答弁いたします。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

続きまして、福祉対策につきまして高齢者の方より要望がありましたので、肺炎球菌ワクチン接種の公費助成につきましてお伺いをいたします。

肺炎は現在日本人の死因の第４位で、肺炎による死亡者は９割以上を高齢者が占めておられます。高齢の方が亡くなる大きな原因の一つに肺炎球菌が挙げられます。肺炎にかかった人の半数近くは、その原因が肺炎球菌となっています。

そこで、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による感染症の約80％に効果があると言われており、接種してから抗体ができるまでは、平均で３週間ほどかかり、１回の接種で５年以上の免疫力が持続すると言われております。また、80種類以上の型があり、肺炎球菌ワクチン接種により23種類に対して免疫をつけることができます。また、肺炎球菌が引き起こす呼吸器、感染症のほか、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの予防効果も期待ができます。接種時期は１年中いつでも可能でございます。

しかし、肺炎球菌ワクチンは任意接種のため、ワクチン接種の費用は１回の接種に、6000円から9000円程度かかり高額であります。

急速に高齢化が進展している状況にあっては、今後の真剣な取り組みが必要であると考えます。そこで３点質問をいたします。

１点目、本市における65歳以上の、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率についてお尋ねをします。

２点目、県下14市における公費助成をしている自治体、また、今後助成を検討されている自治体についてお尋ねをします。

３点目、少しでも予防できるものは未然に防ぎ、元気な高齢者のまちにするため、ぜひ肺炎球菌ワクチン接種の公費助成をしていただきたいと思います。本市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

先ほどミストシャワーの件ございましたけれども、熱中症対策の一環としても効果のあるミストシャワー、私もあるところでミストシャワーの涼しさを体験いたしました。体感温度を下げて涼しく感じさせてくれます。

熱中症などが問題になっている近年、公共の場での設置が増加をいたしております。ミストシャワーの早急設置を期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。有働市民福祉部長。

［市民福祉部長　有働博君　登壇］

○市民福祉部長（有働博君）

ご質問の１点目、65歳以上の肺炎球菌ワクチンの接種率につきましては、この接種が任意接種でございますので、接種率についての把握はできないのが現状でございます。

ちなみに米国におきましては、65歳以上の高齢者の６割から７割が接種しております。これまで日本では2009年まで再接種が認められていなかったため、接種を控える人が多く、高齢者の４～５％程度しか接種をしていないと言われております。

２点目の県下14市における肺炎球菌ワクチン接種の公費助成をしている自治体、また、今後の公費助成を検討している自治体の状況につきましては、政令指定都市となりました熊本市も含めまして、全市で費用助成の取り組みはございませんでした。また、今後につきましても、各市とも国の動向を見守るというようなことでございます。

３点目の本市として、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の公費助成に対する、今後の方向性につきましては、肺炎球菌はどこにでもいる普通の菌でございますが、高齢になるにつれ、身体の抵抗力が衰え肺炎になりやすくなり、その肺炎は風邪やインフルエンザをきっかけに引き起こされることから、肺炎にならないためには、風邪やインフルエンザの予防が大切となります。

そこで、山鹿市の65歳以上を対象にした定期予防接種であります季節性インフルエンザの接種状況を見てみますと、平成23年度は8080名の41％であり、まだ半分以上の方が接種されておられません。

市としましては肺炎による死亡を抑えるために、まずは手洗いやうがいの励行とインフルエンザワクチン接種の接種率向上に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

厚生労働省は肺炎球菌ワクチン接種による、肺炎発症抑制効果は認めておりますが、再接種の効果やその安全性については、検討されているという状況でございますので、今後、国の動向等を見きわめる必要がございます。

したがいまして、現段階で、本市としましては予防接種事故等への対応も含め、法律に基づく定期の予防接種と、国の補助事業による予防接種について実施してま

いりたいというふうに考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森川昭彦議員の発言を許します。

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

○18番（森川昭彦君）

議席番号18番、森川昭彦です。質疑１点、一般質問２点について一括でお尋ねをいたします。

まずは、議案第52号、統合小学校の校名についてお尋ねをいたします。

学校、特に小学校は地方において、特に過疎地や田舎と言われる地区においては、古くから文化の拠点でありまして、人々の心のよりどころでもございました。

統合によって学校の校名が変わるということで、そこの住民の皆さん方、そのことについてのご不満、また、違和感もお持ちであろうと思いますが、今回学校名の決定ということで、議会に上程されるまでのプロセスについてお知らせをいただきます。

一般質問、合併の特例債についてお尋ねをいたします。

合併から８年が経過をいたしました。合併特例債として10年の期限を切って、特例債の発行が認められております。本市の上限額は248億円ということでお伺いをいたしております。

山鹿市においては165億円を発行予定ということで、このことについては、さきの議会においても答弁をいただいております。この現行計画について修正等はございませんか。また、特例債は国の交付税で７割、自主財源で３割の償還となっておりますので、現在の発行状況そして償還の計画をお知らせをください。また、3.11の震災の対策として、５年間の特例債の発行延長があるようでございます。延長された場合の事業計画がございますか。

特に学校規模適正化事業、本来ならば教育委員会にお聞きをするところでございますが、延長を期待したことでの事業計画となっておりませんか。市長部局財政サイドでのご答弁をお願いをいたしたいと思います。

一般質問の２点目、循環型社会の構築についてお尋ねをいたします。

現在の山鹿市の喫緊かつ最大の課題は、ごみ処理をいかにするかでございます。焼却につきましては、既成施設の一定期間使用延長につきまして、市長・副市長・環境部長を中心に地元議員の支援・協力を得ながら、連日の努力がされておるところでございます。

議員の全員協議会におきましても、そのつど経過説明もいただいておりますし、市長はその覚悟を示すという意味で、さらなる給料減額を提示をされておられます。過去においての約束ごと等もありまして、住民にご理解いただくことは並大抵のことではないとは思いますが、誠心誠意のご努力で早期解決することを心よりご期待をいたしております。

議会といたしましても、地元の議員さんは当然でありますが、議会全体での協力をしていかなければならないと、このように思っております。そのことにつきまして５点質問をいたします。まず、１点目、市長は常々循環型社会の構築ということを言っておられます。市が目指す循環型社会の構築とは、どのようなものであるか。

２点目、県がこの３月策定をいたしました熊本県バイオマス活用推進計画と、どのように連動していくのか。

３点目、現在、生ごみ分別のモデル地区を指定して、焼却ごみの減量化に取り組んでおられますが、その現状はいかがなものでしょうか。

４点目、バイオマスセンターの現在の処理能力、そして３月議会において予算が可決をされました。その増設での処理能力、特に山鹿市全体の排出生ごみの量の予測と処理可能予測はいかがなものでしょうか。

５点目、分別の細分化により、特に高齢化が進む中で、高齢者の世帯、また、集合住宅等では大きな負担感があるものと思われます。循環型社会の構築は高齢者、市民に優しい丁寧な分別の指導で、時間をかけて、着実そして永続的な取り組みが必要であると思われます。低コストで優しく永続性のある山鹿型循環型社会の構築をぜひ目指していただきますようお願いをいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎泰和君）

森川議員の質疑についてお答えいたします。ご質疑の内容は、統合校名称決定までの過程についてということでございました。

山鹿小と川辺小の統合小学校につきましては、平成25年４月の開校を目指しまして、開校までに決めておくべき事項の協議を進めているところでございます。

協議につきましては、学校の統合を円滑に実施するため、統合校を構成する学校ごとに、地域住民やＰＴＡの代表と、校長・教頭とからなります統合準備委員会と、専門的に検討する部会をそれぞれ設置し、統合校の名称や校章、校歌、通学体制などについて検討し、教育委員会に報告することとしております。

このうち、お尋ねの統合校の名称につきましては、両校区の地域代表やＰＴＡの

代表、学校代表からなります準備委員会の総務部会で、まず最初に校名への決め方について公募やアンケートなど、その方法について検討を行いました。

その結果、名称につきましては、公募によらず両校区の区長会や公民館での協議と、ＰＴＡのアンケート等により提案された名称をもとに、総務部会で検討するということになりました。

名称の案としましては、両校区から７案が提出されましたが、主に山鹿温泉や山鹿灯籠まつりで全国的に山鹿市の知名度が高い、また、統合校の所在地が山鹿市の中心地であり、校名が連想しやすいなどの意見が出されましたので、これらの意見を踏まえまして、さらに慎重な協議の結果、最終的には、名称は山鹿小学校で協議が整ったところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

森川議員の一般質問、合併特例債につきましてお答えいたします。

ご質問の１点目、合併特例債の発行計画につきましては、従前から変更なく、本市の場合、発行上限額248億円に対しまして、その約３分の２の165億円を発行予定額として、各施策に取り組んでおります。

発行状況は、平成23年度末で33億9450万円、平成24年度末には予算ベースで45億3220万円となる見込みであります。

10年間の発行見込み額は、大震災に伴う国の補正予算に係る緊急防災・減災事業債へ、約24億円を振りかえたため、約110億円程度と推定をいたしております。

特例債を含め、地方債償還の基本的考え方としましては、世代間の公平負担を基本とするものでございます。大型事業の実施とともに、一方では将来の償還財源を確保して取り組まなければなりません。

具体的に申しますと、特例債や過疎債の場合、交付税措置額を除いた３割相当分は自己負担となります。本市の場合、その３割のうちの３分の１程度を減債基金に確保することにより、将来世代の負担軽減を図ることといたしております。

ご質問の２点目、合併特例債の発行期限の延長につきましては、現在開会中の通常国会において審議をされております。６月８日に衆議院で可決され、参議院に送付されたところであります。

本法案につきましては、先般の震災の甚大さから、被災地以外の自治体においても防災対策を見直す必要に迫られており、市町村建設計画に遅れが生じることへの対応策として提案されたものであります。

法案成立後の取り扱いにつきまして、現段階においては合併特例債の延長を見越した、そういう事業実施は考えておりません。あくまで当初計画に基づき発行期限の平成26年度を見据え、学校規模適正化事業を含め一つ一つの事業を粛々と進めていくこととしております。また、今回の発行期限の延長に伴いまして、発行総額165億円自体が増加することはないというふうに考えております。

なお、平成27年度以降については特例債に限らず、行財政全般に係ります指針や計画を、今後の平成25年度もしくは平成26年度にかけて作成してまいりたいと思っております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

幸村環境部長。

［環境部長　幸村英星君　登壇］

○環境部長（幸村英星君）

森川議員の一般質問の２点目、循環型社会の構築についてお答えいたします。

本市が目指します循環型社会の構築とは、山鹿市総合計画及び山鹿市環境基本計画にも示しておりますように、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、ライフスタイルや事業活動を見直すことにより、ごみの減量化と再資源化を図り、環境への負荷が少ない社会の実現を目指すものでございます。

特に、燃やすごみの４割を占める生ごみの資源化は、行政が取り組むべき重要な課題の一つであると認識をいたしております。

議員ご指摘のとおり、熊本県におきましても廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会へ移行していくため、持続的に再生可能な資源であるバイオマスを総合的に活用していくことを目標に、本年３月、熊本県バイオマス活用推進計画を策定されております。

この県計画におきまして、山鹿市の構想として、各種バイオマスの利活用を農林業などの地域産業の活性化とともに、一体的に取り組んでいくという基本方針が盛り込まれ、連携を図っていくこととされております。

生ごみの資源化につきましては、合併当初から取り組んでおります鹿本地域と24の行政区のモデル地区で、収集した生ごみをバイオマスセンターにて、液肥の原料とする資源化を実施いたしております。

モデル事業の効果といたしましては、地区住民の皆様のご協力のもと、燃やすごみの大幅な減量化、量にしまして４割程度の削減を実現することができました。

続きまして、バイオマスセンターの処理能力でございますが、生ごみの処理能力としましては、家庭の生ごみ１日当たり２トン、事業系の生ごみ１日当たり１トン、年間1095トンで計画されております。

昨年度実績といたしましては、年間313トン、１日当たり１トン程度処理されております。

現在、設計作業を進めております堆肥化装置が、バイオマスセンター内で稼働した場合、年間2400トン、１日当たり7.9トンの生ごみ処理が可能となると考えております。

市内全域から発生する生ごみの量につきましては、山鹿市一般廃棄物処理基本計画の中での試算値であります年間排出量4000トンを基本といたしておりますが、モデル地区の分別収集実績や生ごみ処理機器等による自家処理の普及等を考慮しまして、過大投資にならないよう、堆肥化装置の当初導入規模を決定いたしたところでございます。また、循環型社会の構築のためには、資源化可能なごみについて、最大限再資源化を進めるべきであり、生ごみ分別につきましても、将来的には全市域において実施すべきものであると考えております。

しかしながら同時に、生ごみ等の再資源化は、地域住民の皆様との協働により初めて達成されるものですので、議員ご心配の点につきましては、十分考慮する必要があるものと考えております。

地区によりましては、収集場所の問題や集合住宅への対応、高齢者等の排出が困難な世帯への対策など、課題も要しております。

地区のそれぞれの実情を踏まえながら、課題解決に取り組んでまいりますとともに、生ごみ分別の必要性や新たな分別収集体制のご理解を得るために、市民の皆様との合意形成をさらに図ってまいりたいと考えております。

そのような手順を踏まえました上で、理解を得られた地区から順次拡大し、永続的な取り組みとして定着するよう努めてまいります。今後とも、庁内各部署との連携を図りながら、より一層の循環型社会の構築を目指してまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

森川議員、了解ですか。

○18番（森川昭彦君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、森川議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時30分　散会

～～～

６月１４日(木曜日)

平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成24年６月14日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

発言通告

１．高野　誠二

質　　疑

（１）議案52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

一般質問

（１）光ファイバーケーブルの活用について

２．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）山鹿市総合計画（前期）について（市長）

①前期５カ年計画に対する評価について

②基本計画の中で経済力向上・人口減少傾向に対する施策について

３．川野　功

一般質問

（１）灯籠まつりについて

（２）清浦奎吾顕彰鹿本マラソンについて

４．吉本　政幸

一般質問

（１）農業問題について

①新規就農支援事業の具体的内訳について

②農業の将来像について

③土地利用型農業及び集落営農組織の推進について

５．池田　誠一

一般質問

（１）６年間使用されたランドセルの処理について

（２）農地・水保全管理支払交付金制度の事務委託について

（３）国、県の公的機関の集約に対する市の考えについて（市長）

６．永田　紘二

一般質問

（１）教育委員会の職務執行体制について

（２）通学路の安全確保への対策について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君
19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君
23番	横手啓介	君
24番	高野誠二	君
25番	藤原　弘	君

26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	有働　博君
農林部長	冨田弘海君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
農林部次長	池田廣二君
建設部次長	長迫三紀夫君
水道局長	宮本　稔君
教育部次長	寺崎泰和君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
企画課長	大林秀樹君
国保年金課長	飯田啓詩君
農村整備課長	竹田吉郎君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
市民医療センター事務部総務課長	野田修誠君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君

局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山天君
書記	森英州君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

会議に先立ちまして、本日14日、寛仁親王殿下の歛葬の儀がとり行われます。山鹿市議会におきましても、改めて衷心よりご冥福をお祈りし、謹んで黙祷をささげたいと思います。傍聴席の方におかれましても、ご一緒にお願いいたします。ご起立をお願いします。黙祷。

［黙祷］

黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

これより、本日の会議を開きます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手啓介君）

日程第１　昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。高野誠二議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

○24番（高野誠二君）

24番、鹿進会の高野でございます。ただいま寛仁親王殿下の黙祷を行いましたけれども、殿下はひげの殿下として、庶民に大変親しまれて、またお酒をよくたしなまれるということで、本当に親近感を持っていた方でございましたけれども、ご薨去ということで悲しい思いをしております。下のほうで記帳があっておりますので、もしされてない方はぜひしていただきたいと思いますし、心からご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、今回は質疑１点、一般質問１点と両方とも一括方式で行います。一般質問のほうは朝っぱらからちょっと横文字が出てきて大変申しわけないと思っておりますけれども、分かりやすく質問したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、学校名の変更につきましては、きのう森川議員がお聞きになったので重複するところは割愛しますが、質疑でありますので昨日の答弁の中の関連部分をお尋ねいたします。

学校名の決定の方法と経緯につきましては、今後の学校統合の折、他の学校名を

決定するときの参考になると思っております。

決定の経緯の中で準備委員会の総務部会での協議とありましたけれども、委員会で保護者の方から制服についてと、きのう話がありましたけれども、校歌、校章についての話しはなかったでしょうか。もし出たとしたら、どのような結論になったかをお尋ねいたします。

続いて、一般質問を行います。

光ファイバーの今後の利活用につきましてお尋ねいたします。

光ブロードバンド基盤整備計画の範囲と敷設距離及びスケジュール、総予算、本年度の市の負担はどのようになっているのでしょうか。

今後、本市としての利活用の計画があるのでしょうか。あれば具体的にどのようなものかをお尋ねして、第１回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。寺崎教育部次長。

［教育部次長　寺崎泰和君　登壇］

○教育部次長（寺崎泰和君）

高野議員のご質疑についてお答えいたします。山鹿小学校と川辺小学校の統合小学校につきましては、平成25年４月の開校を目指して、開校までに決めておく事項の協議を進めているところでございます。

この中で統合小学校の名称が「山鹿小学校」で協議が整った経緯は、昨日の森川議員の質疑でお答えいたしたとおりでございます。

準備委員会の総務部会におきますＰＴＡの意見として、山鹿温泉や山鹿灯籠まつりなどからくる、山鹿市の知名度の高さや統合小学校の所在地が山鹿市の中心地であり、学校名が連想しやすいなどが多く出ましたので、これをもとに協議した結果でございます。

ご質問のその他の意見ですが、川辺小学校ＰＴＡからは、子どもたちが早く統合校になじむように、積極的な交流をお願いしたいとの意見がございました。

次に校章、校歌、標準服の取扱いについても協議しておりますが、川辺小学校ＰＴＡからは、校歌については新しいものを、標準服は導入の方向で検討してほしいという意見が出されております。

一方、山鹿小学校ＰＴＡからは、校歌は現在の山鹿小学校の校歌の歌詞が、広域的な内容であるため、統合校の校歌としてもふさわしいという意見があり、標準服については、私服がよいという意見と、標準服を導入するという意見の両方が出ております。

このうち、標準服については、本市の小学校20校のうち17校で標準服を導入して

います。教育委員会では児童の教育的効果を考慮し、小学校では標準服の着用が望ましいという方針を出しているところでございます。

したがいまして、校歌と標準服の取扱いについては、総務部会でさらに協議を進めてまいりたいと思います。また、学校の校章につきましては、現在の川辺小と山鹿小の校章デザインがよく似ているため、協議の結果山鹿小学校の校章を再利用することになっております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

戸次総務部次長。

［総務部次長兼秘書課長　戸次由夫君　登壇］

○総務部次長兼秘書課長（戸次由夫君）

高野議員の一般質問、光ファイバーケーブルの活用についてお答えいたします。

まず１点目、光ブロードバンド基盤整備の範囲についてでございます。旧４町と電話局番が46局で始まります山鹿地域でございます。

敷設いたします光ファイバーケーブルの距離につきましては、幹線分約300キロメーターを予定いたしております。

事業費につきましては、３年間の概算事業費といたしまして18億円。うち市負担分として９億1000万円を予定し、本年度の市負担分は、5000万円を当初予算に計上いたしております。

次に整備スケジュールでございますが、本年度は８月までに業者選定、契約を終了いたしまして、光ファイバーを敷設します電柱の調査、センター設備の整備を計画いたしております。その後、平成25年度におきまして、藤井・日置・馬見塚・方保田並びに鹿本町、鹿央町におけるサービスの開始、平成26年度に鹿北町と菊鹿町におけるサービス開始の予定で整備を進めてまいります。

なお、サービスを開始します前に利用促進を含めまして、具体的に機器を設置した体験型によるインターネットサービスなど、市民に対し分かりやすい説明を行い、利用増進と情報リテラシー、いわゆる情報活用力の向上に努めたいと考えております。

２点目、基盤整備後の利活用は、どのように考えているかということでございますが、本事業は地域情報格差の解消のため、光ブロードバンドによる情報通信基盤整備を、市内全域へ行うものでございます。

整備後のインターネットサービスの利活用におきましては、市民各人、あるいは企業、団体、各種グループによります自主、自発的な利用が主として行われ、商取引・趣味・嗜好・娯楽・コミュニケーションづくり・そして緊急情報など、産業・教育・医療・交通・防災と、生活のあらゆる場面において、利活用されるものと考

えております。このようなさまざまなサービスの利活用によりまして、個人の情報活用能力が生まれ、生きる力の育成にも寄与できると考えております。

また、光ブロードバンドの整備によりまして、パソコン、スマートフォン、カーナビゲーション、電子書籍などのデジタル機器を最大限に利活用できる環境が整います。

さらに、携帯電話網をはじめといたしました、既存の情報通信インフラと補完し合い、電力網、道路、学校、病院などの社会インフラ同士をつなげ、社会インフラ時代の発展により、市民生活、まちづくりをより向上させることができると考えております。

行政におきましては、域内のどこに住んでも、一体感のあるまちづくりを目指してまいります。市民ニーズに対応したサービスの向上に活用するために、光ブロードバンドによるインターネットサービスの開始に沿った、事業展開を目指してまいりたいと考えています。以上、答弁と申し上げます。

○議長（横手啓介君）

高野議員、了解ですか。

○24番（高野誠二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

高野議員。

［24番　高野誠二君　登壇］

○24番（高野誠二君）

質疑に関しまして、制服は標準服と言うそうです。私は知りませんでしたけれども、制服というのは中学校、高校からということでしょうかね。いずれにしましても、今協議中と、校章は決まりましたけれども、ほかのことは協議中ということでございます。ぜひほかの学校の統合の参考になるような結論を出していただきたいと思いますし、その経緯も今後は明らかにしていただきたいと思います。質疑に関しましては終わります。

一般質問の２回目を行います。

さまざまなサービスの利活用によって、個人の情報活用能力が生まれ、生きる力の育成にも寄与できるというのは、少々短絡的な感じもいたしますけれども、社会インフラ同士をつなげ、社会インフラ自体の発展により市民生活、まちづくりをより向上させることができるというのが、この事業の本質だろうと思います。

ＩＣＴを利用してのまちづくりには、福祉等いろんなものがございますけれども、今回私がご提案申し上げるのは、限界集落の対策といたしまして、サテライトオフ

ィスを誘致し、限界集落にオフィスを持ってきて、若い方々がその集落で生活をともにし、その土地の文化を仕事と一緒に発信していくシステムをつくったらどうですかという提案をいたしたいと思います。

サテライトというのは、簡単に言いますと、月とか人工衛星で地球の周りを回っているという意味です。衛星という意味です。分かりやすく言うと、地球の軌道を回る月と人口衛星と言いましたけど、要するに本社があって営業所があるような形になっております。

都市周辺部に大体サテライトオフィスというのは設置されまして、都市部にある本社とデジタル通信・ファクシミリなどを通して、きめ細かなコミュニケーションを交わしながら、地域での役割を遂行するというオフィスのことを言います。

ですから、サテライトオフィスでは本社を軸にして、通信機能を駆使して営業所や支店などの営業活動をされるありさまを、地球基地と人工衛星のイメージでとらえるという形になりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

現在サテライトオフィスは、通勤の遠距離化やビル確保などの経済的視点から、従業員の居住地に近い郊外や家賃の安い地方にオフィスを確保し、企業活動を活性化する解決策の一つと考えられております。

特に3.11の大震災以降、都市圏のオフィスを分散化しようとする、企業の傾向がふえてきているようです。

中でも活発なのは徳島県でありまして、その中でも神山町は大変有名です。テレビで紹介されたそうです。ネットで調べたらすぐにヒットします。山間部にある同町は、インターネット環境の充実を売りにして、空き家をサテライトオフィス化することを、首都圏の企業にＰＲし、去年から今までに大体６社がサテライトオフィスを設けたということです。

サテライトオフィスに向いているのは、黙々と作業をすることの多いシステム開発とか翻訳業とかが、そういう仕事が向いています。この手の仕事は大変ストレスのたまる仕事でありまして、その対処が大きな課題ですので、落ちついた静かな環境で仕事ができれば、大変効率的であると思われます。

山鹿市の限界集落におきましても、大変自然豊かな環境であり、そこで働けば精神的負担がかなり軽減されるのではないかと思います。

また、その企業が地域の情報を、今はやりのフェイスブックなどＳＮＳなどを通して、ソーシャルネットワークを通して、全国、また、世界へ発信していただけると地域のＰＲにもなりますし、さらに相乗効果をもたらすものと思われます。

農業だけを手段とした限界集落の解消は、昨今の農業事情を勘案した場合、簡単にはいかない、厳しいものだと思われます。いずれにせよ情報インフラは、整備し

ただけでは大変もったいないので、いろんな使い方を研究し、山鹿市に合った事業を展開していくべきだと思います。この提案や考え方に対しまして、市当局としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねして２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。戸次総務部次長。

［総務部次長兼秘書課長　戸次由夫君　登壇］

○総務部次長兼秘書課長（戸次由夫君）

高野議員の２回目の質問にお答えいたします。サテライトオフィスの取り組みについてでございます。

今回整備いたします光ブロードバンドは、ご提案いただきましたサテライトオフィス等で必要とされます、大量データの送受信にも十分対応できるものでございます。サテライトオフィスのような新しい働き方の創生、あるいはコミュニティーづくりによりまして、雇用の確保ですとか定住の促進など、中山間地域との活性化が図れますよう今後の施策につなげてまいりたいと考えておりますが、利活用への基本的な姿勢といたしまして、民間の活動を主体とするもの、行政によるサービス、そして官民連携によるものとをしっかりと分類し、より効果の上がる適切な事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、民間との連携の機会を広げるため、市の情報発信についても研究し、周知や宣伝効果の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

高野議員。了解ですか。

○24番（高野誠二君）

終わります。

○議長(横手啓介君)

以上で、高野議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨丸洋一郎議員の発言を許します。冨丸議員。

[５番　冨丸洋一郎君　登壇]

○５番（冨丸洋一郎君）

５番議席、鹿進会の冨丸洋一郎でございます。中嶋市長におかれましては、日々精力的に市政運営にご尽力いただいていることに関し、心から敬意を表したいと思います。そしてまた、今回は市長に第１次山鹿総合計画の前期基本計画について、るるお尋ねをしたいと思いますので、ご所見をお聞かせください。

平成17年１月に１市４町で合併し、新たな山鹿市が誕生し、その初代の市長として、中嶋市長が６万市民のリーダーとして市制がスタートしたわけであります。

それぞれ１市４町が持つ、それぞれの文化あるいは長年、半世紀以上にわたって培ってきた地域のよさが一つになるということは、並大抵のことではないというふうに思いますと同時に、この新しい山鹿市が一つの方向を持って進むためにはやはり、礎となる計画が必要であるということで、この総合計画を平成17年に、山鹿市総合計画審議会が設置をされ、その有識者の方々が１年をかけて基本計画に策定をされたというふうに伺っております。

この計画の構想には、やはり市長選挙に立候補されました市長の強い思いも、抱負もあったろうと思いますし、それが大きく反映された市の総合計画になったのではなかろうかというふうに推察いたすところであります。また、この策定作業には、現在市会議員として活躍されております藤本芳雄議員、稲葉昇議員が、大変ご尽力をされたというふうに聞き及んでおります。

そしてこの総合計画の平成18年度から平成27年度までの10年間として、まず、平成18年度から平成23年度までの５年間を前期基本計画としてされております。この基本計画、前期５カ年が経過した今、市長はこの事業経過を検証され、どのような評価をされますでしょうか。お聞かせください。

今回、私がこの基本計画についてお尋ねをしたいというふうに思いましたのは、この広い山鹿市の中で市民一人一人が日々生活していく中では、非常に幅広い事業がなされていかなくてはならないという思いの中で、大変な行政の仕事だなと痛感いたしております。それは市民一人一人の方々の協力と、熱い市長の思いが相まって、それを支えていく市の職員の方々の努力がなければ、この事業は遂行していかないというふうに私個人は認識しております。

ただ、この計画を見てみますと、あまりにも幅が広くて、まだその終着点がどういうふうになっていくのかが、なかなか見えづらいところがありますし、皆様方がどういう思いを持っておられるかわかりませんけれども、その計画の中で２点ほど、どうしても気になる点がありましたものですから、今回質問をさせていただきたいというふうに考えます。

この後期基本計画の中に、市民意識調査が平成21年12月22日から翌年平成22年１月11日までの間に、市内居住世帯から無作為に1500世帯に対して、実施をされております。その回収結果、475件の回答があったそうでございますが、その中で私が注目したいのは、居住意向の調査で、このまま山鹿に住み続けたいというふうなご意見が構成比で80.8％。そして残念ながら市外に移りたいと思われる方々が7.6％の構成比というふうになっております。

数字的には7.6％というのは非常に少ないかもわかりませんけれども、この構成比の中でそれだけのパーセントですので、実態はまだ大きいのじゃなかろうかなと

いうふうな思いをしますと、合併後も引き続き人口減が続いている中で、なかなかこの減少傾向に歯どめがかからない、そういった施策は何なのかと思いますときに、その理由として、移りたい理由としてまず働く場がない、町に活気がないなどの理由を挙げてあるようでございます。

これは前期５年を過ぎて後期に移るときに、なされた意識調査であります。すべての市民の方々が100％満足を味わえないかもわかりません。

しかしながら、人が定着するためには、雇用の場がなければならないし、山鹿市全体の経済が浮揚しなければならない、活力を持って進んでいかなければならないと思いますと、この事業計画が構想から計画から、そして実施計画に至る、そして進めていく中で何が一番必要かといいますと、人口の定着が一番だろうというふうに思います。

この人口減少の問題につきましては、少子高齢化というのもありますけれども、自然減もありますけれども、どこかで思い切った施策をつくっていかないと、ますますこの傾向は歯どめがきかないと、私だけが思っているかもわかりませんけれども、何らかの手を打たなければならないと考えるわけでございます。

住環境の整備を整えた産業経済全体が、なかなか浮揚することのできない現在の中で、特に日本経済が、デフレあるいは円高で大企業もそうですが、中小企業に至っては、本当に死活問題だと。特に、大企業においては、海外の方にシフトを移しているというような状況下の中において、この地方に進出してくれる企業を探すというのは大変困難ではなかろうかと思います。やはり雇用の場がなければ、仕事を求めて人は外に行かなければならない。

しかし、このまま手をこまねいていくというわけにはまいりません。ですからこそ、企業の誘致だけに奔走するのではなくて、人が集まってくれるようなその住環境の整備も必要であるというふうに考えます。

若い人たちが山鹿市に住んでいただくためには、いろんな形で、援助なり何なり、今山鹿には「肝いりどん」というような人たちが一生懸命、縁結びで頑張っておられると思いますけれども、いかんせん若い人たちが少ない状況の中では、なかなかその成果も非常に厳しいものがあろうかというふうに思います。

テレビ番組ではありませんけれども、「新婚さん、いらっしゃい」と、若い夫婦の方にやっぱり安い賃金で住居を提供し、そこに住んでいただき、そして子どもができる環境を整えてやると、企業の誘致じゃなくて人の誘致をやっぱり考えていかなければならないのも、あるのではなかろうかという思いを持っております。

ちょっとだらだらとした質問になったかもわかりませんけれども、市長が今５年間の事業経過の検証と、私が申し上げました人口減少とその経済浮揚対策について

お考えをお持ちであれば、ご所見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(横手啓介君)

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長　中嶋憲正君　登壇]

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの冨丸議員のご質問の１点目、前期５カ年計画に対する評価についてお答えをいたします。

私はこれまで、市全域の一体的浮揚・発展と市民の融和を願い、第１次山鹿市総合計画の着実な実施を図ってまいりました。

特に期間中には、「まちづくりは人づくり」という思いや豊富な農林産物を生かした第１次産業の振興、歴史・文化遺産など、本市特有の資源を活用した観光振興などを念頭に「子どもはやまがの宝だ宣言」「田舎は山鹿の宝だ宣言」「定住自立圏構想（中心市宣言）」等を掲げ、周辺部の振興対策、子育て支援体制の充実強化、資源循環型社会の構築を重点施策として、展開してきたところでございます。

しかしながら、前期基本計画の中でも十分な成果が上がっていない施策・事業があることも確かでございます。

それを裏づけるように前期基本計画の総括と後期基本計画策定のために実施した市民意識調査では、施策の重要性については、全施策が重要であるとの回答でございましたが、施策の満足度については、不満の割合が満足をやや上回っており、データからは市民の満足度の高い「文化振興・文化財保護」「安全で良質な水道水」「生活排水等の処理」の施策については、一定の成果があったものと評価しておりますが、逆に満足度の低い「企業誘致と工業振興」「商業振興」「住環境の創出」の施策については、十分な事業展開が図れなかったものと判断いたしております。

こうしたことから、前期基本計画の庁内評価と市民意識調査の結果を総括した上で、後期基本計画では一つには施策評価に基づく実現性の重視、二つには市民の参加と情報公開の推進、三つには重点施策（まちづくり戦略プロジェクト）の推進の３点を基本姿勢として、各種事業を展開しておるところでございます。

次に、経済力向上・人口減少傾向に対する施策については、私も今後の市政運営を行う上で最も重要な施策と認識をいたしております。

本市の経済力は非常に低い、あるいはまた、人口が毎年減少していることには常に心を痛めておるところでございます。

そのため、「山鹿に住みたい」「山鹿に住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進める必要がございます。いわゆる定住の促進であります。人口減少に歯どめをかけるには、生産年齢人口をふやすことが大切でございます。

これまで以上に結婚や出産、育児、教育、つまり子育てのプロセス全般にわたる支援体制の充実を取り組んでまいりたいと考えております。

経済力の向上につきましては、経済力はまちづくり全般の基本・基盤をなすものでございます。

これに対しましては、三つの面から取り組んでまいります。一つには本市の機関産業である農林業の経済力の強化でございます。二つには既に進出した企業や地場企業の支援、さらにまた、新たな企業の誘致による、雇用の場の確保。三つには豊かな地域資源を生かした、本市独自の観光の展開でございます。さらには、先ほど高野議員からもご提案があっておりましたけれども、新たな産業の創出。そういったことにも、しっかりと目を開きながら取り組んでまいることは必要だろうというふうに思っております。

ただいまの三つを大きな経済力向上の柱にしながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁を申し上げます。

○議長（横手啓介君）

冨丸議員。了解ですか。

○５番（冨丸洋一郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

冨丸議員。

［５番　冨丸洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸洋一郎君）

ご答弁ありがとうございました。いろいろと市長の思い、そしてまた、今後の対策、そういったことを聞かせていただき、そしてこの基本計画が順調に進むことを私も願っておりますし、また、この基本計画の施策がすべて遂行されたときに「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」の世界が、市民一人一人に見えてくるのかもしれません。

しかしながら、日々刻々と変化する社会情勢に翻弄されながらも、私たちは未来に山鹿を見据えて、建設的に進めていかなければならないというふうに思います。

この基本計画におきましても、今山鹿市は非常に大きな事業を抱えております。学校の再編に伴う統合学校の建設あるいは庁舎建設、そして何よりも新たに加わってきました可燃ごみ焼却場建設が非常に重く、財政的にも大変な問題になってくる

のではないかと思います。しかしながら、やはり一つ一つをクリアしていかなければならない、事業計画に載せた以上はそれを結果として、答えを出していかなければならないというふうに考えます。

市長におかれましては、将来のこの都市像を見据えて、この実現を図るために市民の皆様方の協力を得て、そしてまた、先ほど言いましたように職員の方々の協力を得て、中嶋市政の完成を責任持って図るべきだというふうに、そういった強い思いを持って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

答弁は要らないというお話を以前聞いておりましたけれども、非常に市政に対します叱咤激励、またこれから頑張れというような励ましもいただいたかなと、そんな思いもいたします。基本的に先ほど申し上げましたけれども、私は自分たちのふるさと山鹿を市民全体で愛することが大事であると、そしてそこにあるすばらしい資源を、あるものを大事にしていく、そしてあるものをしっかりと大事にしながら磨いて、宝にしていく、そして、大きく発信しながら、この山鹿の魅力を大きくし、多くの方々を呼んで、住んでいただく、また来ていただく、そういったことが大事かなという思いがします。それとともに、マイナスの部分、非常に弱い部分については、しっかりと力を合わせて強力に取り組んでいくことが大事かなという思いがいたします。

そういった両面からこの山鹿市を市民の方々と一緒になって取り組んでいきたいと、そして目標を達成したいと、そんな思いでございます。

○議長(横手啓介君)

冨丸議員、了解ですか。

○５番（冨丸洋一郎君）

終わります。

○議長(横手啓介君)

以上で冨丸議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野功議員の発言を許します。川野議員。

[19番　川野功君　登壇]

○19番（川野功君）

19番、温もりの会の川野です。先日通告しておりました２点、山鹿灯籠まつりについて、清浦奎吾顕彰鹿本マラソンについて、一問一答方式で質問いたします。よ

ろしくお願いいたします。

まず、灯籠まつりについて今回初めて質問いたします。山鹿灯籠まつりは、私が言うまでもなく、山鹿市が日本に誇る伝統的なすばらしい祭りであります。真夏の夜に1000人もの女性が優雅に踊るお祭りは、ほかに類はなく、まさに山鹿の宝だと思っております。

さて、その灯籠まつりですが、私も毎年たいまつ行列に参加しておりますが、そこで感じるのは、「あれ、去年はここら辺まで人がいっぱいいたのに」とか、「去年は人が多くて歩きにくかったけど、今年は少し人が減ったのではないかな」と感じることが多くなってきました。つまり来場者がどんどん減ってきてるのではないかなと思っております。

そこで質問なのですが、お祭りの成功にはできるだけ多くの来場者を集めなければなりません。そのためには宣伝が必要です。本市として灯籠まつりの宣伝は、どのようにしているのかお尋ねいたします。

次に、踊り手の減少対策について質問いたします。

祭りのメインイベントの千人灯籠踊りですが、最近は人を集めるのがだんだん厳しくなっていると聞いております。旧山鹿市内だけでなく、ほかの所からの参加者も多くいると聞いておりますが、現状で踊りの参加者の構成比は、どのようになっているのでしょうか。

次に、踊り手の減少対策の有効な手段として、市内小中学校の活動に灯籠踊りを取り入れることを考えてみたらと思います。現時点では、地元の山鹿中学校はされていると思いますが、ほかの五つの中学校や20の小学校でも取り上げてもらって、灯籠踊りが子どもたちにとってより身近なものになれば、後々参加者ももっと多くなるのではないかと思います。その点お尋ねいたします。

次に、灯籠踊りに参加するために講習会が開かれておりますが、時間などの都合で講習会に参加が難しく、千人踊りには参加したいと思っても、申し込めないといった声も聞こえます。参加者を多くしたいなら、参加者のニーズにできるだけ合わせたほうがよいと思いますが、現在の講習会は、どのように行われているのでしょうか。

次に、灯籠まつり当日、踊りに参加している人は、拘束時間がかなり長時間になると思います。特に昨年のように雨などが降ると、小学校の会場などかなり足場が悪くなりますし、しゃがむのも大変でした。当日の運営に問題等はなかったのでしょうか。

次に、山鹿灯籠踊りは、伝統的で女性が優雅に踊るお祭りなので、参加型ではなく、それを見て楽しむ観賞型のお祭りです。

しかし、その優雅な踊りを体験したいと思っている観光客も多いのではないかと思います。浴衣を着て、頭に灯籠を乗せて、記念写真を撮ることは現在もやっておられますが、一般客が実際に踊りに参加することも考えられないかと、ここで質問いたします。

その参加の仕方としては、踊りの行列のあるスペースを、踊りたい参加者に解放して踊ってもらう。あるいは、祭りの会場のある場所で、踊り体験コーナーを設置し、模範ビデオを上映しながら、それを見ながら一緒に踊る等の考え方がありますが、いかがでしょうか。以上、灯籠関係の質問よろしくお願いいたします。

○議長(横手啓介君)

執行部の答弁を求めます。三森商工観光部長。

[商工観光部長　三森兄臣君　登壇]

○商工観光部長（三森兄臣君）

川野議員のご質問、山鹿灯籠まつりについてお答えいたします。まず、１点目の対外的な宣伝につきましては、毎年ポスター、リーフレットを作成し、主要施設等で掲示・配布するほか、市の観光情報を発信するホームページ「山鹿探訪なび」において、祭りの内容や動画の紹介、新聞・雑誌等の広告、テレビＣＭの放送など、できる限りのＰＲを行っておるところでございます。

さらに、福岡都市圏や熊本市内において、観光キャンペーンを開催し、灯籠踊り保存会の踊りの披露とパンフレット配布など、実行委員会を中心に積極的にＰＲ活動を行っております。

次に、昨年の千人灯籠踊りの参加状況でございますが、参加の割合は市内が75%、市外が25%の構成となっております。市内のうち、旧４町の割合は約１割でございました。

次に、小中学校の活動での灯籠踊りの取り組み状況でございますが、現在小学校で６校が中学校で１校が運動会・体育大会の際の、全校ダンスや女子のダンスで灯籠踊りを披露しております。

特に山鹿中学校におきましては、昨年度から女子のダンスにおいて、伝統芸能としての灯籠踊りに取り組み、将来の灯籠踊りの担い手につながることを期待しておられます。

また、山鹿小学校におきましては、６年生が総合的な学習の時間の中で、創作劇「八千代座講演」において、灯籠踊りを発表する場面もございました。このように学校活動の中での取り組みにより、灯籠まつりや灯籠踊りに対する子どもたちの山鹿市民としての誇りは、広がりつつあると思います。また、市内の各学校におきましては、それぞれの地域に根ざした、伝統的な文化や踊りを大切にする取り組みが

行われております。

次に、講習会の開催状況でございますが、市内の参加者に対して、旧山鹿におきましては校区や地区ごとに、「灯籠踊り指導者講習会」を受講された指導者により、３回から６回の講習会を開催していただいております。旧４町におきましては、灯籠踊り保存会会員の指導により、総合支所で３回から５回の講習会を開催しております。

一方、市外参加者につきましては、灯籠踊り保存会のＯＧで組織された「ほたる会」の指導により、山鹿市内と熊本市で計９回の講習会を開催しております。

なお、講習会の時間につきましては、参加者の利便性を考慮し、平日は夜、土曜・日曜につきましては昼間に開催しており、特に市外参加者につきましては、３回以上の練習会に参加いただいた方を、千人灯籠踊りに参加いただいております。

次に灯籠まつりの運営に問題はないかとのご質問ですが、16日に開催します千人灯籠踊りにつきましては、安全な会場運営の観点から、観客の分散化を図るため二部制を設けております。灯籠まつり実行委員会でも、議員同様のご意見が一部にありましたので、今年の千人灯籠踊りにつきましては、参加者の負担軽減と上がり灯籠へ観客を誘導するため、一部と二部の間隔を短縮し、午後10時には終了するよう調整しているところでございます。

３点目の灯籠まつりの当日、一般客の踊りへの参加を検討できないかということにつきましては、灯籠踊りは議員ご承知のとおり、一つ一つの所作が物事を表現している伝統芸能でございます。見せる踊りとして参加者には３回以上の練習会への参加をお願いしているところでございます。このような趣旨から、踊りの中に当日飛び込みで参加というのは、大変難しいと考えております。

なお、当日の体験型のイベントとして、美容師組合によります「灯籠娘なりきり体験」が行われております。

今後、関係団体と協議し、灯籠踊りの体験コーナーを設けることなどにつきましては、協議してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長(横手啓介君)

川野議員、了解ですか。

○19番（川野功君）

議長。

○議長(横手啓介君)

川野議員。

[19番　川野功君　登壇]

○19番（川野功君）

「山鹿探訪なび」については、何度も見ておりますが、写真はそこそこありますが、文字が多くて何度も見たくなるようなページには、現在なっておりません。灯籠踊りの動画などもまだアップされておりませんので、答弁で言われたようなおもしろい映像などを今後アップされることに期待しておきます。

普通インターネットで何かを調べたいときは、検索エンジン、つまりヤフーとかグーグルで検索します。多くの人はそうしているはずです。この検索エンジンで検索したとき、最初のページにそのホームページが表示されなかったら、検索した人からそのページを見てもらえません。つまり、そのページは存在価値がなかったのと同じです。逆に検索エンジンで上位に表示されることは、それだけでたくさんの人が見てくれます。

まさに銀座の１等地にお店を出したようなものです。

昨年だと思いますけれども、日本では企業が払う広告費の割合が、インターネットの広告が新聞を超えて２位になりました。１位は断然今のところテレビです。でも、オランダやスウェーデンあたりでは、ネット広告の方がテレビ広告より上回っている状態になってきております。

普通の企業がホームページをつくっても、簡単には検索エンジンの上位には表示してもらえません。

しかし、自治体のホームページ等は、簡単に検索エンジンの上位に表示されています。検索エンジン側がある程度優先的に表示をしているようです。

何が言いたいかと申しますと、自治体は広告費をかけなくても、インターネットで十分な発信ができるということです。

企業が何十万円、何百万円もインターネットに広告費を使っておりますが、山鹿市はほとんどそういう費用かけずに効果的に発信できる状況にあるということです。

ということは、本市はもっとネットでの宣伝を有効的にできるはずです。あとはサイトの中身の充実で十分に対応できるはずなのですが、先ほど言ったように今の状態ではそれを十分にやっていないので、もったいない話だと思っております。新聞やラジオを減らしてでも「山鹿探訪なび」等の充実を図るべきだと思っております。

きのうの森議員の質問で「看板を見れるところに立てなさい。」と、言われました。まさにその看板もインターネットの、本市関連のページに載せるのが効果的であると思います。なぜかというと、興味がある人が検索してくるので余計反応があるということです。

そこで、２回目の質問ですが、灯籠踊りを多くの人が踊れるように、レッスンビデオをつくり動画として、例えば、「山鹿探訪なび」や「ユーチューブ」にアップ

したらどうかと思います。現在も保存会の方が踊られている動画が「ユーチューブ」にありますが、もっとわかりやすく踊り方を解説したものということです。

そして、これは検討した後でもいいのですが、踊れるようになったらお祭りの会場の一部で踊れますと、インフォメーションすると余計興味を引くと思います。実際公式に参加する人にとっても、講習会以外にも練習する機会がふえて技能向上につながると思います。

私は山鹿の栄町で生まれましたので、小さいころから毎年灯籠まつりに来ておりました。昔は私のおばさんたちは、灯籠の部品が印刷された厚紙を切って、自分たちで灯籠をつくって、それを頭に乗せて踊りに参加していた記憶があります。そういう手づくりを灯籠制作キットなどをホームページに載せたらどうか。そして、それを自宅で印刷してつくれるようにしたらと、以前から思っておりました。製品として販売してもいいのですが、そういうことができないかお尋ねいたします。

○議長(横手啓介君)

答弁を求めます。三森商工観光部長。

[商工観光部長　三森兄臣君　登壇]

○商工観光部長（三森兄臣君）

２回目のご質問にお答えいたします。

１点目、動画投稿サイトを活用したＰＲについてでございますが、観光に特化したサイトである「山鹿探訪なび」のアクセス数は、年間９万7000件で、月平均8000件、８月のアクセス数は１万8000件となっております。情報発信手段としてインターネットは、非常に効果的でございますので、さらに「山鹿探訪なび」の内容の充実を図ってまいります。

議員ご提案の灯籠踊りレッスンビデオを「山鹿探訪なび」等に掲載することにつきましては、現在は灯籠まつりのプロモーションビデオを掲載しておりますが、灯籠まつりや踊りのＰＲと参加者の技術の向上という観点からも、「山鹿探訪なび」等に掲載したいと思います。

今後も灯籠まつりのみならず、当市の観光情報の発信について、動画投稿サイト等を活用し、ＰＲに努めてまいります。

２点目の手づくり灯籠制作キットについてお答えいたします。

現在、灯籠師の店で小型のお土産用灯籠組み立てキットを開発し、販売されております。今後はインターネットでの販売も検討されております。

議員ご提案の頭に乗せる灯籠踊り用の制作キットにつきましては、灯籠師組合とご相談しながら、技術的な面も検討してまいりたいと存じます。以上、答弁といたします。

○議長(横手啓介君)

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時56分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午前11時13分　開議

○議長(横手啓介君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

川野議員。

[19番　川野功君　登壇]

○19番（川野功君）

休憩が入りましたので、今までの流れをもう１回皆さん、頭の中に入れてください。

小中学校行事への灯籠踊り取り入れの件ですけども、それぞれの学校は校長先生の学校経営に任されておりますし、それに地元の事情を最大限に取り入れて、やってこられている歴史があります。ですので私が言うべきことではありません。

しかし、せっかく合併してエリアが広くなったことですし、灯籠踊りを学校行事に取り入れることも、真剣に考えてみるだけの価値があるのではないかと思います。

例えば、子どもたちが将来東京とか、大阪に行ったとき、あなたのところのお祭りはあるのですかと聞かれたとき、「うちの田舎は山鹿灯籠というお祭りがあるよ。」と言えますし、「踊りも踊っていたよ。」と言えるのは、その子どもにとって大きな自慢だし、自信や財産になるのではないかと、勝手に想像してしまいます。

私の出身の来民小学校でも、運動会ではうちわ音頭というのがあって踊っておりますけど、それが悪いなどとは全然思いません。

しかし、ほかの人に話をするときは、灯籠踊りのほうが興味を持ってもらえるのではないかと思っております。結局はそれぞれの学校で取捨選択していただければいいという話ですけれども、一応ご検討いただきたいと思います。

先ほど２回目の質問のとき、灯籠制作キットについてですけれども、販売するというのもいいのですけど、できれば簡単な構造のものをつくってもらって、ネットに図面を置いて、それを欲しい人がダウンロードして、自分のプリンターで印刷してつくるというものにしてもらえば、もっと広く浸透するのではないかと思います。もうこれらに関して答弁は要りません。これで１問目終わります。

次に、清浦奎吾顕彰鹿本マラソンについて質問いたします。

鹿本町出身の内閣総理大臣清浦奎吾を広く県内外に顕彰し、その偉業をしのぶため、清浦総理顕彰鹿本マラソン大会が、毎年11月に開催されておりました。

コースは鹿本体育館をスタート、ゴールとし、途中清浦奎吾伯誕生の地である明照寺の前を通り、東に阿蘇山、西に雲仙普賢岳を望み、県指定文化財の津袋古墳群や全国的に有名な「石のかざぐるま」を経て、ゴールするというすばらしいコースです。

１キロメートルから10キロメートルまでの計８コースが設定されており、昨年11月13日の開催では、小学生から上は93歳の方まで合計560人が参加されました。

昨年の大会が最後になり、29回の開催で清浦マラソン単独の開催は幕をおろすことになってしまいました。

そして、今年度は菊鹿あんずの丘マラソンと統合して開催されることになっているようです。

もう決まったことですので、つべこべ蒸し返すことはしようとは思いませんが、あんずの丘マラソンと統合するまでになった経緯とそこまでの考え方をお尋ねいたします。

次に先日ですけれども、地元の方と話しているときに、今年から清浦マラソンがなくなることすら知らない方が多くいました。よく聞いてみると、体育指導員さんは知っていましたが、ほかの区長さん、地区の体育委員さん、地域審議会の委員さんたちは、どういういきさつで決まったかなどは知らない方がほとんどでした。

鹿本町としては、県内で最初の総理大臣になられた清浦伯を顕彰して、そして29回も開催された、大切な地元の文化であると思っている住民も数多くいます。この点を踏まえて、統合するまでの地域住民への説明は十分だったと、お考えかどうかお尋ねいたします。

○議長(横手啓介君)

答弁を求めます。寺崎教育部次長。

[教育部次長　寺崎泰和君　登壇]

○教育部次長（寺崎泰和君）

川野議員のご質問の清浦総理顕彰鹿本マラソンと、菊鹿あんずの丘マラソンの統合についての考え方と、これまでの流れにつきましてお答えいたします。

平成17年の合併当初より、同じ種類の大会の見直しや統廃合につきましては、慎重に進めてまいりました。今回ご質問の鹿本マラソン大会は、鹿本町出身の内閣総理大臣、清浦奎吾伯を県内外に顕彰し、その偉業をしのぶために開催され、昨年で29回目を迎える伝統ある大会でございます。

しかし、近年は参加者数が1000名から1200名の参加はあるものの、参加者のうち700名が地元の小中学生で、小中学校の記録会を兼ねて開催されております。残りの300名から500名が一般の参加者でございます。また、その数も年々減少傾向にご

ざいます。一方、あんずの丘マラソン大会は、ロケーションや駐車場等に恵まれているところがあり、参加者数は1600名から1800名で年々増加の傾向にあります。

同じマラソン大会で隣接地域での開催でもあることから、新たな形での再出発はできないものかと、平成22年度より両大会の実行委員会へご提案をしたところでございます。

両実行委員会での検討の結果、統合に前向きなご意見をいただきましたので、昨年平成23年度に両方の実行委員会から、役員及び事務局同席の上、統合の方向で決定を見たところでございます。

今後、鹿本マラソン大会とあんずの丘マラソン大会を統合するに当たり、清浦総理を顕彰しつつ、今以上の大会として確立するため、新たな実行委員会により、大会趣旨等を慎重に審議いただき、「この大会に参加してよかった。」「また、参加したい。」というような大会を目指していきたいと考えております。また、地元の住民の皆様への説明が十分だったかというご指摘につきましては、第１回目から大会運営にご尽力いただきました多くの皆様を初め、関係者や地元住民の皆様の説明に、不足した点があったことを真摯に受けとめまして、今後は関係者や住民の皆様への説明を十分に行い、ご理解をいただくよう努力してまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長(横手啓介君)

川野議員、了解ですか。

○19番（川野功君）

議長。

○議長(横手啓介君)

川野議員。

［19番　川野功君　登壇］

○19番（川野功君）

数年前のことですけれども、「ひだまり」の方で本市の事業仕分けがありました。そのときに清浦マラソンも仕分け対象事業に挙がっておりましたので、今後どうするのかを注目して見ておりました。するとそのときいきなり担当者の方から、ほかとの統合か縮小廃止の方で考えているという、説明があったように記憶しております。「おいおい、いきなりかよ。」と、そのとき感じておりました。

もうちょっと単独で残すにはどうしたらよいかとか、もうちょっと深く考えて行動もとってほしかったと思っております。

先ほどの答弁では、清浦マラソンは参加者も減少してきていると、その理由としてはあんずの丘マラソンの方が、ロケーションや駐車場の点で恵まれているからで

はないかというような判断でした。

しかし、私は参加者減少の理由は、ロケーションや駐車場ではなくて、担当者の方は一生懸命やっていたと思いますけども、惜しむらくはあんずの丘マラソンのように地元観光協会と連携しているような、地元との協力体制がとれなかったことが一番の原因ではないかと思っております。

例えば、商工会青年部や農協青年部などの団体と、うまく連携してもっと地元からの盛り上がりをつけていけば、よかったかなと思っておりました。

新しい大会がすばらしいものになるよう期待しております。

そこで、今度は中嶋市長にお尋ねいたします。

市長も地元である清浦マラソンには、大きな思い入れがあると思いますが、こういう方針になってしまったことに対して市長の思いをお聞きし、私の一般質問を終わりたいと思います。ぐだぐだ言わないと言いながらちょっと言ってしまって申しわけありませんでした。よろしくお願いします。

○議長(横手啓介君)

答弁を求めます。中嶋市長。

[市長　中嶋憲正君　登壇]

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの川野議員の清浦総理顕彰鹿本マラソン大会についてのお尋ねにお答えいたします。

清浦総理顕彰鹿本マラソンにつきましては、皆様も御存じのように、たった今川野議員からございましたように、山鹿市出身の内閣総理大臣清浦奎吾伯を県内外に顕彰し、その偉業をしのぶため諸先輩方が開催された非常に伝統ある大会でございます。

10キロメートルコースには清浦総理生誕の地、明照寺を通るコースを設定し、県内外からたくさんの方々を集めたところでございます。

ただ、最近は同じような大会が各市町村で開催され、参加者も少しずつ減少してきておったところでございます。

今回、鹿本マラソン大会と、菊鹿あんずの丘マラソン大会の統合につきましては、担当部局より答弁がありましたように、ここ数年にわたりまして検討してきたところでございます。そういった中で、今日の状況あるいは、また、新たな大会には、清浦総理顕彰という冠を残すこと、さらにはまた、新たな大会はさらにグレードの高い大会とすること等々を考慮して、統合はいたし方がないと判断いたしたところでございます。今まで長きにわたりご尽力いただきました、皆様の思いを忘れることなく、新たな大会へと発展していくことを強く望んでおります。また、地元住民

への説明が不足であったということは、強く認識をいたしておりますし、反省をいたしております。このことについては、しっかりと担当部署にフォローするように指示いたしておりますし、それらを挽回するように両大会の関係者が互いに協力して、今まで以上のすばらしい大会を生み出してほしいなとそんな思いをいたしております。以上、答弁といたします。

○議長(横手啓介君)

川野議員、了解ですか。

○19番（川野功君）

終わります。

○議長(横手啓介君)

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。

吉本議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

○14番（吉本政幸君）

14番、みらい山鹿の吉本です。今回の一般質問いろいろな事情があり、休ませてもらおうかなっていうふうに思っておりましたけれども、実は本定例会初日に市議会議員としての節目の評価をいただきましたので、「そらあ、何かせないかんばい」と、ある先輩議員さんから言われて、一応頑張らせていただきます。

それでは、通告に従い農業問題３点質問させていただきます。

農業問題に関しましては、過去に複数回お尋ねしておりますので、内容的にかぶる部分もありますが、よろしくお願いしておきます。

農業を取り巻く環境については、いつも申し上げているように、農業従事者の高齢化、担い手不足などの状況にあり、将来的にどのように進むのか不安だけが先行しているのではないかというふうに感じております。

このような中、今回、担い手支援として新規就農総合支援事業が動き始め、本定例会の補正予算の中に、4050万円の提案がなされました。この事業に関しましては３月定例会において、同僚の北原議員より質問があっており、前の農林部長さんより事業内容の説明が行われております。

今回は具体的に補助金の総額が出てきております。そこでその対象人数、地域別の数、年齢等をお伺いします。

それから、北原議員のときと重複しますが、できるだけ詳しい内容と今後の進め方をお尋ねします。

次に市の農業の将来像についてでありますが、ある農業新聞に「農業の高齢化が

進み、ここ５年が勝負である」と、ある地域のリーダー的存在の方が話をされておりました。

我が市におきましても、この高齢化は一段と加速度を増し、市としても農業の将来について、現状の分析を確実に行い、見直す部分があれば見直し、農家とともにその将来像へ向け、手遅れにならないような検討を願うものです。このことは後の部分に重なる点もありますが、特に気になりますのが畑作地帯の将来であります。

私のおります鹿央地区におきましては、遊休農地の大きな部分を圃場整備が済んだ、畑地が占めているように感じます。これは今まで施設園芸をされていた方々が高齢となり、若い人たちに託されても借り受けをされた側の労働力が不足し、遊休農地化したり、一方、引き受け手がなければ同じような状態になってしまっているのではないかというふうにも感じます。

このようなことを踏まえ、総合計画に記載されている将来の展望より、一歩も二歩も踏み込んだ判断が必要となってきていると感じます。どう見ておられるかお尋ねします。

それから、３点目でありますが、総合計画の中の意欲ある担い手の確保と育成の部分で、前期計画では農地の利用集積による土地利用型農業の再編とあり、後期計画では、営農組織の育成と法人化の文言が出ております。この二つのことが今後の農村・農地を守っていくためには、非常に重要になってくるのではないかというふうに、自分的には強く感じております。

水田におきましては機械化により、割と多くの農地をカバーできると感じますが、先に申しました、畑作地帯の部分においては、特に考えていくべきと強く思うところであります。

やはり、今後は機械化の可能な作物の作付により、農地の荒廃を防いでいくべきものと思っております。

今でこそ鹿央地区においては、施設園芸が主な経営形態となっておりますが、昔は、麦、大豆、その他雑穀など、畑作として多く栽培されていた記憶もあります。

現在、価格的な問題があるというふうに聞き及びますが、まず、荒らさないための方策をとるべきではないかというふうに感じます。また、これより多くの農地を管理していくとき、個別経営の中ではどうしても面積的に限られると聞きます。

雇い入れての経営もありますが、ただ、私が心配しますのが条件的によい環境の耕地であれば引き受け手もあり、どうにかできるというふうに感じますが、すべてが条件のいいわけではなく、その土地の将来が気にもなります。このような点すべてをクリアできるのが、いま農業関係で話になります、集落営農組織であるのではないかと強く思います。

地域が一体となり動くということは、前にも申したと思いますが、自分たちの土地は自分たちが守るという理念が強く働き、条件の悪い部分に関しても、使命感というような中で頑張っていけるものであるというふうに考えております。

平成17年６月の定例会において、集落営農組織の設立に向けた指導方針はと尋ねておりますが、その後の結果的な推移、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長(横手啓介君)

執行部の答弁を求めます。冨田農林部長。

[農林部長　冨田弘海君　登壇]

○農林部長（冨田弘海君）

吉本議員の一般質問、農業問題についてお答えいたします。まず、１点目の新規就農総合支援事業は、本年度から新規就農者の確保・育成を図るための国の施策として始まったものです。

事業の内容としましては、青年就農給付金として、就農の準備期間として、県が認める研修機関で１年以上研修を行い、独立・自営就農、または雇用就農を目指す、就農の予定年齢が45歳未満の方を支援する準備型と、独立・自営就農直後を支援する経営開始型、また、新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術などの習得を図るための実践的な研修の実施を支援する農の雇用事業があります。

青年就農給付金の準備型は県、経営開始型は市、農の雇用事業につきましては全国農業会議所が、窓口となって実施されます。

市が取り組みます青年就農給付金の経営開始型の要件は、独立就農時の年齢が45歳未満で、農業経営者となることに強い意欲を有していること。

経営開始が５年後に農業で生計が成り立つ実現可能な計画となっていること。

給付対象者がみずから農地や機械の所有権、本人名義で生産物の出荷及び売上や経費の管理を行っていること。市町村が作成する、人・農地プランの中心となる経営体として、位置づけられていること。また、生活保護と生活費を支給する事業と、重複していないことなどの要件に該当する方を対象に、年間150万円が最高５年間給付されます。

今回、予算提案しております積算の根拠といたしましては、平成20年４月以降に、市で把握しています新規就農者名簿に記載されている方や、広報等を見て相談に来られた方の中で、先ほど述べました要件に該当する方や、本年度要件を満たすと言われた方を対象として、27名分を計上しているところです。

内訳としまして、20歳代が８名、30歳代が15名、40歳代が４名。地域別では、山

鹿12名、鹿北１名、菊鹿３名、鹿本７名、鹿央４名となっております。

ただし、給付に際しましては要件をすべて満たした後でないとできませんので、今後は該当者の方を要件の進みぐあいや人・農地プランへの位置づけなどを把握し、国と連携しながら、適正に給付していくこととしております。

次に、２点目の山鹿市農業の将来像につきましては、現状の厳しい農業環境の中、いかに担い手を確保し、農地を守っていくのかが課題であると考えており、持続的で力強い農業の実現のため、基幹的農業従事者や地域集落の中心となる経営体への、農地の利用集積の加速が必要となります。

そのために、本年度から人・農地プランの作成を行うことで、このプランが地域農業の未来のマスタープランとなることです。地域で十分な話し合いを進めていただきたいと思います。

山鹿市農業につきましては、これまで土地利用型農業を中心として、園芸や工芸作物、果樹、畜産を含めた複合型の経営を行い、県内で有数の農業地域を形成してきました。

今後は水田における土地利用型農業については、集落営農組織、また、機械利用組合、規模拡大志向農家へ集約化を図ることでコスト低減を図り、大規模な経営体を育成することが必要であります。また、園芸農家につきましては、専業農家による収益を高めるための転換を図るため、経営分化を行うことが必要ではないかと考えています。

さらに、畑地につきましても、遊休地化することが懸念されますが、その特性を生かし、野菜等園芸作物を中心に栽培されてきた経緯もありますので、引き続き園芸作物の高度化を図るとともに、戸別所得補償制度の畑作物の所得補償交付金を活用して、麦や大豆の作物等の栽培を行うことも一つの選択肢だと思っています。

中山間地域におきましては、そのすばらしい景観を生かし、そこでしかできない作物の栽培や作物への高付加価値化、女性のパワーを活用した６次産業化、さらには観光との組み合わせによる産業化が必要かと考えています。

次に３点目の土地利用型農業及び集落営農組織の推進による、農地の保全についてですが、最初に現状から申し上げたいと思います。まず、集落営農組織につきましては、平成18年から山鹿、鹿本、鹿央地区で20組織が設立され、そのうち法人化された組織は２組織にとどまっています。

そのほか、水田の主要作業を担う機械利用組合は、市内で47組織あり、それぞれ地域農業の中心となって活動されているところです。

これからは、土地利用型農業を守っていくためには、組織の育成・確保は重要な課題です。組織化することで、ある程度の農地の保全はできるものと考えています

が、やはり中山間地の農地につきましては、管理の問題が重くのしかかり、今までは先祖代々受け継がれた農地を、荒らしてはいけないという気概の中で、農家の方が取り組まれ維持されてきた経緯があります。このような気持ちを受け継ぐために、地域内でどのように保全していくのか話し合いを進めていただき、さらには新規就農者の受け入れなど、意欲的な農家を育成することが、必要ではないかと考えています。

いずれにいたしましても、農業の問題は大きな問題で、一朝一夕に解決することではないと考えていますので、国は国土の保全として、さらには自治体として支援策を講じながら、関係機関や農家の方と連携しながら、農地の保全に努めていきたいと思います。以上、ご答弁といたします。

○議長(横手啓介君)

吉本議員、了解ですか。

○14番（吉本政幸君）

議長。

○議長(横手啓介君)

吉本議員。

[14番　吉本政幸君　登壇]

○14番（吉本政幸君）

質問ではありませんけれども、今お尋ねしたことに対する要望という形で、述べさせてもらい終わりたいと思います。

支援事業に関しましては、北原議員もおっしゃっておられましたように、確実に早目の対応を願うものです。また、対象者に対しての十分なわかりやすい説明っていいますか、それをお願いしておきます。

それから、蒲島知事がよく言われていた「ピンチはチャンス」という言葉があります。現在の経済状況、多産業の就労状況等を見たとき、就農に関心を持ってくれる人たちを、多く引き込むことができるのではないかというふうに考えます。

農業の未来像については、ここ10年もたたないうちに、はっきりとした形が出てくると考えます。

施設園芸に関しては、専業農家によるということでありますが、総合計画の中の主要農産物の推移ということで、メインであるところのスイカの面積が平成18年から21年までの４年間で、作付面積が100ヘクタール減少しているのが気になります。

これらのことを考えたとき、機械化による土地利用型農業の必要性が高まってくると信じております。世界の食料状況に左右されない、社会づくりにも貢献でき得るものです。また、何回も申し上げますが、このような農業を推し進めるためには、

組織化が重要な位置づけとなります。また、先ほども申しました、新しい担い手の部分で、それらの方々が多く残ることにより、このような組織の中核として頑張っていただけるのではないかというふうに考えております。

すべては農家自体の考えが主でありますが、農家と一緒に考え、助言、支援していくのも行政の大きな仕事であります。ぜひとも検討されることを期待して終わりますが、新しい冨田農林部長につきましては、昨日太田黒議員でしたか、どのような気持ちで向かうのかっていうような中で、力強い農業に対する思いを述べていただきました。

やはり、どうしても我々も農村で生まれ育ち、農業に携わってきた人間にとりましては、将来の部分といいますか、農山村、どうしても気になってまいります。ぜひとも力強いご支援をよろしくお願いして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(横手啓介君)

以上で、吉本議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後１時から再開いたします。

午前11時49分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長(横手啓介君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、池田誠一議員の発言を許します。池田議員。

[15番　池田誠一君　登壇]

○15番（池田誠一君）

本日は午後からの一番の発言でございます。議席番号15番、みらい山鹿、池田でございます。今回３点について一般質問を通告しておりますので、順番に従って質問させていただきたいと思います。

質問に入ります前に資料請求をいたしたいと思いますので、議長より資料配付の許可をお願い申し上げたいと思います。

○議長(横手啓介君)

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

○15番（池田誠一君）

それでは質問させていただきたいと思います。まず、一番目でございますが、ただいま皆様方のお手元の方に資料配付ということで、これは本年４月１日に熊日新聞の方に掲載されました内容の一部でございます。

１番目のまず、６年間使用されたランドセルの処理についてということで、通告いたしております。この件につきましては、合併から８年目を迎えようとしている今日、旧鹿本町におきましては、新入生を対象にランドセルの配布があっていたわけですけれど、合併後、すべての山鹿市の新入生に対しましてもランドセルの支給が行われるようになりました。

これは本当に市長の英断でもあり、また、子どもたちにとってはありがたい、そしてまた、保護者にとってもすばらしいことではなかったのかと思っております。その配布から８年目を迎え、今中学２年生の子どもたちが一番最初の６年間を終えたわけでございます。

この新聞にも載っておりますように、その無料配布のランドセルを６年間使用し、本当に子どもたちにとりましては、思い出多き、６年間の思い出が詰まったランドセルを、では終わった後、どうしようかといいましたときに、それぞれ思い出があるから、とっておこうかとか、そういうのもあろうかとは思いますけれども、以前ですと、そのランドセルがもし小さな新１年生の弟なり、妹なりがおったとするならば、そちらの方に回すということもあり得たのでしょうけれども、本当に先ほどから申し上げますように山鹿市は、新入生全員にその年度ごとに全員に対して配布を行っておりますので、そういったのもできなくなったということです。

ですので、その６年間使ったランドセルを、今度はどのような形で生かそうかと思ったときに、やはりこれは今の段階では、家の方に眠らせておくか、それとも廃棄という形になろうかと思うのです。

そうした場合に循環型社会ということで、山鹿市も取り組んでおりますけれども、このランドセルというものは資源ごみにはならずに焼却用ごみとしてしか処理できないのかなというふうに思います。

本当に子どもたちにとりましては、６年間なじんだランドセルでございますので、どうにか利用はできないかというところに、この山鹿市三岳小学校の取り組みというのが出てきただろうというふうに思っております。

３年前のＰＴＡ会長でございます野中誠二会長が会長時代に、このＮＰＯ法人の東京でのシステム、そしてまた、その内容を知り、自分のところで何とかできないかということからの発想で、このようなランドセルをＰＴＡの組織の中で、他国のアフガン、そしてまたモンゴルあたりに送るというシステムをお聞きし、そちらに送ったらということでの取り組みであったわけでございます。

三岳小学校だけの取り組みでございますけれども、これが本当に山鹿市全体の中で生きてくるならば、山鹿市にとりましてもイメージアップにもつながるし、先ほどから申し上げますように、循環型社会の一環として、また、その次のステップの中で、このランドセルそのものが生きてくるのではないかとの思いの中から、今回取り上げさせていただきました。

ＰＴＡ単独での事業はなかなか難しい部分があろうかと思いますので、その窓口としてでも、教育委員会なり、どこかの組織の中で、取りまとめ１本ぐらいはでき得ればありがたいなということでの質問でございます。

行政側からのサポートそしてまた、それができ得れば、お示しいただきたいと思います。

続きまして、２点目でございます。農地・水保全管理支払交付金制度の事務委託についてでございますけれども、この件につきましては、過去５年間農地・水・環境保全管理ということでの、国からの制度で新たな取り組みをなされてまいりました。このおかげで本当に多くの農地を有しているそれぞれの組織、団体等がこのことによって、農地用の水の確保であるとか、水利の確保であるとか、またはいろんな農道の整備であるとか、そのことに対して多くの利益、そしてまた、管理が行き届いた部分もあろうかと思います。

それが５年たち、どうなるかと思っておりましたところ、新たに本年度から農地・水・環境ということではなく、農地・水保全管理支払交付金制度という、名称を新たにして再スタートをすることができました。

この５年間を顧みたときに、その事務委託というのが本当にそれをどうやった形の中で、その補助金を得ることができ、そしてまた、その管理を、詳細をきちっと国に報告しなければならないと、そういった事務的な面倒くささというものがあったのも事実であります。

そういうことで、玉名市におきましては、その事務委託を全部、市の土地改良区の方で行っているということをお聞きいたしております。そうなりますと、山鹿ではどうなるかと思うわけでございまして、もし、山鹿でも、その事務委託の管理を市の、例えば、玉名市と同じように、土地改良区の方で行っていただければ、これは本当に各組織、地域にとりましても、その辺の面倒くささ、そしてまた、大変さというものが緩和できるのではないかなと思いますので、当市の取り組み、そしてまた、これから先の方策をもしあればお聞かせいただきたいと思います。

続きまして３点目でございます。国・県の公的機関の集約に対する市の考え方についてお尋ねを申し上げます。

今日、国も県もでございますけれども、上部団体であります、それぞれの地域の

中で、自分ところのそれぞれの管理の縮小化、そしてまた、効率化を目指さんがための集約といいますか、撤退といいますか、そういったのが現実として行われようとしているのも事実であろうというふうに思いますし、その件につきまして、もし、当市におきましても、国の出先機関であります菊池川工事事務所であるとか、また、県の出先機関である振興局、保健所、その他多くのそういった上部団体の公的機関が存在するわけでもあります。

そういった中で、この間ちょっと新聞等で見ましたけれども、全国市長会の中でもこのことに関しまして、でき得るだけの現存する、地域における公的機関のその存続維持を残したいという意思決定がなされたということも新聞に載っておりましたけれども、そういうのも含めまして、また、県におきましては、当市は本当に、どういったことかわかりませんけれども、まず、ハローワークも菊池市の方へ移転しました。そしてまた、これは公的機関ではございませんけれども、九州電力も社屋をっていいますか、そういった建てたばかりの新しい事務所を置き去りにし、玉名市の方へ行ってしまったという、本当に嘆かわしい部分もございます。また、公的機関におきましては、教育事務所の撤退ということも本当に行われてまいりました。そのことに関しまして、もし、市長の取り組み、そしてまた、これからの考え方というのがあればお聞かせいただければ幸いだと存じます。以上、質問終わります。

○議長(横手啓介君)

執行部の答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

池田議員の６年間使用されたランドセルの処理についてということにつきましてお答えいたします。

三岳小学校で行われていますこの事業は、３年前から実施されているＰＴＡ活動だと聞いており、大変心温まる活動だと思っております。

ランドセルを送るまでの作業としまして、子どもたちが６年間使った思い出や、次に使う子どもたちへの思いなどを込め、ワックスクリームを塗り、磨き上げてダンボールに詰め込む作業を経て、ＮＧＯに送られているということです。

この活動自体は、ランドセルメーカーが2004年から始めた「ランドセルは海を越えて」というキャンペーンであり、６年間使用したランドセルは思い出がたくさん詰まったもので、処分もできずに倉庫や押し入れ等で保管されているケースがほとんどです。

そこで６年間、思い出がたくさん詰まった使用済みランドセルに、ノートや鉛筆

などの文具を詰めて、世界で最も物資が不足している国の一つであります、アフガニスタンやモンゴルの子どもたちに、プレゼントするという活動だということだそうです。このほかにも企業が実施している事業がございますが、三岳小学校ではこの活動を利用されているようであります。

費用につきましては、本来、ランドセル１個に対して、海外への輸送費等経費として1800円が必要でありますが、予定応募総数に達するまでの期間中であれば、ＮＧＯまでの送料のみの費用で済むということであります。

教育委員会としましては、三岳小学校ＰＴＡの取り組みや、ランドセルを送る事業等を各小学校に紹介することにより、この取り組みがＰＴＡや保護者の活動として、広がることに期待したいと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

冨田農林部長。

［農林部長　冨田弘海君　登壇］

○農林部長（冨田弘海君）

池田議員の農地・水保全管理支払交付金制度の事務委託についてお答えいたします。

本事業は農業生産の基盤となる農地・農業用水等の資源の保全活動、地域住民の協働による集落機能の維持に向けた取り組みと、農業用施設の中で、耐用年数を超えている水路等の長寿命化に向けた補修、更新等を計画的かつ効率的に行う取り組みを実施するものであります。

今年度から第２期対策事業として101組織を予定しており、活動支援面積は3922ヘクタールで取り組むことといたしております。

各組織の事務につきましては事業計画に始まり、申請・実施・実績・報告までの事業費の歳入・歳出はもとより、事業実施中の会計処理や整備内容の取りまとめなど、煩雑化してきております。

そこで、本市といたしましても、県内の事業実施自治体の情報を踏まえまして、活動組織における事務事業量の負担軽減を目的とした、事務委託制度の導入を進めているところでございます。

既に、本年４月より各組織に対する事務委託要望アンケートを実施しており、土地改良区等への事務委託の条件整備を行い、取り組みやすい農地・水事業へ推進していくことといたしております。以上、ご答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの池田議員の３点目のご質問にお答えいたします。

平成22年６月、閣議決定された地域主権戦略大綱におきまして、国の出先機関の原則廃止の姿勢が示されました。これに伴う動きといたしまして、九州、地方知事会では、九州にある国の出先機関の事務・権限・人員・組織・財源を丸ごと移譲する際の受け皿組織として、「九州広域行政機構（仮称）」が、九州市長会では、国と市町村の間に位置する県のあり方を見直し、国と地方、双方の統治機能を再構築する「九州府構想」が、それぞれ提唱されております。

こうした中、平成23年３月の東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生しましたが、地方整備局や地方経済産業局、市町村が一体となり、迅速かつ懸命な救援活動やインフラ・産業の復旧が行われました。

このことで、地域における国の出先機関の役割と、災害時における国との連携の重要性が再認識され、さきに開催された全国市長会におきましても、政府に対しまして、国の出先機関の地方移管、受け皿である広域的実施体制のあり方については、具体的かつ十分な議論を要望するとの決議が採択されております。

一方、熊本県関係の公的機関につきましても、地方分権の進展に伴い、整理統合を含めた集約化が進むものと思われますが、本市といたしましては、平成22年８月に議会とともどもに、「存続に関する要望書」を県知事に提出しており、市民への行政サービス低下による無用の混乱と不安を生じさせないよう慎重な対応をお願いしておるところでございます。

以上のことを踏まえ、私は二重行政の解消による簡素で効率的な行政運営と、地方自治体の自主性・自立性を進める地方分権の流れを歓迎しつつも、国・県の関係機関の果たす役割を十分認識した上で、何よりも市民の福祉の向上を最優先するという政治姿勢で、この問題に対応してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

池田議員、了解ですか。

○15番（池田誠一君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、池田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

17番議員、温もりの会の永田紘二でございます。発言通告に基づきまして、一般質問を２点行いたいと思います。

１点目は教育委員会の職務執行体制について。２点目には通学路の安全確保への対策についてお伺いをいたします。一問一答方式でお願いをしたいと思います。まず、教育委員会の職務執行体制についてお尋ねをいたします。

本年４月から教育部長が空席となっております。教育長がその事務取り扱いを行っておられます。私は教育長は特別職だから、職員兼務の一種である事務取り扱いはできないものであると考えておりました。

しかし、地方公務員法第３条における行政実例として、「教育長は一般職に属する地方公務員である。ただ、その職務と責任の特殊性に基づいて、他の職員と異なる特例的な規制を受けるものにすぎない」という表現があります。

すなわち、教育長は一般常勤職員とされます。したがって、事務取り扱いは可能であることを理解いたしました。

教育長として教育委員会の業務全般をつかさどりながら、教育部長の重責を担うことは、教育部次長を設置されたにもかかわらず、重要課題を抱え非常に大変であると推察いたします。

そこで、現在、教育委員会として、どのような職務執行体制をとられているかをお伺いします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの永田議員の教育委員会の職務執行体制についてのご質問にお答えしたいと思います。まず、職務についてご説明を申し上げたいと思います。

法律の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これは省略して地方行法と申し上げますが、その第17条に「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」とされ、「教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。」と、こういうふうに記されております。

教育部長につきましては、教育委員会の組織規則において「教育長を補佐し、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」とされております。

教育部次長につきましては、「上司の命を受け、所掌事務を処理する。」とされ、同じく次長級の首席教育審議員は、「上司の命を受け、特命事項を処理する。」とされております。

現在、首席教育審議員については特命事項として、「学校教育全般に関するこ

と」が発令されておりまして、事務局のそれ以外の事務については、教育部の次長が担当するようにいたしております。

ただ、議員ご指摘のように大変複雑で難しい重要課題も、教育委員会には山積いたしておりますので、本日出席しております次長級の二人に私教育長を加えた３名が、頻繁に打ち合わせを行い、担当課長などとの職員とも連携を密にして、教育委員会一丸となって取り組むようにいたしているところでございます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

ご答弁ありがとうございました。

二人の次長級職員と一体となって職務に当たるとご答弁でございました。私は一つ勘違いをしておりましたけれども、首席審議員は部長クラスだという理解をしておりました。

しかし、首席教育審議員は次長クラスだという整理がされております。よって、次長級二人と一緒になってやるということだろうと思います。

特に教育審議員は、学校教育全般に関することを、特命事項として職務に位置づけられているということでありますので、今までは普通部長なり教育長に学校問題は質問をしておりましたけれども、２回目の通学路の安全確保の対策については、首席教育審議員に答弁を求めたいと思います。

２点目の質問に入りたいと思います。

全国的に小学生や中学生を巻き込んだ、痛ましい交通事故が多発をしております。本市でも、昨年７月に広見小学校区内の国道３号で発生した交通事故は、大変痛ましいものでございました。心からご冥福をお祈りしたいと思います。

その事故を受け、広見小学校における交通安全対策等、どのように取り組まれてきたのか、まず、お伺いをしたいと思いますし、また、事故を教訓に、山鹿市全小中学校の通学路の危険箇所、再点検をされていると思います。安全対策をどのように進めてこられているのかお尋ねをしたいと思います。

ただ、昨日北原議員の質問と少し重なるところもあると思いますけれども、よろ

しくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

永田議員の通学路の安全確保への対策のご質問についてお答えいたします。

昨年の事故後には、熊本警察本部、山鹿警察署、熊本河川国道事務所、学校関係者、ＰＴＡ、交通指導隊、交通安全協会、山鹿市教育委員会、鹿北分室、山鹿市建設課により現場立会いを行い、今後の通学路のことや安全対策のことについて協議を行ったところであります。

結果としまして、どうしても国道３号線を通る箇所には、学校や保護者、山鹿市教育委員会を含む各関係機関の要望により、熊本河川国道事務所が約230メートルに渡ってガードパイプを設置し、一部歩道の拡幅を行っていただきました。また、学校と保護者が相談し、２学期から通学路を変更し、２カ所の迂回路を通ることで、安全確保に努めたところでございます。また、各小中学校に対しましては、事故発生以前に、６月末までに通学路の危険箇所等の再点検をお願いしていたこともあり、その情報も整理しながら、再度各小中学校に通学路において、「交通事故等の危険性がないか。必要によっては安全確保のために、通学路の変更も考えられないか。」など、夏季休業中に通学路の再点検をお願いし、情報を提供していただいたところでございます。

その後、教育総務課におきまして、通学路危険箇所一覧を作成し、各学校ごとの主な危険箇所につきましては、国土交通省へ要望したり、市の建設課や農林整備課に情報提供し、対策を検討してもらったりしております。

その中には、県に要望依頼予定のものや、国土交通省へ要望し計画されつつあるもの、市の関係課で対応済みのもの、また、学校施設課により、学校と対応を検討していくものなど、非常に多岐に渡っております。また、道路状況や地域環境によりましては、児童・生徒の危険予知、危険回避能力を高めていくことが、最も大事だと考えられるところもございます。

これまでの危険箇所につきましては、再度、市の建設課及び農林整備課に確認に行き、対応について意見をいただいているところでございます。

本年度、平成24年度におきましても、各学校から通学路の状況や危険箇所を記した情報が挙がってきております。また、昨日も述べましたが、熊本県警からも児童・生徒の通学路の危険箇所点検等の依頼がきており、現在、教育総務課にて本年度の通学路の危険箇所についてまとめたものを、山鹿警察署に情報提供をしており

ます。この情報をもとに山鹿警察署も学校職員や地域の方とともに、もちろん教育委員会もそうでございますが、通学路の安全確保へ向けての対策を進めるというところで現在進んでいるところでございます。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

通学路に対する教育委員会としての考え方、昨年の痛ましい事故以降の取り組みなど、ご答弁をいただきましてありがとうございました。

それでは、通学路の安全確保について、２回目の質問に入りたいと思います。

個別的、具体的な危険箇所の把握や取り組み状況についてであります。

私自身、子どもたちが学校へ通う時間帯に車を運転することがあります。その場合、危険だなと思うところが、山鹿市内にはたくさんあります。

特にその中でも私どもの校区の話しではいけませんけれども、大道地区管内であります。日ごろから特に改善してほしいなと思っていること、それから、先日の地域の公民館運営委員会の中でも、そういうお話が出ました。

これを機会に４カ所だけ、教育委員会としてどのような現状を把握しているのか。現地を見に行ったり、お尋ねしたりしたことがあるのかをお伺いしたいと思います。

１カ所目です。大宮神社横の交差点から、健康福祉センターへ向かう道路の市営大宮団地付近で、道幅が非常に狭く、歩道も設置されていません。車の通行も多くて、非常に危険であると、そして、雨天時には道路が川みたいになっているということであります。

それから、２カ所目は、県道方保田・山鹿線の方保田交差点近くの方保田八幡宮から、鹿本高校正面方向に通じる道路。国道325号線に出る手前。もしくは、方保田八幡宮の周辺。車は非常に多い中に、非常に危険な場所であります。

３カ所目は、同じく方保田交差点から国道325号線を横断して、鹿本畜協につながる道路の、特に国道に接する付近、両サイドが急な坂道でありますし、歩道もありません。特に国道３号線からの道路でありまして、非常に車が多いところであります。子どもの通学も非常に多いところであります。

それから、もう１点４カ所目ですが、今教育委員会が入っています九電、栄町の

信号から方保田交差点、大道小学校を経過して日置の交差点までの旧国道３号線の歩道であります。歩道は設置してありますけれども、私も時々歩きますが、とてもじゃない、歩けるような状態ではありません。ずっと十何年来課題であります。車も非常に多いし、スピードの出る車も多い路線であります。

以上の４カ所は地域の方も非常に危険性を感じておられます。教育委員会として、どれくらいその状況の把握をしておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

永田議員の通学路の安全確保への対策についてのご質問の２回目、危険箇所の把握や取り組み状況についてお答えいたします。

議員お尋ねの１カ所目ですが、市道大宮通花見坂線の大宮神社横の交差点から、健康福祉センター方面への箇所ですが、ここは山鹿小学校、山鹿中学校において通学路と指定されています。歩道が狭いこと。路面水の排水が悪いことなども、学校から報告がなされており、教育委員会でも現地を確認しております。

次に２カ所目についてでございますが、方保田八幡宮から斜めに入り、鹿本高校正面へ通じる、市道方保田高校線でございますが、ご指摘のとおり道幅が狭い上に、鹿本高校前交差点近くの商店街は、歩道もなく見通しが悪いと、大道小学校より報告をされております。

３カ所目につきましてですが、方保田交差点から国道325号線を横断して、鹿本畜協、畜産協同組合につながる道路の市道長坂古閑線でございまして、国道325号線に接続する付近は、坂道で歩道もなく、大変危険であることに加え、交通量の多い国道を横断しなければならないことなど、学校からの報告はもちろん、地域の方からの要望も伺っております。

４カ所目でございますが、大道小学校前の県道方保田山鹿線でございますが、大道小学校の出入り口がカーブにかかっていて危険なこと、歩道が狭いこと、など報告が挙がっております。教育委員会としても、以前から懸案として検討しているところでございます。

なお、通学路における危険箇所等につきましては、１回目に答弁しましたように、毎年度各学校から情報が挙がってまいります。危険箇所等を一覧にしました情報を最新のものに更新し、その情報を道路の所管部署や山鹿警察署にも提供し、対策を検討していただいており、可能な部分から対策を講じております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

３回目の質問をさせていただきます。

個別危険箇所の今後の対策や取り組みについてでございます。

通学路の危険箇所につきましては、先ほど来から、警察から学校からＰＴＡから地域からそれぞれ安全確保についての報告等も出されているようでありますけれども、具体的な対応戦略がなかなか見えません。

通学路の安全確保対策につきましては、ハード事業は別としまして、ソフト事業につきましては、教育委員会は積極的に関連部署と連携をし、国・県への窓口等を取り組んでいただきたいと思います。お尋ねしました４カ所について、教育委員会としても把握されているようですけれども、今後それらの危険箇所を教育委員会として、どのように対応されていくのか、お伺いをして一般質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

通学路の安全確保への対策についてのご質問の３回目、危険箇所の今後の対策や取り組みについてお答えいたします。

危険箇所についての対策は、道路などその環境を改善する対策と、子どもたちはもちろん、通行される方や地域の方を巻き込んだ、安全対策意識の向上があるかと思います。

まず、環境改善の対策ですが、各所管部署において十分に検討いただき、可能なものから取り組みを進めていただいております。

先ほどのご質問の1カ所目、市営大宮団地付近につきましては、建設課におきまして、今年度から歩道設置に向け着手しますし、４カ所目の県道方保田山鹿線の道路改良につきましては、鹿本地域振興局土木部において、方保田交差点から日置交差点の手前までの、約900メートル区間分の県道拡幅の実施設計を作成し、平成24

年度は、まず、西側の方保田川から大道小学校を経て、方保田バス停の十字路付近までの、240メートルの用地買収に着手されております。

２カ所目の市道方保田高校線と、３カ所目の市道長坂古閑線については、通学時間帯の交通規制やかわりとなる通学路を確保できないかなど、さまざまな対策を検討している状況です。

そのほか改善が必要なところにつきましては、今後とも関係部署と情報を共有し、可能な箇所については、環境整備ができるようお願いしてまいりたいと考えております。

安全対策意識の向上につきましては、それぞれの学校において、危険箇所の意識づけ、危険予知・危険回避能力の向上に努めていただくとともに、保護者を初め地域の皆様による見守り、指導、声かけなどにご協力をいただき、学校、保護者、地域一体となって進めていかなければならないと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第58号　固定資産評価員の選任については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（横手啓介君）

日程第２　委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第58号を除く全案件を、お手元に配布いたし

ております付託表とおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後１時44分　散会

～～～

６月２２日(金曜日)

平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成24年６月22日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第49号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第50号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例
議案第51号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
議案第53号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第54号　財産の取得について
議案第55号　財産の取得について
議案第56号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第57号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第58号　固定資産評価員の選任について
陳情第13号　プールの建設を求める陳情書
（委員長報告）
討　　論
採　　決

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（29名）

１番　永田　　健　君
２番　稲葉　　昇　君
４番　福本　義文　君
５番　冨丸　洋一郎　君
６番　藤本　峰秀　君
７番　北原　昭三　君
８番　芹川　正美　君
９番　藤原　　豊　君

10番　立山秀木君
11番　立山　隆君
12番　原　徹君
13番　平井邦廣君
14番　吉本政幸君
15番　池田誠一君
16番　堀　茂幸君
17番　永田紘二君
18番　森川昭彦君
19番　川野　功君
20番　古荘克郎君
21番　森　芳顕君
22番　家入憲隆君
23番　横手啓介君
24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

欠席議員（１名）

３番　藤本芳雄君

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

説明のため出席した者

市長　中嶋憲正君
副市長　池田永実君
教育長　杉本作徳君
総務部長　本多隆文君
市民福祉部長　有働　博君
農林部長　冨田弘海君
商工観光部長　三森兄臣君
建設部長　緒方淳一君

環境部長	幸村英星君
市民医療センター事務部長	荒木　隆君
首席審議員兼会計管理者	米加田純正君
総務部次長兼秘書課長	戸次由夫君
市民福祉部次長兼介護保険課長	川崎美明君
農林部次長	池田廣二君
建設部次長	長迫三紀夫君
水道局長	宮本　稔君
教育部次長	寺崎泰和君
総務課長	原　弘文君
人権啓発課長	古家忠興君
農林企画課長	吉里明弘君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
市民医療センター事務部経理課長	永田臣司君
農業委員会事務局長	西田博之君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	奥村正文君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	小山　天君
書記	森　英州君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　議案第49号～議案第58号
陳情第13号

○議長（横手啓介君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、陳情、議案第58号の全案件を議題といたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議案第49号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第50号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例
議案第51号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
議案第53号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第54号　財産の取得について
議案第55号　財産の取得について
議案第56号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第57号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
議案第58号　固定資産評価員の選任について
陳情第13号　プールの建設を求める陳情書

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

各常任委員長の報告を求めます。藤原福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　藤原弘君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（藤原弘君）

福祉厚生常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案３件であります。

去る６月15日午前10時から本庁３階会議室において、委員全員出席のもと、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。調査箇所は、地域密着型介護サービス施設「いつでんくるばい」、「広見保育園」、「鹿北老人福祉センター」及び「幸の国健康館ゆ～かむ」の４箇所といたしました。

初めに、「特定非営利活動法人コレクティブ」が運営主体である、定期巡回・随時対応型としては県内初の施設で、熊入町にある「いつでんくるばい」を視察し、新たなサービス内容等について、担当職員から詳しく説明を受けました。

次に、熊本県が土砂災害警戒区域に指定している「広見保育園」の現況について調査を行い、あわせて子育て支援課長からは、鹿北地区の公立保育園再編整備計画作成までの経緯や、方針変更に至るまでの経過等について説明を受けました。

３箇所目の「鹿北老人福祉センター」では、指定管理者として当センターの管理運営の委託先であります、社会福祉協議会の担当者から、センターの概要等について説明を受けました。

そして最後の視察先、「幸の国健康館ゆ～かむ」では、陶山館長から当館の利用実績をもとに、現況報告を受けた後、施設内の見学とあわせて、館内の「食事処山桜」において、地産食材を豊富に使った昼食をとり、帰庁いたしました。

午後１時 30 分から委員会を再開、議案審査に入ります前に、執行部より４月１日付の人事異動による職員の自己紹介を受けた後、慎重に議案審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第 50 号　山鹿市印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 53 号　平成 24 年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 57 号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

平井建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　平井邦廣君　登壇］

○建設環境常任委員長（平井邦廣君）

建設環境常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案１件であります。

去る６月18日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ち、４月１日付で人事異動による職員の自己紹介を受けた後、議案審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

議案第51号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案審査の後、「山鹿浄水センター」と有限会社クリーン健康社の「３Ｒセンター」で、それぞれの堆肥製造施設の現地調査を行い、担当職員から詳しい説明を受けました。

以上で建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

立山経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　立山秀木君　登壇］

○経済観光常任委員長（立山秀木君）

経済観光常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案１件であります。

去る６月19日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ち、４月１日付人事異動による職員の自己紹介を受けた後、議案審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

議案第53号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中書簡。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案審査後に「さくら湯」の現地調査を行い、担当職員から今後のスケジュールや伝統工法などの説明を受けました。

以上、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎勇児君）

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案６件、陳情１件であります。

去る６月20日午前10時から本庁３階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。現地は長洲町の「有明ソーラーパワー」で、株式会社リクシル有明工場敷地内の太陽光発電管理棟において、担当職員から詳しい説明を受け、敷地内の太陽光発電施設の視察を行いました。現地調査終了後、午後２時から委員会を再開いたしました。

議案審査に先立ち、４月１日付人事異動による職員の自己紹介を受けた後、慎重に議案審査を行いましたので、その結果についてご報告をいたします。

議案第49号　山鹿市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号　平成24年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号　財産の取得について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号　財産の取得について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第13号　プールの建設を求める陳情書。採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で各常任委員長の報告を終わります。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第49号から議案第52号までの４案件を一括採決いたします。議案第49号から議案第52号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号から議案第57号まで、４案件を一括採決いたします。議案第54号から議案第57号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、４案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号　固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第13号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は採択することに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

閉　会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成24年（第３回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時13分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　横　手　啓　介

山鹿市議会議員　　川　野　　功

山鹿市議会議員　　永　田　紘　二